

平成21年6月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成21年6月24日～25日

場 所 第5委員会室

平成21年 6月24日（水曜日）

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第2号 宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
- ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について（別紙2）
- ・県が出資している法人の経営状況について
宮崎県住宅供給公社（別紙3）
宮崎県道路公社（別紙4）
宮崎県土地開発公社（別紙5）
財団法人宮崎県機械技術振興協会（別紙12）
財団法人宮崎県産業支援財団（別紙13）
財団法人宮崎県建設技術推進機構（別紙16）
- ・平成20年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（別紙18）
- 請願第9号 「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願
- 請願第19号 平成21年度宮崎地方最低賃金改正についての請願
- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査

○その他報告事項

- ・「みやざき農商工連携応援ファンド事業」第1回公募結果について
- ・物産振興センターと産業貿易振興協会の合併について
- ・「緊急保証制度（セーフティネット保証（5号））」の承諾状況について
- ・建設技術センターへの指定管理者制度の導入について
- ・直轄事業負担金の問題に係る最近の動きについて
- ・総合評価落札方式の改正について
- ・宮崎県の中長期道路整備計画の中間見直しについて
- ・延岡土木事務所管内の県営住宅への指定管理者制度の導入について

出席委員（9人）

委員	長	宮原	義久
副委員	長	西村	賢
委員		星原	透
委員		野辺	修光
委員		黒木	正一
委員		太田	清海
委員		井上	紀代子
委員		徳重	忠夫
委員		坂口	博美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	渡邊	亮一
商工観光労働部次長	持原	道雄
企業立地推進局長	矢野	好孝

観光交流推進局長	江上仁訓	公園下水道課長	東康雄
部参事兼商工政策課長	古賀孝士	建築住宅課長	佐藤徳一
工業支援課長	森幸男	営繕課長	川崎俊一郎
商業支援課長	吉田親志	施設保全対策監	上門豊生
経営金融課長	安田宏士	高速道対策局次長	河野俊春
労働政策課長	押川利孝		
地域雇用対策室長	篠田良廣		
企業立地推進局次長	山口俊匡		
観光推進課長	後沢彰宏		
みやざきアピール課長	甲斐睦教		
工業技術センター所長	河野雄三		
食品開発センター所長	河野満洋		
県立産業技術専門校長	西盾夫		

事務局職員出席者

議事課主査 前田陽一
議事課主任主事 吉田拓郎

○宮原委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

○坂口委員 2号議案の関係で総務部なんかにも質疑をやらんと判断できないと考えているんです。そのことで、議案ですけれども、総務常任委員会との調整があるでしょうから、それを先送りできないかというのと、もう一つは、この議案のために、どうしても見てほしい現場というのがあるんです。同意が得られれば、2つの現場で1時間半ぐらいかかると思うんですけども、写真を回しますけど、今どんな工事がなされているかというのと、エコクリーンプラザみたいなことが起こっているんです。本当に責任持てるような——これは広瀬バイパスですけど、盛り土が亀裂が入りよるとか、陥没しよるとか、それはつくってから1カ月で壊れた離岸堤とかです。そういうのが頻繁に起こっているから、できれば……。

○宮原委員長 暫時休憩いたします。

県土整備部

県土整備部長	山田康夫
県土整備部次長 (総括)	岡村巖
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	児玉宏紀
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	藤原憲一
高速道対策局長	渡辺学
管理課長	成合修
用地対策課長	服部芳邦
部参事兼技術企画課長	岡田健了
部参事兼工事検査課長	富高康夫
道路建設課長	濱田良和
道路保全課長	大寺重樹
河川課長	大田原宣治
ダム対策監	小嶋雄一郎
砂防課長	平田一善
港湾課長	野田和彦
空港・ポート セールス対策監	前田安德
都市計画課長	黒田博司

午前10時3分休憩

午前10時10分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。
執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時12分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。
本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○渡邊商工観光労働部長 商工観光労働部関係の御説明をさせていただきます。

常任委員会資料をごらんいただきたいと思います。表紙の下のほうに目次がありますが、本日は、平成21年6月定例県議会提出議案、平成21年6月定例県議会提出報告書及び商工観光労働部をめぐる最近の動きについて御説明いたします。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。今回提出しております商工観光労働部関係議案の概要でございます。まず、議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」は、経済・雇用対策の実施に伴う補正を行うものでございます。商工観光労働部の補正前の一般会計歳出総額453億4,361万1,000円に7億7,806万2,000円を増額しまして、合計が461億2,167万3,000円となります。

次に、議案第13号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）」は、国の補正予算の成立を受けまして、経済・雇用対策を追加して実施するため、議案第1号の補正予算をさらに補正するものでございます。議案第1号による補

正後の額461億2,167万3,000円に47億8,724万8,000円を増額しまして、合計が509億892万1,000円となります。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。6月4日に取りまとめました経済・雇用対策に、今回補正をお願いする商工観光労働部の事業を位置づけたものでございます。まず、緊急的な経済・雇用対策のうち、雇用確保・就業支援といたしましては、厳しい経済情勢下におきまして、離職を余儀なくされた方々に対する雇用機会の創出を図るため、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費の増額を行うほか、ふろさと雇用再生特別基金を活用した事業などを実施いたします。

次に、中長期的な視野からの産業づくり対策につきましましては、産業振興のための基盤整備等といたしまして、観光客の誘致や受け入れ体制の整備を図る事業を実施いたします。また、新たな事業の展開・創出に向けた取り組みといたしまして、本県の地域資源を生かしました新産業を創出するためのモデル的な工場立地の促進に取り組むとともに、中小企業などの技術力向上のために、試験研究機関などの技術支援・研究開発支援機能を強化いたします。

また、このほかに、中長期的な視野からの地域づくり対策のための事業を実施することにしております。

議案の詳細及び報告事項につきましては、担当課長より御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。私のほうからは以上でございます。

○古賀商工政策課長 まず初めに、各課の補正予算の説明方法について御説明申し上げます。

今回は、平成21年度6月補正予算とあわせまして、追加補正予算について説明させていただ

きます。予算の説明に当たりましては、歳出予算説明資料を基本といたしますが、通常の補正予算分に当たります平成21年度6月補正歳出予算説明資料と、追加の補正予算分に当たります平成21年度6月補正歳出予算説明資料（議案第13号関係）の2冊の冊子に分かれておりますので、この2冊の冊子を使いまして説明申し上げます。また、主な新規・重点事業につきましては、常任委員会資料に詳細を記載しております。したがって、補正予算が2冊の冊子にまたがる課につきましては、2冊の冊子を使います。または1冊の冊子のみで済む課もございますので、これにつきましては、いずれか1冊のほうをお示ししますので、それで御説明させていただいた後に、主な新規・重点事業につきまして常任委員会資料で御説明するという方法で行わせていただきます。また、新規事業につきましては、歳出予算説明資料の事項または説明欄に㊦というふうに表示されておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、商工政策課の平成21年度6月補正予算について御説明申し上げます。

お手元の平成21年度6月補正歳出予算説明資料の商工政策課のインデックス、45ページでございます。今回の補正につきましては、5億円の増額補正をお願いいたしております。補正後の予算額は7億3,649万4,000円となります。

それでは、補正内容について御説明申し上げます。47ページをお開きください。（事項）㊦新産業創出支援事業費であります。説明欄の1にありますとおり、みやざき新産業創出型工場立地促進事業であります。5億円の増額補正をするものでございます。

詳細につきましては、お手元の委員会資料で御説明いたしますので、委員会資料の3ページ

をお開きいただきたいと思います。1の事業の目的についてであります。本県の恵まれた自然環境や豊かな農林水産物などの地域資源を活用した新産業を創出することにより、地域経済の活性化及び雇用の拡大を図ろうとするものであります。

次に、2の事業概要につきましては、（1）事業スキームにありますとおり、まず県産業支援財団に5億円の補助金を一括して交付し、基金を造成しまして、次に財団が基金を取り崩して民間事業者に補助を行います。また、（2）の①にありますように、補助対象事業につきましては、立地場所を特定した上で、アからエに掲げる要件を満たす工場建設プランを公募により選定したいと考えております。具体的な要件といたしましては、アから順に申し上げますと、投資規模が大きく、雇用創出効果が高いこと、農商工連携等新産業創出につながるモデル的な事業であること、地域農業・経済の持続的な発展に寄与すること、太陽光発電等新エネルギーを利用することを考えております。②補助対象経費は、工場の建物、構築物、機械・装置等の整備に要する経費としております。③補助額は、投資額の10%の投資割合と、1人当たり30万円の新規雇用者割の合計額を5億円を限度に補助することとしております。④事業期間でございますが、平成25年度までの5カ年間で、補助対象者を選定する事業認定を23年度までとしておりますが、厳しい経済情勢の中にありますので、できるだけ早期に事業者の選定を行いたいと考えております。

3の事業費は県産業支援財団に交付する5億円でございます。

最後に、事業効果といたしましては、地域経済の活性化及び雇用の拡大が図れるとともに、

県内他地域への新産業展開を誘発することを期待いたしております。

商工政策課につきましては、以上でございます。

○森工業支援課長 工業支援課の平成21年度6月補正予算について御説明いたします。

お手元の平成21年度6月補正歳出予算説明資料をお願いいたします。工業支援課のインデックスのところ、49ページでございます。今回の補正予算額は3,079万6,000円の増額補正で、いずれも経済・雇用対策に伴うものでございます。補正後の予算額は13億8,340万3,000円となります。

それでは、補正予算の内容について御説明いたします。51ページをお願いいたします。（事項）工業振興対策費でございます。これは、説明欄1の㊦ものづくり企業支援体制強化事業379万6,000円をお願いするものでございます。詳細につきましては、後ほどお手元の委員会資料で御説明をいたします。

次に、（事項）食品開発センター総務管理費でございますが、説明欄1の設備機器緊急整備事業におきまして、2,700万円を増額補正するものでございます。これは、食品開発センターにおきまして、食品加工業者や加工グループ等の利用が多い食品素材等の分析装置を最新の機器に更新いたしまして、食品関連企業の技術力向上や製品開発力の向上を図るというものでございます。

次に、追加の補正予算内容について御説明いたします。

別冊で平成21年度6月補正歳出予算説明資料（議案第13号関係）のほうをお願いいたします。工業支援課のインデックスのところ、49ページでございます。追加の補正予算額は3

億7,252万5,000円の増額補正で、いずれも経済・雇用対策の実施に伴うものでございます。補正後の予算は17億5,592万8,000円でございます。

補正の内容につきましては、51ページをお開きいただきたいと思います。（事項）機械技術センター運営事業費でございます。これは、説明欄の1でございますが、㊦機械金属産業基盤技術支援機能強化事業7,398万円をお願いするものでございます。詳細につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、（事項）鉱業資源対策費でございますが、説明欄1の採石・砂利採取保安対策費は、老朽化した公用車を環境に配慮した公用車に更新するための経費209万9,000円を増額補正するものでございます。説明欄2の休廃止鉱山鉱害対策費1,434万7,000円につきましては、現在、美郷町が、町内にあります休廃止鉱山でございます速日鉱山の坑廃水処理事業を実施しておりますが、平成22年度分として計画しておりました事業を経済対策として前倒しで実施することに伴う県の補助金の増額補正でございます。

次に、（事項）工業技術センター総務管理費でございます。説明欄1の工業技術センター運営管理費につきましては、老朽化した公用車を環境に配慮した公用車に更新するための経費でございます。説明欄2の㊦高度技術研究開発機能強化事業2億8,000万円をお願いしておりますが、詳細につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、事業の内容につきまして、常任委員会資料で御説明をいたします。

委員会資料の4ページでございます。㊦ものづくり企業支援体制強化事業でございます。1の事業目的でございますが、景気の急速な悪化

によりまして、生産の減少、収益の悪化など、深刻な状況でございます県内のものづくり企業を支援するため、全県的な製造業者の団体でございます財団法人宮崎県工業会に専門員を配置するものでございます。2の事業概要でございますが、工業会の会員企業や会員外のものづくり企業を専門員が定期的に訪問いたしまして、企業情報の収集や相談に応じるとともに、国、県等の支援策や工業会の事業等を広報し、その利用を支援することといたしております。雇用人員は1名でございます、事業期間は平成23年度まででございます。3の事業費ですが、379万6,000円でございます。これにつきましては、ふるさと雇用再生特別基金を活用することといたしております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

⑧機械金属産業基盤技術支援機能強化事業でございます。まず、1の事業目的でございますが、県北地域に集積します機械金属関連産業等の中小企業におきましては、今回の経済不況に加え、企業間の競争がさらに激しくなっております。製品の高品質化、短納期等を実現する高い技術力がこれまで以上に求められているところでございます。このため、延岡にあります機械技術センター、こちらに高度な分析機器等を整備いたしまして技術支援機能の強化を行い、県内中小企業等のものづくり基盤技術の向上を図るものでございます。事業概要でございますが、機械技術センターに万能材料試験機制御器など9つの機器を整備することにいたしております。事業費でございますが、7,398万円、財源は地域活性化経済対策交付金でございます。

次に、6ページでございます。⑨高度技術研究開発機能強化事業でございます。1の事業目

的でございますが、自動車・IT関連産業等の県内中小企業におきましては、製品の高性能化、小型化などに対応できる高度な技術力が一層求められている状況でございます。このため、工業技術センターに高度な万能試験機器を整備いたしまして、研究開発や技術支援機能を強化するとともに、SPG技術等の本県が強みを有する高度な技術を活用した研究開発等を進めまして、県内中小企業等の技術力の向上を図るものでございます。事業概要でございますが、工業技術センターに高分解能走査型電子顕微鏡など8つの機器を整備することにいたしております。事業費は2億8,000万円でございます。

工業支援課の6月補正予算につきましては、以上でございます。

続きまして、議会提出報告書の御説明をさせていただきますと思います。

同じく委員会資料の14ページをお願いいたします。議会提出報告書におきまして、県が出資しております法人の経営状況を御報告することになっておりますけれども、まず財団法人宮崎県機械技術振興協会の概要について御説明いたします。1の役割等でございます。当協会は、機械金属工業の技術指導、調査研究等を行うことにより、本県機械金属工業の振興に寄与することを目的といたしまして、昭和54年に設立された法人でございます。基本財産は300万円で、うち県の出資額は150万円、出資割合は50%となっております。2の事業内容でございますが、当協会は、指定管理者として宮崎県機械技術センターの管理運営業務を行っております。主として県北地域を中心とする機械金属関連中小企業を対象に、技術支援、設備利用、依頼試験等の業務を実施いたしております。次に、3

の組織等でございますが、理事長が延岡市長、副理事長が延岡鐵工団地協同組合理事長となっており、以下、表のような体制となっております。

続きまして、同じく県が出資しております財団法人宮崎県産業支援財団の概要について御説明をいたします。次の15ページをお願いいたします。産業支援財団の概要についてであります。1の(1)の目的でございます。当財団は、新事業・新産業の創出による本県産業の活性化を図るため、産学官連携による研究開発の推進を初め、創業、新商品・新技術の開発等を行おうとする技術者への支援を総合的に行う中核的支援機関として、他の支援機関などと連携しながら、計画段階から事業化段階までの各種支援及び産業人材の育成や建設業者の新分野進出等の支援を行っております。(3)の基本財産・基金の状況でございますが、①の基本財産は3,500万円でございます。②の基金は、農商工連携応援ファンドなど計40億1,200万円となっております。2の組織等につきましては、理事長は知事でございます。常勤役員は28名でございます。設立以来、事務所が分散しておりましたけれども、平成21年4月より宮崎事務所を県工業技術センター内の佐土原事務所に移転・統合いたしまして、役員の削減及び組織の簡素化を図ったところでございます。

次の16ページに、産業支援財団の平成20年度及び21年度の事業費一覧をつけておりますが、内容につきましては、後ほど御説明をいたします。

それでは、事業報告書について御説明いたします。

平成21年6月定例県議会提出報告書の105ページをお願いいたします。まず、宮崎県機械技術

振興協会の平成20年度事業報告書についてでございます。2の事業実績でございますが、主な取り組みといたしまして、①の技術支援におきましては、技術指導120件、基礎技術研修27コース、延べ96人など、中小企業に対する技術支援を行っております。また、②の設備利用におきましては、ワイヤーカットや三次元測定機等の中小企業の設備利用が合計で643件あったところでございます。以下、ここに記載のような事業内容でございます。

続きまして、財務諸表についてでございます。107ページをお願いいたします。まず、4の正味財産増減計算書でございますが、これは、事業活動等に伴いまして、正味財産がふえたか減ったかの内容でございます。金額につきましては、1,000円単位で御説明させていただきます。まず、(1)経常収益でございますが、県からの受託事業収益5,235万2,000円と地元の企業や団体からの受取寄附金142万円など、経常収益の計は5,393万円となっております。(2)の経常費用でございますが、受託事業費の機械技術センター管理運営受託事業費5,209万円、管理費の法人管理費135万9,000円など、経常費用の計は5,345万円となっております。経常収益から経常費用を差し引きました当期の経常増減額は47万9,000円となっております。この結果、正味財産期末残高は641万9,000円と、前年度に比べ増加いたしております。

次に、106ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。平成21年3月末現在における資産と負債、正味財産の状況を示したものでございます。Iの資産の部の1の流動資産は、現金、普通預金などございまして、計609万6,000円でございます。2の固定資産は、(1)の基本財産、(2)の特定資産など、

計584万6,000円でございます。資産合計は1,194万2,000円となっております。次に、Ⅱの負債の部の1の流動負債でございますが、未払い金など計400万3,000円、2の固定負債は退職給与引当金の152万円で、負債合計は552万3,000円でございます。Ⅲの正味財産の部につきましては、資産合計から負債合計を差し引きました正味財産の合計は、641万9,000円でございます。

続きまして、108ページに財産目録をお示ししておりますが、こちらは貸借対照表の内容と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、109ページでございます。平成21年度の事業計画でございます。2の事業計画でございますが、特に平成21年度は、(2)ものづくり基盤技術集積促進事業受託事業にございますように、新たにコーディネーターを1名配置いたしまして、企業への相談や研修等を実施していくことにしております。

続きまして、110ページをお願いいたします。3の収支予算書でございます。1の事業活動収支の部でございますが、これにつきましては、平成20年度とほぼ同じような内容となっておりますが、2の事業活動支出につきましては、先ほど御説明いたしましたものづくり基盤技術集積促進事業受託事業費921万2,000円が加わっております。このことによりまして、事業活動支出の合計は6,366万6,000円となりまして、前年度と比較して957万3,000円の増額となっております。

宮崎県機械技術振興協会につきましては、以上でございます。

続きまして、財団法人宮崎県産業支援財団の事業報告書について御報告いたします。なお、

財団の事業につきましては、当課だけではなく、商業支援課及び経営金融課所管事業もございますので、私から一括御説明させていただきますが、質問につきましては、関係課から回答させていただきます。113ページをお願いいたします。2の事業実績ですが、当財団は、主として3点でございます。まず、(1)新事業・新産業の創出でございます。産学官連携による研究開発を推進することによりまして、新たな技術シーズを生み出し、新事業・新産業の創出を図る事業でございます。(2)挑戦する中小企業への支援でございますが、県内中小企業の経営革新や製品開発などの事業活動に対する支援を行うものでございます。(3)地域商業・サービス業の活性化であります。中心市街地における中小商業活性化等に関する事業を行うことにより、県内中小商業の活性化を図るものでございます。

次に、主な事業についてでございます。

(1)新事業・新産業の創出であります。全体の事業費は7億1,478万円でございます。①地域結集型共同研究事業から次のページの⑤研究開発資源活用型事業、この事業は、昨年度までブルーベリーの葉などに含まれる機能性等を研究してまいりました地域結集型共同研究事業の関連事業でございます。これまでの研究基盤を生かし、実用化研究に取り組む事業のほか、技術移転等の推進や関連した研究を進める事業でございます。⑥研究開発支援事業から⑧戦略的地域科学技術振興事業までは、県内の有望な産学官の研究グループに対しまして研究開発を委託するもので、11件の研究を実施いたしております。次に、⑨知的財産活用支援機能強化事業でございますが、中小企業が有する特許等の技術移転を推進したところでございます。次に、

⑩都市エリア産学官連携促進事業でございますが、国の委託を受けまして、チョウザメ等の水産資源に含まれる機能性成分を認知症予防等に活用するといったような研究を行ったところでございます。⑪創業・新事業挑戦支援ファンド事業でございますが、ベンチャーファンドを通じまして、県内企業2社に投資いたしましたところでございます。115ページの⑫地域資源活用型研究開発事業及び⑬地域イノベーション創出研究開発事業でございますが、九州経済産業局からの委託を受けまして、合わせて6件の産学官による共同研究を行ったところでございます。

続きまして、(2) 挑戦する中小企業への支援についてであります。事業費は全体で25億5,793万7,000円でございます。①総合相談窓口開設事業から④地域力連携拠点事業までは、県内中小企業からの相談等に対応したり、専門家を派遣しての助言指導等を行う事業でございます。建設業者の新分野進出や農商工連携などの相談等にも対応したところでございます。続きまして、116ページの⑫でございますが、設備資金貸付及び設備貸与事業でございます。中小企業の機械設備導入を支援するため、資金の貸し付けや設備の貸与を行ったところでございます。⑬取引振興事業でございますが、県内中小企業の取引拡大を促進するため、取引あっせんや見本市出展企業に対する支援、自動車関連産業への参入支援に取り組んだところでございます。続きまして、117ページの⑭でございますが、川上・川下ネットワーク構築支援事業におきましては、自動車関連産業及び太陽光発電関連産業への参入促進のため、県内企業を対象に講演会や工場見学、展示会参加等に取り組んだところでございます。

続きまして、(3) の地域商業・サービス業

の活性化についてでございますが、事業費は1,391万3,000円でございます。これは、街づくり機関が行う中心市街地活性化事業に対する助成のほか、創業予定者を対象としたセミナーや経営相談などの事業を行ったところでございます。

続きまして、財務諸表でございますが、120ページをお願いいたします。正味財産増減計算書でございます。Iの一般正味財産増減の部の経常増減の部についてでございますが、金額につきましては、先ほどと同じように、円単位で記載しておりますが、1,000円の位で御説明させていただきます。経常増益は、事業活動等に伴う収益と費用を計上しておりますが、(1)の経常収益の主なものにつきましては、受取補助金3億9,958万6,000円、事業収益6億4,112万4,000円、受託事業収益5億5,678万2,000円などとなっております。経常収益の合計は17億8,616万円となっております。(2)の経常費用の主なものにつきましては、創業支援部門の事業費9億8,855万1,000円、管理費4億2,755万円などございまして、経常費用の計は19億6,742万7,000円となっております。これによりまして、当期の経常増減額は1億8,126万6,000円のマイナスとなったところでございます。次に、2の経常外増減の部でございますが、これにつきましては、事業活動等に伴わない収益と費用を計上しております。経常外収益から経常外費用を差し引きました当期の経常外増減額は、7,412万7,000円のマイナスでございます。この結果、一般正味財産増減の部におきましては、当期の一般正味財産は2億5,539万4,000円減少いたしております。期末残高は8,271万6,000円のマイナスとなっております。次に、IIの指定正味財産増減の部でございます

ますが、基金造成のための受取補助金などによりまして、当期の指定正味財産は2億171万8,000円のプラスとなっております。この結果、期末残高は10億1,171万9,000円となっております。以上によりまして、正味財産の平成20年度の期末残高は9億2,900万3,000円となったところでございます。

118ページにお戻りいただきたいと思っております。貸借対照表についてでございます。資産合計は90億6,293万7,000円となっております。前年度に比べ17億4,652万8,000円の増となっております。これは、主に農商工連携応援ファンドを設置したことなどによるものでございます。

119ページにあります負債合計は、81億3,393万4,000円でございます。正味財産合計は9億2,900万3,000円となっております。負債及び正味財産合計は、資産合計と同じ90億6,293万7,000円と、前年度に比べて17億4,652万8,000円増加いたしております。これは、先ほど申し上げました農商工連携応援ファンドを設置したことに伴いまして、固定資産の部で県からの借入金等が増加したものでございます。

次に、121ページの財産目録でございますが、これは、貸借対照表と内容が重複いたしておりますので、説明は割愛させていただきます。

最後に、122ページのキャッシュ・フロー計算書についてでございます。この計算書は、事業年度における現金及び現金同等物の収入及び支出を表示するものでございます。現金及び現金同等物の増減額は3億2,408万4,000円のマイナスとなっております。期末残高は11億4,510万円となっております。

続きまして、123ページでございます。平成21年度の事業計画書についてでございます。2の事業計画をごらんいただきたいと思っております。平

成20年度で終了いたしました一部の事業を除きまして、本年度も、引き続き各種事業に取り組むこととしておりますが、新規事業を中心に御説明させていただきます。まず、(1)新事業・新産業の創出でございます。124ページの⑥知的財産活用支援環境整備事業でございますが、特許流通アシスタントアドバイザーを設置いたしまして、中小企業の特許流通や技術開発による製品化、事業化を促進するものでございます。⑦産学官連携研究体制強化推進事業でございますが、今後の新産業創出への発展が期待される分野につきまして、専門知識を有する研究員を新たに工業技術センターなどに配置いたしまして、研究体制の強化を図るものでございます。⑧産学官共同研究開発事業化展開強化事業でございますが、産学官連携による研究成果を全国規模の展示会でPRすることにより、販路開拓、事業化を促進するものでございます。

次に、(2)挑戦する中小企業への支援についてでございます。125ページの⑤みやざき農商工連携応援ファンド事業でございますが、この事業につきましては、後ほど取り組み内容を報告させていただきます。⑥ものづくり産業新事業展開支援事業でございますが、中小企業が行う新製品開発や販路開拓等を支援するものでございます。続きまして、⑦新事業創出・農商工連携促進事業は、新たに人員を配置いたしまして、新事業創出、農商工連携の取り組みを促進するため、企業訪問を行うものでございます。

次に、126ページをごらんいただきたいと思っております。(3)産業人材の育成・確保についてでございます。①半導体関連産業人材育成支援事業でございますが、県内の半導体・太陽電池関連企業の競争力強化を図るため、企業の技術者や県内の理工系の大学生等を対象に工場実習等

を実施するものでございます。

続きまして、127ページ、収支予算書についてでございます。1の事業活動収支の部でございますが、ただいま御説明しました事業のうち、企業等に直接支出する予算といたしましては、2の事業活動支出として、計36億5,144万3,000円を予定いたしております。当期収支差額はマイナスとなっておりますが、前期繰越収支差額15億6,365万円を充てることによりまして、事業を執行いたしてまいります。

以上が平成21年度の事業計画でございます。

財団法人宮崎県産業支援財団の状況は以上のとおりでございます。

最後に、常任委員会資料に戻っていただきまして、18ページをお願いいたします。みやざき農商工連携応援ファンドの第1回の公募結果でございます。2の公募の概要及び結果等でございますが、このたび第1回目といたしまして、4月から5月にかけて公募を行ったところでございますが、17事業者から18件と、非常に多くの応募があったところでございます。先般、民間の専門家や公設試験研究機関の職員等で構成いたします審査委員会で審査を行いまして、表にありますとおり、8件の事業を採択することとしたところでございます。本事業につきましては、年間複数回の公募を予定しておりますので、3にありますように、次回第2回目の公募ということで、本年9月から10月ごろに実施したいというふうに考えているところでございます。

工業支援課からは以上でございます。

○吉田商業支援課長 商業支援課のほうから報告事項1件をお願いします。

委員会資料の19ページをお願いします。物産振興センターと産業貿易振興協会の合併につい

てでございます。現在、両団体が本年10月1日の合併を目指しまして手続を進めておりますので、その状況につきまして御報告いたします。まず、合併の目的でございます。要約しますと、県内企業等の国内外への一層の販路拡大や、貿易の振興、県内産業の国際化を推進することを目的としております。

2の合併の方式ですけれども、吸収合併ということになります。宮崎県物産振興センターが存続しまして、産業貿易振興協会が消滅するというので吸収合併という形式でございます。

合併後の名称につきましては、社団法人宮崎県物産貿易振興センターという名前になります。

4の合併のメリットでございますが、県産品の輸出の窓口の一元化が図られるだろうと考えておりますし、ノウハウの蓄積もできるんじゃないかと考えております。②の事務局体制の強化ということで、2つの団体が一緒になりますので、強化ができるかなと。③の総務部門の事務軽減ということで、2つの団体でいろいろと事務をやっていたのが1つで済むということで軽減できるということでメリットがあるんじゃないかと考えております。

これまでの経緯ですけれども、平成20年、昨年12月1日に両団体とも理事会の決議を経まして合併協定書の締結をしております。ことしの5月15日になりまして、吸収合併契約書の締結を行いまして、それぞれの団体、5月29日に貿易協会、6月2日に物産振興センターの総会が開かれまして、ここで合併の承認がされております。

今後の予定でございますが、現在も知事に認可申請が上がってきておりまして、事務処理をしているところでございまして、7月初旬には

合併認可ができるのではないかと考えております。7月から9月にかけて、異議の申し立て期間ということで、債権者への催告・公告を行いまして、10月1日に合併の登記をしたいというふうに考えているところでございます。

なお、参考としまして、両団体の概要をつけておりますので、見ていただけたらと思います。

商業支援課からは以上でございます。

○安田経営金融課長 常任委員会資料の20ページをお願いいたします。緊急保証制度の承諾状況についてであります。

4月の常任委員会におきまして、保証申し込み前の状況がどうか、金融機関の窓口での状況がどうかというお話もありましたが、状況等について御説明させていただきます。まず、1の申込件数、承諾件数の状況についてであります。緊急保証制度では、保証を希望する企業は、まず市町村の認定を受けまして、その後、金融機関を通じて信用保証協会に保証の申し込みを行うということになっております。緊急保証がスタートいたしました昨年11月からことし5月末まで、市町村の認定が3,925件、協会への保証申し込み3,440件、保証承諾3,068件、否決が156件となっております。市町村認定の3,925件と協会への申し込み3,440件の間に485件の差がございますけれども、これは、市町村の認定は受けたけれども、何らかの理由で協会への保証の申し込みがなされなかったというものであります。

表の各月の状況を見ていただきますと、この緊急保証制度が始まったばかりの11月は市町村の認定412件に対し申し込み100件と、その差が312件ございます。その後、12月は602件に対し526件、差が76、1月が744件に対して609件

で、135件と差がありましたけれども、2月以降につきましては、認定と申し込みの差はほとんどなくなっている状況でございます。そこで、5月に、金融機関におきまして、融資の審査を実際に行っております部署の方々と意見交換を行うなど、窓口の対応状況について確認をいたしました。それによりますと、この緊急保証制度につきましては、保証協会の100%の保証であり、金融機関にとってはリスクが全くございません。そういったこともありまして、金融機関にとっては大変利用しやすい制度であるということで、それぞれ積極的にこの活用を推進しているということでありました。窓口で断るケースというのは、件数としては把握していないんだけれども、極めてまれであるとの説明を受けたところであります。さらに、窓口で断るケースというのはどういったことかというお話を伺ったところだと、1つには、その金融機関におきまして、それまでに延滞が繰り返し発生しているような企業、また既に直近で債務がありまして、その返済のために、例えば元金の据え置きですとか返済計画の見直し等をして、既に見直しを行ったんだけれども、その後、改善が進まない、さらに新しい貸し付けを行うと返済そのものが厳しくなる、こういったことで金融機関としてはどうしても新たな融資を行うことができない場合に限ってお断りをしていることがあるのではないかというお話が伺えたところであります。

なお、申請後ですけれども、156件というのがございますが、これは協会が申請を受け付けた後に否決したものでございますけれども、それが累計として156件ございます。これにつきましては、保証協会に確認しましたところ、既に借入額が多額で、申し込みにありました例えば事

業の継続の見通し等の中で、なかなかその見通しが立てられない、事業計画が立てられていない場合がほとんどの場合だということでありまして、また過去に代位弁済を受けておりまして、求償権が残っている企業のケースもあったというふうに伺っております。

次に、2の承諾額の状況についてであります。棒グラフをごらんいただきたいと思うんですが、昨年12月から急増いたしまして、その後3月まで高い水準で推移いたしましたけれども、4月、5月はやや落ちついた状況となっております。昨年11月から5月までの累計で保証協会全体で3,068件、400億8,221万円の承諾となっております。うち県の融資制度にかかわるものにつきましては2,395件、278億4,791万円となっております。県の制度の占める割合が件数で約8割、金額で約7割を占めているところでございます。

最後に、対象業種の推移であります。昨日、6月23日より新型のインフルエンザが発生した場合、その影響を受けることが予想されます。例えば映画館、特に業種が悪化してきております。産業用ロボット製造業などを新たに加えて、合計で781業種が対象となっているところであります。

説明は以上でございます。

○押川労働政策課長 労働政策課の補正予算について御説明をいたします。

歳出予算説明資料の労働政策課のインデックスのところ、53ページをお開きいただきたいと存じます。今回の補正は、1億8,676万6,000円の増額補正でございます。補正後の予算額は28億8,423万1,000円となります。以下、事項について御説明いたします。

55ページをお開きいただきたいと存じま

す。（事項）緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費であります。1億3,800万円の増額であります。これは、経済・雇用緊急対策の実施に伴い、緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助事業を増額するものでございます。次に、（事項）県立産業技術専門校費4,876万6,000円の増額であります。これは、経済・雇用緊急対策の実施に伴い、委託訓練に関する経費を増額するものでございます。雇用情勢の悪化により増大します離職者に対する職業能力開発の機会を拡大するため、国が都道府県に委託して実施します離職者等再就職訓練の計画数を大幅にふやしたことを受けまして、本県の訓練計画数をふやし、訓練を実施するものでございます。

次に、議案第13号補正予算の追加議案について御説明をいたします。

お手元の平成21年6月補正歳出予算説明資料（議案第13号）の労働政策課のインデックスのところ、53ページをお開きいただきたいと存じます。この補正は、国の補正予算の成立に伴う雇用対策に要する経費を措置するものでございます。補正額は44億495万円の増額補正でありまして、補正後の予算額は72億8,918万1,000円となります。以下、事項について御説明いたします。

55ページをお開きください。（事項）宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金でございます。これは、国からの緊急雇用創出事業臨時特例交付金を受け入れ、基金として積み立てるものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして委員会資料で御説明をいたします。

お手元の商工建設常任委員会資料の7ページをお開きください。緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費であります。まず、1の事業目的で

ありますが、この事業は、離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年齢者等の失業者に対して、一時的な雇用就業機会の創出を図るものでございます。2の事業概要であります。緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助事業について、増額補正をお願いするものでございます。3の補正額でございますが、1億3,800万円で、財源は緊急雇用創出事業臨時特例基金であります。今回の補正により、補正前3億7,085万5,000円が補正後は5億885万5,000円となります。

次に、8ページをごらんください。宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金であります。まず、1の事業目的であります。この事業は、国の平成21年度補正予算の成立に伴い交付される平成21年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金をもとに、緊急雇用創出事業臨時特例基金の積み増しを行うものであります。2の事業概要であります。緊急雇用創出事業臨時特例基金の積み立て及び積み立てに伴い生じる利子の積み立てに要する額について、増額補正をお願いするものでございます。3の補正額であります。44億495万円で、今回の補正によりまして、補正前295万5,000円が補正後は44億790万5,000円となります。補正額の内訳は、基金積み立てが44億円、基金利子の積み立てが495万円でございます。なお、資料にはございませんが、この緊急雇用創出事業臨時特例基金につきましては、既に平成20年度2月追加補正予算におきまして、国からの交付金19億7,000万円を基金として積み立てており、今回の補正額44億円を加えますと、合計63億7,000万円となります。4の事業期間であります。本年度から平成23年度までの3カ年で、この基金を取り崩しながら必要な事業の財源に充てていくことといたし

ております。

労働政策課は以上でございます。

○後沢観光推進課長 観光推進課の6月補正予算について御説明いたします。

まず、お手元の平成21年度6月補正歳出予算説明資料の観光推進課のインデックスのところ、57ページをお開きください。補正は一般会計のみで4,200万円の増額でございます。補正後の予算額は、一般会計と特別会計を合わせまして11億5,675万9,000円でございます。

補正予算の内容について御説明いたします。59ページをお開きください。まず、(事項) スポーツランドみやざき推進事業費の説明欄1のスポーツランドみやざき誘致促進事業で700万円、(事項) 国内観光宣伝事業費の説明欄1の㊸観光客誘致緊急対策事業で2,700万円、㊹九州新幹線観光バスルート実証実験事業で800万円をそれぞれ増額補正するものでございます。詳細につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

続いて、お手元の平成21年度6月補正歳出予算説明資料(議案第13号)の観光推進課のインデックスのところ、57ページをお開きください。補正は一般会計のみで977万3,000円の増額でございます。補正後の予算額は、一般会計、特別会計合わせまして11億6,653万2,000円でございます。

補正予算の内容について御説明いたします。59ページをお開きください。(事項) スポーツランドみやざき推進事業費の説明欄1のスポーツランドみやざき受入基盤強化事業で977万3,000円を増額補正するものでございます。

それでは、補正予算の詳細につきましては、お手元の委員会資料で御説明いたしますので、委員会資料の9ページをお開きください。まず、

スポーツランドみやぎき誘致促進事業についてでございます。1の事業目的でございますが、本県におきましては、温暖な気候ですとかスポーツ施設を生かして、スポーツキャンプ・合宿、イベントを積極的に誘致するスポーツランドみやぎづくりに取り組んでいるところでございますが、近年、多くの自治体が合宿誘致に取り組むなど地域間競争が激化する中、本県のスポーツ環境の向上やPR強化に取り組み、スポーツキャンプや合宿の一層の増加を図るというものでございます。

2の事業の概要でございますが、本県のスポーツ施設等を総合的に紹介するパンフレット、これは現在も持っているのですけれども、これを全面改訂すること、及び県総合運動公園内に陸上競技ロードコースの距離表示板の整備を行うものでございまして、3にございますように、補正額は700万円を計上しているところでございます。

4の事業効果につきましては、本事業により、新規の合宿の開拓やリピーターの確保につながり、さらなるスポーツキャンプ・合宿の増加が図られるものと考えております。

次に、10ページをごらんください。㊸観光客誘致緊急対策事業についてでございます。1の事業目的でございますが、景気後退に加えまして、折からの新型インフルエンザの影響で県外からの観光客が大きく減少する懸念があるところでございますが、こうした中、福岡などの大都市から遠隔地にありまして、ふだんですと、他県に比べて移動に多額の高速料金がかかる本県にとりまして、高速道路のETC割引は大きな誘客効果があると考えております。また、本県と大都市圏との主要な交通手段である航空路線につきましても、搭乗者数の落ち込みなどが

続いているため、高速道路関係団体ですとか航空会社などと連携した緊急誘客対策を実施しまして、県外からの観光客増を図るものでございます。

2の事業概要でございますが、例えば、北部九州などをターゲットとした高速道路利用者に対するプレゼント企画などの誘客キャンペーンや、航空路線やフェリー航路を活用した旅行商品の造成支援などを関係団体や企業等と連携しながら、実施してまいります。

事業費としましては、3にありますとおり、2,700万円を計上してございまして、事業効果としましては、4にありますとおり、経済環境の悪化に対応した国の対策や企業の取り組み、これに即応した誘客対策を実施することにより、観光客の入り込み増が期待できるというふうに考えてございます。

次に、11ページをお開きください。㊹九州新幹線観光バスルート実証実験事業についてでございます。1の事業目的でございますが、平成23年春の九州新幹線の全線開通に向けて重要となります新幹線停車駅と本県を結ぶ観光バスルートについて、バスを実際に運行させながら、その検証を行うことにより、新幹線利用客の本県へのバスによる観光ルートの確立を目指すものでございます。

2の事業概要といたしまして、JR熊本駅や鹿児島中央駅などの新幹線停車駅を出発し、観光地をめぐりながら本県に至るバスルートの開発と、運行実証実験をバス事業者に委託いたしまして、運行ダイヤや採算性などを検証していくというものでございます。

3の事業費といたしましては、800万円を計上しております。この事業は、ふるさと雇用再生特別基金を活用して実施するものでござい

す。

4の事業効果としましては、新幹線利用客の本県への魅力的な移動ルートを確立することで利用客の本県への誘致が図られるものと考えております。

次に、12ページをごらんください。スポーツランドみやざき受入基盤強化事業についてでございます。1の事業目的でございますが、WBC日本代表の合宿など、スポーツ大会ですとかキャンプ合宿のこれまでの誘致実績を生かして、スポーツランドみやざきのPRですとか経済効果が期待できる国際大会等の大規模な大会の誘致を図るために、今後取り組むべき課題を整理するといったものでございます。

2の事業概要についてでございますが、(1)から(3)までの3つの調査事業を委託することとしております。まず、(1)の主要なスポーツ競技種目の基礎情報等に関する調査であります。これは、主なスポーツ競技の競技人口、年齢層、関係団体などの基礎情報の調査と、大会の主催者、その規模、開催要件などの概要の調査を行うといったものでございます。次に、(2)の本県のスポーツ環境の実態に関する調査でございますが、これは、県内のスポーツ施設や設備の整備状況や利用状況について調査を行うというものでございます。(3)の国際大会・国内大規模大会等の誘致に向けた環境整備に関する調査でございますが、これは、さきに御説明いたしました2つの調査結果を踏まえまして、今後、国際大会等の誘致に必要な環境整備に関する分析調査を行うものでございます。

補正額につきましては、調査委託料として977万3,000円を計上しております。

事業効果といたしましては、今回の調査を通

してスポーツ環境の実態把握と課題の整理をすることで、本県のPRや誘客等による経済効果が見込まれる国際大会等の誘致が促進されるということと、キャンプ・合宿受け入れの全県化、多種目化、通年化の一層の推進が図られるというふうに考えております。

観光推進課の補正予算につきましては、以上でございます。

続きまして、平成20年度からの繰越明許費について繰越額が確定いたしましたので、御報告いたします。

平成21年6月定例県議会提出報告書にございます繰越明許費繰越計算書を抜粋したものを委員会資料に掲載してございますので、委員会資料のほうで説明させていただきます。委員会資料の17ページをお開きください。観光推進課の所管分といたしましては、木崎浜海岸緊急環境整備事業でございますが、繰越明許費の確定額は、翌年度繰越額の欄に記載してございまして、853万5,000円でございます。繰り越しの主な理由といたしましては、この事業は昨年度の1月補正予算において措置したものでございますが、事業工期が不足することによるものでございます。

観光推進課からは以上でございます。

○甲斐みやざきアピール課長 みやざきアピール課の平成21年度6月補正予算について御説明をいたします。

お手元の平成21年度6月補正歳出予算説明資料の61ページをお開きください。今回の補正予算額は1,850万円の増額補正でございます。補正後の予算額は2億2,258万3,000円となっております。

それでは、補正予算の内容について御説明いたします。63ページをお開きください。(事

項) 観光交流基盤整備費であります。説明欄1の㊦「ひむか神話街道」安全・安心走行環境整備事業におきまして、1,850万円を増額補正するものでございます。

詳細につきましては、お手元の委員会資料で御説明いたしますので、委員会資料の13ページをお開きください。まず、1の事業目的でございますけれども、ひむか神話街道のうち、道路が狭隘な西都市から椎葉村までの区間におきまして、案内標識等を整備する市町村に補助金を交付しまして整備促進を図るとともに、走りやすさマップを作成しまして、道路状況を利用者に正確に提供することで、安全・安心な走行環境の整備を図るものでございます。

次に、2の事業概要についてですけれども、(1)の補助金については、①にありますとおり、補助金交付先を区間沿線の西都市、美郷町、椎葉村としております。②にありますとおり、補助対象につきましては、3項目に区分しておりますが、その補助率、事業内容等は表のとおりでございます。次に、(2)の走りやすさマップ及びホームページの作成につきましては、ひむか神話街道の走りやすさを線の太さや色分けで示したマップを作成しますとともに、ホームページにも掲載しまして、利用者の利便性向上を図るものでございます。

3の事業費は、地域活性化・生活対策基金を活用しまして、1,850万円を計上しております。

4の事業効果としましては、利用者が安全・安心に走行できる環境整備と利便性向上を図り、これによりまして、沿線観光施設等への集客増が図られるものと考えております。

次に、平成20年度繰越明許費繰越計算書について御報告をさせていただきます。

平成21年6月定例県議会報告書にございます

繰越明許費繰越計算書を抜粋したものを委員会資料に掲載しておりますので、委員会資料のほうで説明させていただきます。委員会資料の17ページをお開きください。「おもてなし日本一」観光案内標識整備事業でございます。繰越明許費の確定額は、翌年度繰越額の欄に記載しておりますとおり、474万8,000円であります。この事業は、昨年度の1月補正予算において措置したものでありますけれども、事業工期が不足することから、21年度に繰り越すこととなったものでございます。

みやざきアピール課は以上でございます。

○宮原委員長 執行部の説明が終了しましたが、その他の報告事項の質疑については後ほどお受けいたしたいと思っておりますので、まず議案及び報告事項についての質疑はありませんか。

○太田委員 いろいろあるものですから、一つ一つ質問させてもらいますが、まず資料の3ページ、㊦みやざき新産業創出型工場立地促進事業、これは言葉等の説明かもしれませんが、この支援財団が補助金を出して民間事業者にということですが、支援財団の中での補助金を出そうとする意思決定というのは支援財団のどこがされるんですか。審議会とかあるんですか。それとも組織内部で決定していかれるということでしょうか。

○古賀商工政策課長 事業プランを公募によって選定するという作業がございますけれども、この作業につきましては、商工観光労働部のほうで主体的にやっていきたいと思っております。

○太田委員 わかりました。

例えば、これは補助金ですから、民間事業者が倒産した場合とか、そういった場合にはこれは結果的には出しっ放しになってしまうという

可能性もあるわけですか。

○古賀商工政策課長 補助金の支出につきましては、精算払いを考えておまして、事業プランに基づきまして事業を施行してもらい、そして事業費が確定した時点で補助金を交付しているということで、そういったものをできるだけ防止しようと考えています。さらに、プランの審査においても、そういった部分についても十分審査するという考えでおります。

○太田委員 わかりました。

3ページの(2)の補助対象事業というところに、立地場所を特定した上でというふうになっていますが、立地場所を特定した上でという意味はどういうことなんですか。宮崎県内でこの場所にとかいうような意味を込めておられるのでしょうか。

○古賀商工政策課長 この事業そのものは、事業期間としては長くなるかもしれませんが、一方では経済対策ということを考えております。ですから、意思決定については、早くできるところ、もしくは事業着工が早くできるところということで、既にそういった立地環境が整っているところを前提としております。そういったために立地場所を特定した上でというふうに表現させていただいております。

○太田委員 わかりました。

4ページに入りますが、ものづくり企業支援体制強化事業、ここに専門員を配置してということで、これは年間379万円というお金であると思いますが、新規雇用専門員というのはどういう立場の人、資格を持っているとか、どういう身分の人を想定しておるのでしょうか。

○森工業支援課長 工業関係の知識のある方で若い方ということを考えております。

○太田委員 若い方ということで、かなり専門

的な知識を持っておられる人であろうと思うんですが、その辺は漠然としている感じがするものですから。

○森工業支援課長 専門員というふうな表現を使っておりますけれども、工業会の事業内容に詳しく、国あるいは県等のいろんな支援策、そういったことに詳しい方ということで、これにつきましては、当初いろいろと勉強していただく必要があるかなと思っております。

○太田委員 立派な人と言ったらあれですが、そういう人を想定されていくだろうと思いますが、ひとつよろしく願いしたいと思えます。

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費が7ページにありますが、補正後の金額で5億ほどあるわけですが、これは離職を余儀なくされた人たちに対してのいろんな対応ですから、そして市町村に対しての補助事業でしたね。できるだけ即効性があるように対応しなきゃいかんと思えますけど、いつまでに実施するというか、この1年間でというような意味が込められているんですか。それともこの2～3カ月でやっていかないかんとかということなのか。そして、市町村では例えばどんなことが考えられておるのか、説明をお願いします。

○篠田地域雇用対策室長 今回上げている1億3,800万は、緊急にやるということで、具体的に市町村ヒアリングしまして、今回の補正が通りましたら、すぐハローワーク等を通じて事業が実施できるように、そういう形でやっております。具体的にはいろいろ、清掃関係とか、あるいは調査関係とか、そういうものが主でございます。

○太田委員 これも効果のある形を望んでおきたいと思えます。

9ページ、スポーツランドみやぎ誘致促進事業、事業概要のところの(2)に、陸上競技合宿が行われる県総合運動公園内にということですが、金額もそう大きくはないわけですが、県の総合運動公園、そういったところも整備をするべきだろうと思いますが、いろんなスポーツを取り組んでおる市町村でも、表示板あたりでこういうのをつけてほしいと、例えば延岡で言えば、オリンピックロードとかいって特定してマラソンランナーがよく走っているところがあるんですが、例えばそういったところでも、表示をきちっとして交通事故が起こらないようにとか、そういう希望もあるわけですが、これは県の施設の中にということですが、この事業の中で市町村に対してそういうことが将来できるのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○後沢観光推進課長 この事業では、県総合運動公園のロードコースの整備ということだけを対象としてございます。

○太田委員 県の施設でということですが、もちろん、この事業自体がそうであればやむを得ないと思いますが、市町村のそういった取り組みに対して県がこの事業でやるということは制度上無理という意味なんですか。

○後沢観光推進課長 この事業そのものは県総合運動公園を対象にしておりますが、今のところ、ロードコースの整備ということで具体的な要望とかそういうものが上がってきているのが県の運動公園のロードコースということで、今回緊急に計上いたしました、市町村のほうから、施設の整備をしてロードコースを何とかしたいということであれば、また別途、我々が既存事業で持っているものもありますので、それらを活用して対応したいというふうに思ってお

ります。

○太田委員 わかりました。

12ページのスポーツランドみやぎ受入基盤強化事業であります、いろんな調査をされるということでもあります。委託でということですが、こういった調査をされるところは入札等で決められるんだろうと思いますが、そういった調査する事業所というのはどのくらいあって、その辺の入札関係を説明していただきたいと思います。

○後沢観光推進課長 委託先につきましては、予算案について議会の御承認をいただいた上で検討するということになるかと思えます。スポーツ関連の調査事業ですとか地方公共団体からの委託調査事業の実績とか、それと今回調査したい内容等を踏まえて慎重に考えていきたいというふうに考えております。

○太田委員 これは一般競争入札ということではないんですね。

○後沢観光推進課長 *随意契約ということにはならないかというふうに考えております。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○星原委員 説明資料の10ページ、㊦観光客誘致緊急対策事業というのがうたってあるんですが、これまでも誘致に対しての事業というのはいろいろ組まれてきて、今回こういう形で緊急がついたんだろうというふうに思うんですが、事業概要を見せていただくと、特別に誘客に対してのその辺の項目があるのかなと。私は、緊急だったら、この何カ月間に効果が出るためにはどうしたらいいのかという目標設定があるかと思うんです。これから夏休みとかいろいろ来る。家族をターゲットにするのか、男性、女性とか、いろんなターゲットの仕方があって、

※21ページに訂正発言あり

ターゲット、目的に沿った形でどの県も多分同じような形のことをやると思うんです。宮崎県ではこういうことをターゲットにしてやって、あるいはこれまである観光資源のこういう部分をよりPRしてやるんだとか、今回こういう形で緊急で組まれたということになると、そういう効果が即効性のあるようなもの、そういう感覚を持たないといけないんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺についての考え方はどうなんですか。

○後沢観光推進課長 おっしゃるとおり、誘客を図る上でどういった客層をターゲットに何を売りにしていくかというビジョンというか、そういうものは非常に重要だと思っております。この事業につきましては、4月以降といいますか、最近の動きをとらえて誘客を図ってこうというものでして、具体的に言いますと、ETCの1,000円割引が導入されて、ゴールドenウイーク時の自動車での本県への入り込みも、ETC効果が恐らく功を奏して例年に比べてちょっと多いという結果もございますので、そういう車を使った誘客について対応していきたいということと、これも4月以降の話になりますが、ANAのほうから、宮崎とタイアップしたキャンペーンを張って送客を図りたいというお話がございまして、それに対応するために必要な予算を確保する必要があるという意味でも、今回緊急に計上したというものでございます。

○星原委員 今回2,700万の事業費予算ということで計上されているわけですね。その効果がどういうふうに出るんだというところまで、費用対効果、そこまで設定して、先ほどの説明では、4月からETCとか5月の連休中どうだったとか、そういう資料というか、材料があるん

であれば、では、この夏の間、秋にかけてどういう形のものにとということで、これだけ金を使ってこういう効果が出るんですよと。あるいは観光関係団体とか、ホテルとか関係から、観光地から、そういうところとこういう形で組むのでこうだとかという考え方を示して、いろいろアイデアいただいたりして、ここに掲げてある航空会社と連携とか、高速道路、フェリー、いろいろある、これはずっとこれまでもなされていることでもありますから、具体的に今回の予算を投じてどういう効果が出てくるんだというところまで想定した予算計上でないと、ただ金が来たから、それをいろんな形で使いますという形だけでは弱いんじゃないかなと。最終的に、この事業をやったことでこういうメリットを目指している、目標的なものを掲げてこうやっているんだというものが見えてこない、どうなのかなと。事業をやりただけじゃなくて、緊急とうたってあるわけですから、この半年とかそれぐらいの間に効果が出るためにこういうことでこういう金を使うんだというものを具体的に出してこない、予算を使っても、事業はやりただけでは、費用対効果が出てくるのかなという不安があるものですから、その辺について聞かせてもらおうとありがたいんですけど。

○後沢観光推進課長 観光の誘客に向けては、通していただければ、この事業も含めてですけども、こういうキャンペーンですとか、国の対策を活用した誘客についての取り組みもさることながら、エージェントですとか航空会社などへのPRとか、キーマンの招聘とか、いろんな施策を組み合わせると誘客を図っているものですから、個々それぞれの施策を講じることによってそれでどれぐらいの効果が出るのかとい

う一対一の対応を図るのは難しいのかなというふうには思っておりますが、委員のおっしゃるとおり、施策を講じる際にどれだけの効果があるのかというのはしっかり考えていきたいというふうに考えております。

○星原委員 しつこいようですが、他県も同じような形でいろんなことを組むと思うんです。宮崎のいい部分をどういうふうにつくり上げていくか、誘客についてはこれまでのいろんな実績があるわけですから、そういう中でポイントを絞った形というのが必要じゃないかというふうに思いますし、効果が出るためにはもうちょっと一工夫してほしいなというふうに思っていますので、また検討していただければと思います。

○後沢観光推進課長 先ほどの太田委員からの御質問で、調査の事業について随契はないのかという御質問に対して、随契ということはないとお答えいたしました。訂正をさせていただきたいと思っております。コンペをした結果、複数の案の中からいいものを選ぶということは考えていますけれども、その結果、契約の形式としては随意契約ということになることはあるということで訂正させていただきたいと思っております。

○星原委員 6ページの高度技術研究開発機能強化事業ということで、高分解能走査型電子顕微鏡ほか、2億8,000万事業費等を入れて、こういう高度な機器を利用して技術支援を行うということなんです。これまではこういった機器というのは導入がなされてなくて、今回のところで機器を導入しようということになっているんですか。それとも、足りないということで、ふやして、より効果が出るようにしたいということなんですか。

○森工業支援課長 工業技術センターは、平

成10年に南宮崎から佐土原のほうに引っ越ししました。新築をいたしております。そのときに新築にあわせて、約11億円ほどかけまして、新規の設備、器械等を入れておりますけれども、既に10年を経過いたしております。この間、必要なものにつきましては、厳しい財政状況ですけれども、いろんな補助事業等を活用しながら、毎年少しずつ更新ということやってきておりましたけれども、中小企業の技術革新の支援機能というものを高めるためには、どうしても機器の整備が必要ということで、この機会を利用いたしまして、大幅に設備するものでございます。

○星原委員 当然そういう形で、今この経済危機の状況の中で中小企業の高度な技術を高めていく、そういう要望というか、中小企業等からも、これまでこういう形で何とかならないかとかいういろんな要望等が多くて、今回そういう形で対応したという理解なんですか。

○森工業支援課長 中小企業等からの要望もいろいろとこれまであったところでございます。

○星原委員 そういう機器の導入もさることながら、今度、逆にそういう研究者、そういった方々は、今回は雇用も入っているわけですけれども、こういう形で新たに器械導入してそういう専門的な人を雇い入れてというか、雇用して、そういう流れの中でこういうことに努めていくんだ、あるいはこういうことで中小企業の幅を広げていくとか、中小企業が生きていく上でこういうふうにしたいたいんだという目的まであってこの機器、あるいは古くなったので更新せざるを得ないという形でとらえたらいいんですか。どっちのとらえ方を考えていますか。

○森工業支援課長 今回の経済対策に当たりましては、こういった中小企業の技術力の機能強

化というのを一つ、私どもテーマにしております。順番が前後したんですけれども、1月の当初の補正の中で、研究員の体制の強化整備というものをしております。工業技術センター、食開センター、こちらのほうに全体で4名新たに雇用の研究員を配置するというようにしております。あわせて、国のほうでも今回の経済対策で約700億円の事業で、いわゆる中小企業の試作品の開発というものを支援しようというふうな事業が動いておりますので、実際その事業に入りましたら、工業技術センターあたりにいろんな試作品の開発の技術支援の相談というものが来るというふうに予想しておりますので、そういったことも含めまして、今回お願いするものでございます。

○星原委員 わかりました。

○野辺委員 よくわからないから教えてほしいんですけれども、8ページの緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金は、何回か補正が来てから次から次に基金に積み立てたり繰り出したりしているもので、よくわからないんですが、今まで過去の予算書を見るとわかると思うんですが、活用して予算化したものについては金額として既にどれだけあるんですか。

○篠田地域雇用対策室長 緊急雇用創出事業臨時特例交付金は、昨年度19億7,000万円、3年間で使うということで宮崎県は交付を受けたんですが、今回6月補正をお願いしている分も含めまして、県事業、市町村実施事業合わせて10億2,000万ほどの執行になる予定でございます。

○野辺委員 ということになりますと、今回の積み立てと過去の積み立てで、今60何億とかあると言われたけど、幾らあるんですか。

○篠田地域雇用対策室長 緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金につきましては、19億7,000万

が20年度の国の補正でございまして、今回44億円合わせまして、63億7,000万ということになります。

○野辺委員 ということになりますと、事業期間が22年度、23年度ということになると思うんですが、効果を早目に発現するためにはもうちょっと前倒ししたほうがいいような気がするんですが、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

○篠田地域雇用対策室長 44億円ということで、これから議決を受けましたら、県あるいは市町村の説明会等を行いまして、雇用情勢が厳しい中ですので、前倒しでこの基金事業をやっていくようお願いしていくことにしております。

○野辺委員 ことは10億しか消化し切れないという考えなんですか。

○篠田地域雇用対策室長 今後、半年以上ありますので、緊急の場合は6カ月未満というのが条件になっておりますので、これからは県事業あるいは市町村事業でやっていけるものは前倒しでやっていくようお願いしていくつもりです。

○野辺委員 わかりました。せっかくの積み立てを置くより早く活用してもらって、前倒しでひとつ予算化していただきたいと思っています。

○黒木委員 21年6月補正の議案第13号の中で、51ページ、休廃止鉱山鉱害対策費ですけれども、休廃止鉱山鉱害というのは宮崎県にはどれぐらいあって、どのような対策をするのか、教えていただきたいと思います。

○森工業支援課長 県内の休廃止鉱山の状況でございますけれども、現在、19カ所で鉱害防止の工事を実施しているところでございます。

○黒木委員 どういう対策をするんですか。

○森工業支援課長 休廃止鉱山につきましては、事業者が既に事業を廃止したとか、そういうことで原因者不明というふうな状況等もございますので、国のほうで長期計画を策定いたしまして、そこに掲載された休廃止鉱山につきましては、国、県、市町村が合同で事業を実施しているところでございます。

○宮原委員長 どういった事業かという中身についてお願いします。

○森工業支援課長 今回の速日鉱山の状況でございますけれども、昭和46年に日本鉱業株式会社が鉱業権を放棄したところでございますけれども、ここに鉄分を含んだ酸性の強い坑廃水が出てきております。平成元年度から水処理というものを実施してきておりまして、平成21年度からは、平成元年に実施いたしました水処理がちょっと古くなってきておるものですから、施設を更新するというものでございます。水処理をいたしまして、環境基準を下回るもので排水を行うということでございます。

○黒木委員 水を検査して有害物質があったら何らかの処理をする、基準をクリアしていたらそのまま流すというような、点検作業みたいなものでしょうか。

○森工業支援課長 ここは鉄分を含んだ酸性の強い坑廃水ということでございますので、一たん薄めまして、pH値が基準以下になるようにいたしまして、そして排出するという処理を行っております。

○黒木委員 県内に19カ所ということですがけれども、19カ所とも定期的に検査をしているのでしょうか。

○森工業支援課長 先ほどの19カ所はこれまで国の計画に掲載されているものでございませ

て、現在この中で工事を行っておりますのが、今申し上げました速日鉱山、高千穂町の土呂久鉱山、本年度から取り組みますが、日向市の富高鉱山、この3カ所を今、工事しているところでございます。

○黒木委員 委員会資料の中の13ページのひむか神話街道ですけれども、この利用状況といたしますか、ここは交通どめがしょっちゅうあったり、時間制限がしょっちゅうあったりということで、交通量が非常に少なくなって、行っても通れるかどうかというような心配があったりして、余り通らないと。美郷町にあります物産販売所も、立派なものできておりますけれども、ほとんど閉店状況というようなことになっておりまして、せっかくの施設がもったいないなと思うことがあるんですけれども、県土整備部と一緒になると思いますが、重点的に整備しないと、しょっちゅう台風が来ては道が流され、また崩土があったりして、簡単に通れんような状況ですから、なかなか利用状況が悪いんじゃないかなと通りながら思うんですけれども、利用状況というのは減っているというふうに判断しておりますでしょうか。

○甲斐みやざきアピール課長 ひむか神話街道は、今御指摘のように山の中を走っておりますので、そういう走りにくい状況が起こったり確かにしております。他方、沿線沿いにはいろいろ歴史的あるいは観光的な施設がございますので、そういう観点からはこれを観光的な道路として活用し、多くの方に、特に県外も含めて呼び込んで走っていただきたい、そういうところでこの道路があるわけでございますけれども、私どもとしましては、この道路を少しでも安全性を高め、しかしそうはいつでも、正確な情報を発信する。例えば、今回、マップもつくりま

すけれども、ここの道路は狭いとか、そういうことも含めて、あるいは交通どめ等のときにはそれなりの情報が流れますけれども、正確な情報も提供し、安全・安心の環境を高めながら、交流あるいは観光的な価値としての道路の活用もしたいというふうに思っているところでございます。

○宮原委員長　ここで委員の皆様にお諮りいたします。

正午が近づいておりますので、午後1時から再開するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長　それでは、そのようにいたします。

暫時休憩いたします

午前11時59分休憩

午後1時9分再開

○宮原委員長　委員会を再開いたします。

引き続きまして、議案及び報告事項についての質疑はありませんか。

○坂口委員　説明資料の3ページの支援事業の概要の項の補助対象事業の条件ですが、ハードルの高さ次第ですごく変わってくると思うんです。特に、最後の太陽光発電等新エネルギーは歓迎すべきことですが、これと持続的発展となると、経営のコスト比較というものが出てくる。ここらはある程度の柔軟性を持っていかれるのか。この建前どおりきちぎちでいかれるとなると、せっかくの事業で採択にならなかったとか、そこらはどんなぐあい……。雇用の創出というものがあ程度優先される判断になるのか、そこらはどんなぐあいに考えておられますか。

○古賀商工政策課長　今、委員おっしゃられた

ところは、随分我々も心配したところなんですけれども、この事業を考えるときに欲張り過ぎたのかなという気もしております。ただ、貴重な県民の財産を使ってやるわけでございますので、少しでも大きな経済効果を期待したいという思いがございます。さらに、事業目的のところに書いておりますけれども、ただ単に、この事業につきましては、一般的に県外から企業が来て、そこで企業活動をやっていただくということじゃなくて、地域に根をおろした活動をやっていただきたい。その一工場だけではなくて、その波及効果というのが具体的に地域でイメージできるような格好になるようなものを期待しているということから、こういった要件というのを定めたわけでございます。ただ、委員が御懸念のとおり、そのハードルをどこまで持っていくのかというのがございますけれども、それにつきましては、今後、公募の要領なり、実際公募する中で検討させていただきたいと思っております。

○坂口委員　ぜひそこらへの配慮を……。すべて満たすが満点なんですけれども、少なくとも地場産品が今後すそ野が広がるとか、太陽光ももちろんなんですけれども、そこらは公募状況を見ながら総合的に判断していただきたいなということを要望しておきます。

もう一つは、7ページの市町村補助事業、一時的な雇用と。僕は説明を聞いてなかったかもわからんけど、雇用期間というのは大体どれぐらいになるんですか。

○篠田地域雇用対策室長　緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の場合、雇用期間は原則6カ月未満となっております。

○坂口委員　それはそれで打ちどめで、再度というのはなくて、その人は終わるわけですか。

○篠田地域雇用対策室長 原則6カ月未満なんですけれども、中には、例えば高齢者とか障がいの方との人間的な信頼関係に成り立つような事業の場合は、1年まで1回更新を認めております。また、今回、44億円の補正の追加があるんですけれども、その分につきましては、例えば介護とか福祉とか教育の分野でやる場合においては、原則1年認めるといようなことになっております。

○坂口委員 13ページ、教えていただきたいんですけれども、これを設置する場所です。ひむか神話街道は、国県道、市町村道のたしか組み合わせだったような気がするんですけれども、設置場所というのは市町村道に限ることになるんですか。

○甲斐みやざきアピール課長 今回の対象にしておりますのは、西都から椎葉ということなんですけれども、300キロの神話街道のうち、この区間が林道なんかも入ってしまして、非常に狭いところがある。そして、そのうち3分の2ぐらいが林道なんですけれども、林道に関して言えば、一応改善事業は終わってしまして、林道としての本来の機能が満たされればいいという意味での工事が終わって、そして市町村に移管されているわけです。しかし、この道路は私も観光的な機能を持たせたいということで、林道の機能を越えたところに関しましては、市町村もなかなか財政上、実施するには厳しいものがあるものですから、それで今回、例えば道の狭いところとか、あるいは待避場所を設けたほうがいい場所とか、そういったところの工事を市町村に補助金を出すことによって実施することにしております。

○坂口委員 市町村が管理している道路に限られるということになるんですか。

○甲斐みやざきアピール課長 今回はそういうところでございます。

○坂口委員 特に案内標識の設置、10分の10、県費100%ですね。これなんかも簡単に見えるんですけれども、例えば看板の面積と支柱と根固めの関係で強度というのがあるんです。強度計算とかそういうものは、専門的な経験と知識、技術が要るということで、簡単でないんです。市町村に出して、市町村の業者さんが潤うというのもいいんですけれども、えてして市町村の発注というのは何でもありで、町内業者なら何でもいいですよということで指名したりするんです。今、県土整備部が何をやっているかということ、条件の中で、市町村の経験を持った業者さんはどうぞ来てくださいということで、品質の確保というのが危ぶまれているんです。だから、ここからはそういう条件を出しているからには、品質の確保までできるような監視をしていただくということが必要じゃないかなということ。17ページの繰り越し分も含めて、これは簡単そうで簡単でないし、県に対しての影響が後、大きいと思うんです。これは要望にとめておきます。

4ページ、これで1人雇用して、ある程度教育しながらというか、資質を高めて、コーディネーターを派遣していくということになると思うんですけれども、考えようによっては、すごくアイデア的にはいいんじゃないかと思うのが、仮にこういった人たちをこの分野に限らずさまざまな、商業でもいいんですけど、工業あるいは観光、いわゆるコーディネーターとかアドバイザーをまずは緊急雇用で県がしっかり数を確保して、3年なら3年継続しながら、民間との接点を持たせる。民間は、その人を評価するかしないかという、今度は成果が出ると思う

んです。この人を教育してどれぐらい我々に貢献してくれたと。3カ年の期間が終わった時点でスカウトが始まると思うんです。特に若い人と言われたですから、県外なんかも含めて人材を確保して、そこでしっかりした仕事をしてもらう。その関係した相手の民間の企業というのがそこに目を向ければ、3年でその人の任期明けが来たときに、うちに来てくれないかというような、そこでのハンティングが始まると思うんです。そこらまで今回の国の事業というのが展開できないものかどうか。この際、そういうもので優秀な人材を抱えられるだけ抱えて、直接的な、その人の人件費というものもそうですけど、経済波及をねらうというのもただ、一つの試験期間というか、そういうものを置いて、後は民間に判断してもらって、いい人材を企業に確保してもらうというようなことまで展開できる事業と違うんですか。部長でいいんですけど、考え方。

○渡邊商工観光労働部長 この事業に関して言えば、今の県の工業会の会員が減少傾向にあるんです。こういう時代ですから、ここにちょっとこ入れして、工業会全体が元気になっていただかないといけない。会員数も今の減少傾向に歯どめをかけて、もうちょっとふやすような取り組みもしなきゃいけないということで、工業会の特に事務局へのでこ入れということでこれは考えているんです。したがって、先ほど課長のほうで専門家と言いましたけれども、むしろ工業会と企業とのパイプ役、そして宮崎県全体の工業振興をどうするかという視点でそれぞれの企業に食い込んでいくといいますか、そういう人をここでは採用する。もう一つ、今、委員がおっしゃったふるさと雇用の考え方は、確かに委員がおっしゃるような視点を持た

なきゃいけないと思っているんです。ふるさと雇用3年で、基本的には1年継続できるようになっているんですけど、そういう人がこの事業で育つということはベストだと思うんです。単なる雇用、3年間の雇用が確保されただけじゃなくて、そういう次の展開につながるというのは非常に大事ですから、我々はそういう視点を持ってできるだけ応援していくと。この事業の委託も、あるいは市町村からの委託もあるわけですけど、そういう視点でお願いするということは非常に大事だと思いますので、その点は十分考えながらやっていきたいと思っています。

○井上委員 何点かお尋ねしたいと思います。まず、観光客誘致緊急対策事業ということですが、この中の事業の目的で緊急の誘客対策を関係団体とタイアップしながらというのは、関係団体というのはどういう団体のことを言うのでしょうか。

○後沢観光推進課長 関係団体等というのは、航空会社ですとか西日本高速道路株式会社とか、そういうところを主には考えております。

○井上委員 例として挙げられているのは、誘客イベントの実施とか旅行商品とかになっているわけですけど、これについてはお任せの旅行商品なんですか。

○後沢観光推進課長 いわゆる企画内容を丸投げするというのではなくて、当然我々も事業として取り組んでいくわけですから、例えば何かの旅行商品をつくるということになると、旅行会社がつくるということになるかもしれませんが、それに対しては我々として、宮崎にこういう素材があって、こういう組み合わせでこういう商品が組めないかとか、そういうやりとりはしていくことになります。

○井上委員 コンセプトとして、ETCの1,000

円云々というのはよくわかります。これを逃さずに利用しようというのはよくわかるんですが、現実には旅行商品づくりというのは、宮崎をよく知っている、どうやって売り出すかということを考えれば、今までは中山間・地域対策室長でもいらっしゃったので、宮崎の隅々まで御存じだというふうに思いますが、そこも含めて、どういう商品に仕上げたときに、県内の人も含めてですけれども、人の移動というのが出てくるのかというのがないと、これだけ見ているとどうしても、航空会社だとか西日本高速道路株式会社に丸投げしたような印象を受けるわけです。2,700万の事業費なのでというふうに考えれば、そうなのかなと思ったりもしますが、せっかくなので、大きくつくり上げていくということがないと、なかなか形にならないのではないかとこのように思うんですが。

○後沢観光推進課長 委員おっしゃるとおり、私も説明が足りなかったかもしれませんが、確かに宮崎県のことを一番よくわかっているのは宮崎県人であって、県のほうがいろいろ知っているわけですから、そこは観光素材とか、どこにどういうものがあるとか、外からはなかなか見えない魅力とかいうものも我々は提案できると思いますので、そういうものは積極的に提案して行って、できればこの機会に売るとか、そういうことも視野に入れながらやっていきたいというふうに考えます。

○井上委員 私は今度、本会議でやらせていただいたので、部長のお考えなり商工観光労働部の考えなりは聞かせていただいたので、期待はしているところなんですけれども、やはりきちんとした商品化をしていかないと、売りになる商品にしていかないと、こういうメニューはあるけれども、どれもそうおいしいとは思えない

みたいな、それで終わってしまう、数はあるけれども、なかなかチョイスできないというふうな、決め手に欠けるというものがあるのではないかと、ちょっと心配するんです。現実には自分が観光客になって行くとしたらどうなるのかということとかをイメージしてつくってもらわないと……。結構、動くには動くんです。人は動くには動くけれども、リピーターとなって同じところに何回も繰り返し行くというようなことが起こるわけです。韓国岳のトレッキングが注目されるように、意外性と同時に、自分が体を動かして参加できるということとかも含めて、旅行商品の検証というのはきちんとやっていただかないと、先々までつながっていかない、途切れてしまうということになるのではないかとこのように思いますので、これについては真剣にやっていただいたらというふうに思います。強くかかわるという意味で、お考えがあれば。

○後沢観光推進課長 委員おっしゃるとおり、何を売り出していくかということも大事だと思いますが、例えば昨年来、議論していて、今年度から取り組もうということで動いているもの、例えば恋旅プロジェクトというものを立ち上げて動かし始めているわけなんですけれども、今まで宮崎県が持っていた資源を磨き上げて売るというのもありますけれども、新しい視点で宮崎の資源を再構築する。恋旅というのは、昔、新婚旅行のメッカだったというのものもあるんですけれども、神話も含めて、恋とか愛とかいうのにちなむ土地とか伝承がありますから、そういうものを一つの価値として組み立てて旅行商品の中に組み込んでいくとか、そういう取り組みをしていこうと思っております。

○井上委員 今後も期待していますので、頑張ってください。

その次の㊟九州新幹線観光バスルート実証実験事業というのがあるわけですが、これもバス事業者に委託してとなっているわけですが、現実には熊本までバスに乗り、鹿児島までバスに乗りしてみると、バス総体はそんなに楽しみみたいなものがないわけです。ビデオが行き帰り同じものがかけられたりとかするわけです。行った先を含めて、どういうコースというのが期待できるのかというのが大きいんです。移動手段としてバスを使うということなんですけれども、だから、行った先の観光ルートみたいなのをきちんと立ち上げないと、新幹線を含めて、直結して、それがうまく宮崎に誘客できるのかという点ではちょっと心配するんですが、これもわからなくはないけど、事業の立て方が、800万なので、単なるルートづくりですよみたいな話なのか、それともこれもきちんと観光ルートとして頭の中に入れて、新幹線を活用していくことも含めて、どこに何がおもしろみがあるのかというふうな商品づくりがちゃんとできるかどうか、バス事業者も一つは努力していただかないといけないわけで、そのあたりのところはどうなっているのか。

○後沢観光推進課長 こちらの实証実験も、県はバス事業者に委託したらそれで終わりということにはなりませんし、当然バスで運んでくるだけではなくて、途中で観光スポットに行くと、それは体験メニューが入るかもしれないし、名所を見るというのものもあるかもしれませんが、観光ルートとして確立していくという視点で考えていきたいと考えております。

○井上委員 観光バスが県庁のところに必ず来るわけですが、大型のバスが何台も来ると活気があってうれしいなと思うんです。問題は、その人たちが宿泊してほしいし、お金を使って

ほしいし、県の経済に影響を与えてほしいというのがあるわけです。それが活気になって広がっていくということなので、そういう意味でいうと、確かに新たなルートを検討するという点でいえば、はっきり言えば、宮崎県にメリットのあるルートづくりをしないと、鹿児島の食欲さと熊本の食欲さに負けるのではないかと気がしないでもないんです。新幹線を持っているのは鹿児島であったり、熊本であったりするわけです。それを自分のところに有効に活用するにはどうしたらいいかといったときには、やはりこっちからのきちんとした大きなアプローチがないと、そういう商品にはでき上がっていないのではないかとというのが私の心配事なんです。そこについてはどうですか。

○後沢観光推進課長 熊本も鹿児島も食欲かもしれないませんが、宮崎も、新幹線に関してだけではないですけども、食欲に客を引っ張ってくるという取り組みもしようということで、まさにそういう発想でこの事業は取り組んでおりますので、このバスルートを開発して、そのバスルートが宮崎に来る途中もおもしろいというものに仕上げ、宮崎で泊まることを目標にしながら、ルートをつくって、できるだけお金を落としてもらえるようなものに仕上げたいというふうに思っております。

○井上委員 私は北陸3県に行って、石川県の方たちとかいろいろ話し合いしてみると、北陸3県はうまくいっているんです。観光商品づくりとか、そういうのやら見せてもらって、では、南九州3県はどうかと言われると、これは奪い合いみたいな感じになっていて、九州全体でいうと、福岡ひとり勝ちみたいな感じになっていくわけです。九州一枚岩に観光のルートをつくり上げることがなかなか難しいところはあ

るんですが、このメリットはあげるから、うちはこのメリットをとというぐらいの強さがないと、ルートの負けていく可能性があると思うんです。今回、議会で空路の問題を取り上げましたが、そういう意味でいうと、いつの間にか、見たときには、向こうの飛行機が飛んでいたみたいな形になられると残念でならないので、ここは気をつけて、強い気持ちでアプローチしていくというのが、お任せではなく、アプローチしていく力を持たないと、アピールはなかなかできないのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次が財団法人宮崎県産業支援財団のことについてお尋ねしたいと思います。実は私は前に商工の委員会に所属しているときに、ガーデニングで有効な花を一発つくり上げると、それが大きく広がって、経済的波及効果もあり、その研究をぜひお願ひしたいというふうに申し上げていたんですが、スイートピーは、一つのある意味での宮崎の中でのスイートピーというのはつくり上げられたものがあると思うんです。色合いからいっても、いろんな意味で違う。ただ、これは自分が育てるというのではなくて、ただいたり、見たり、あげたりするものだと思うんです。ガーデニングになると、需要と供給があって、育てやすくガーデニングに適しているような品種が一発出てくると、それは大きいんです。愛媛県であった緑のあれのときも、一ついい商品をつくったら、あそこでばっと広がったみたいな、全国にも広がるということが起こり得るわけですが、そういう意味での見通しみたいなのは、産学官の研究の中も含めてですけども、ありますでしょうか。

○森工業支援課長 育て方ということでございますので、栽培技術、場合によりましては、品

種の改良とか、そういったことになろうかと思ひますけれども、財団のほうといたしましては、どちらかといいますと、例えばスイートピーに関連いたしましては、スイートピーが持っている成分を食品とか化粧品とかそういうものに活用できないかというふうなところを中心に今、研究をいたしております。産学官の共同研究でございますので、そのような園芸農家の要望とかいうものがございましたら、そういったところと一緒にやってやる場合も出てくるかもしれないと思ひております。例えば、ブルーベリーをやっておりますけれども、ブルーベリーにつきましては、産学官の共同研究で栽培技術の確立をやっておりますし、実際に今、栽培も行っているという状況でございます。

○井上委員 私が商工にいたのは随分前の話なんですが、一つ新品種をつくり上げると、効果的に宮崎の名前を広げることができるし、もうけもできるということなので、ぜひこの研究はやってみていただけたらと。随分前も言ったけど、そんな研究で成果というのはなかなか出てこないんですけど、期待しておりますので、ぜひやっていただきたいと思ひます。

私は林活議連の一員でもあるわけですが、宮崎は木材があって、木材をどうやって今後使っていくのかということは、確かに今回、走る列車に鉄杉をいっぱい使っていただいたとか、そういうことはうれしいし、よかったなと思ひわけですが、実際に出てくる間伐材とかの研究、ペレットももっと研究してもらって——私、岩手県に行きましたけど、それを現実に自分の自宅でと考へたりすると、今までの生活とペレットがうまく結びつかないんです。それをもっと宮崎的に開発していただいて、今の家を格段に改造しないと導入ができないようなこと

じゃなく、何か研究していただけたらというのものもあるわけです。それとか、今回、コピー用紙なんかの中に木が入ってもいいというようなことで、その製品とかが現実にでき上がっていますね。そういうのが大型の会社じゃなくても、小型の会社でもできないのかどうか、そういう研究とか現実に宮崎の産業に即した形の、宮崎が今困っている、課題になっているところの研究とマッチしたようなものはないのかどうか、この産学官の研究の中にそういうものは入れることができないのか、それを教えていただきたいと思います。

○森工業支援課長 間伐材の利用につきましても、産業支援財団あるいは県の工業技術センター等でやっておりますけれども、特に、今やっておりますのが、木材を乾燥したときに出てくる蒸気がございますけれども、その中に有効な成分があるということで、それを取り出す技術、それからペレットにつきましても、ペレットを活用したボイラーの施設を農業用の施設に活用できないかとか、そういったような研究を今やっているところでございます。今後、本県は森林の資源が非常にございますので、ペレットの活用につきましても、近年、新エネルギーの一つの分野ということでペレットが取り上げられておりますので、そういったことも今後、研究してまいりたいというふうに考えております。

○渡邊商工観光労働部長 商工観光労働部は工業技術センターとかいろいろ持っています、農政水産部も試験場がありまして、環境森林部もあります。試験研究機関同士でいろんな研究テーマを協議する企画会議も持っていますし、産学官連携ということでやはり食欲にいろんなテーマを寄せ合って研究していくというのが大

事だと思います。今、委員がおっしゃった植物の話、木材の話、いろいろテーマはあるんだろうと思いますので、大いにそういうテーマについては、きょう御提案あった分も含めて、試験研究機関同士で、あるいは大学等にもいろいろ話をしていきたいと思っています。

○井上委員 多分、農政は農政、水産は水産とあって、ばらばらだと思うんです。どこかできちんと産業を活性化させていくためのリーダーシップをとるところがないと、かけているお金の割に効果が心配になってしまうんですが、そこはぜひ頑張って、ある意味ではマニアックな研究かもしれないけれども、宮崎県の産業に役に立つ、そういうのを生み出していただきたいというふうに思います。

雇用の問題をここで大きく出してもいいでしょうか。緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金に関してなのかどうかというのがあれですけども、雇用全体の問題、いいでしょうか。雇用に関しての国からのお金というのも結構おりてきているんです。現実には、それが県民が実感するような形で雇用という形につながっているのかどうかというのが、懐疑感みたいなものがあるわけです。国も旗を振って一生懸命やっている。県も言う。でも、実際に自分がといたときに、実感として、雇用はないということになっていると思うんです。そこをどうやって埋めていくか、現実にどうやって雇用を生み出すかということが大切だと思うんです。今回も相当なお金 coming しているわけですが、市町村にぼんとやって、何かの事業してくださいで終わりののかどうか、そこが心配なんです、有効な金の使い方みたいな、これについては何かお考えあるんでしょうか。

○篠田地域雇用対策室長 緊急雇用創出事業に

ついて今回、44億が追加で来るわけなんですけど、これにつきましては、市町村、県で取り組みを進めていくわけですが、取り組みに当たりますとは、例えば他県での先進的な取り組み事例とか、そういうものを市町村等に示しながら、この基金事業を有効に活用を図っていきたいというふうに考えております。

○井上委員 単純計算をしたら、来たお金を、年収300万じゃ悪いかもしれないけど、300万で割り算すると、何千人という雇用になるわけです。直接お金をやったらと言いたくなるぐらい、県が抱えるような感じでお金をやったらと思うぐらい、あるわけです。それぐらい仕事がなくってということが宮崎の中でも起こっているわけです。ハローワークに行ってみていただいたらわかるとおり、あのような状態なんです。そして、働く先がないという御相談に来られるジョブカフェの人たちなんかもいっぱいいるわけです。国が出したお金とそこがぴたっと一致していくように、どうやったらこの距離を縮めていくのかということが大事だと思うんですけど、具体策がなかなか、私は頭が悪いものですから、実感できないんです。それが見えないんです。そこはどんなふうに、何をどうしようとしているのかわからないんです。

○篠田地域雇用対策室長 この基金事業、市町村、県事業で行う場合に当たっては、ハローワーク等に求人を出すような形で指導しているところであります。

○井上委員 目まいがするような答弁ですが、それでは、最後の20ページにある緊急保証制度（セーフティネット保証）のお金を現実に借りていらっしゃるところの業種の分析みたいなのは現実にされているんですか。セーフティネットのこの業種の分析というのは、今いけ

ば781業種あるんだけど、その中の分析としては、この保証金を借りている業種はどこが一番多いんですか。

○安田経営金融課長 そこにあります700の業種では分類をしていないんですけれども、例えば建設業、卸小売業という大きなくくりで申しますと、件数で申しますと、3,068の承諾のうち、建設業が31.6%、卸小売業が30%、製造業が15.8%、サービス業が10.8%というような割合になっております。

○井上委員 この状態ですよ。ですから、どうやって健全な会社経営をしていただいて、雇用をずっと守り続けていくことができるか。今、製造業のところなんていうのは、私の知り合いのところでも大きい会社が幾つかあるので、今くるくる回ると、大変な状態を聞かされるわけです。製造業のところでも、本社は東京あたりにあったりして宮崎に来ている企業とかいうのはいっぱいありますね。そういうところも危ない状況になっていますね。そこから、今まで抱え込んでいただいていたものが全部だめになって、外に出てくる。これは結局、失業者というか、職のない人たちとして出てくる。それをまた今度はどうやって吸収するのかということがあると思うんです。その吸収策みたいなのが具体的にあるのかどうかということは、国が吐き出したお金とそこを受けとめる力というのがどうやったらあるのかということなんです。具体策はないんですね。

答弁なければ次は、今回、私、議会のときに介護保険の問題を取り上げました。そのときに、働いている人たちの労働条件が悪いということも言いました。国がそこを成長産業、雇を生み出す産業として位置づけるかどうか、これは視点が違えば随分違うんです。企業立地の

ところで5億円ぐらいぼんと出すわけです。出さなくても対策がよければ、対策がうまくいけば、年間に400人から500人の雇用というのが生み出せるわけです。成長産業として介護の現場、介護の労働力のところをそうやって位置づけるかどうかというのは、物すごく大きいんです。昨日、政府・自民党が骨太の方針を転換して、社会保障費の2,200億のカットというのをやめるというか、その幅を縮めるというふうに言いましたので、随分また変わってくるのかなというふうに思いますが、やはり産業的な分析をきちんとやって、それに対して対応をとる、そして宮崎はどこにきちんとシフトして雇用を確保するというのがないと、単に基金の積み立てだけでずっと抱えていて、市町村にどうぞと言うだけでは、ちょっと対応が追いつかないのではないかと思うんですが、いかがなんでしょうか。

○渡邊商工観光労働部長 介護関係が今、不足しているわけでございますので、その需要というのは、我々としてもそれが一つの就職の場といたしますか、就業の場として大いに期待しているわけでございます。

実は、今度、きょうの主な事業では説明していませんけど、産業技術専門校の委託訓練というのがありまして、そのメニューで介護関係の技術の職業訓練、そういうのもふえておりまして、商工観光労働部としてはそういう形で今やっておりますので、そういうのも通じていろいろと具体的な事業を考えていきたいと思っておりますが、当面は、訓練校の委託訓練の中で事業費が拡大しておりますので、そのあたりを充実して、就職につながる養成、そういうものをひとつ目標にしながらやっていきたいと思っております。

○井上委員 人的な養成を含めて大事だと思うんです。先ほどから私が申し上げているのは、一つの部だけで何とかというのはなかなかなんです。福祉保健部が一方ではそういう事業者を多くつくり上げていけるかどうか、県の政策の一つの中に、大きな雇用の中にそれをきちんと位置づけることができ、連携がうまくいくかどうかなんです。大きな企業を誘致していくというのは難しいんです。画期的にどこかから持ってくるというのはなかなかなんですけれども、逆を言えば、本来宮崎県内で必要なものとしてあるものを、各部が連携しながらそういうふうにして雇用を生み出すものを、どちらかがリードしないといけないかもしれないんですけど、それを政策としてきちんと出せるようにしないと、どこかから企業が来てくれるのを指をくわえて待つておくような状況ではないのではないかというふうに思うんですけど、そこはどうかですか。

○渡邊商工観光労働部長 介護関係の就職の関係につきましては、職の拡大といたしますか、当然、福祉保健部といろいろ協議しながら、それから県民政策部でしょうか、そういうところと協議しながら、連携をとっているいろんな手当てなり、事業、そして考え方も整理してやっていく必要があると思います。それから、企業誘致は企業誘致で頑張らないといけない。両面からいろんな、入り口をふさぐといけませんので、どんな可能性も追い求めるといたしますか、幅広くいろんなことをやっていきたいと思っております。

○井上委員 わかりました。ぜひ企業誘致も頑張ってくださいたいし、各部との連携をしながら雇用をどうやって生み出すか、これは政策的に取り組まない限りは、一分野で雇用の問題を

動かしているだけではどうにもならないと私は思っているわけです。強くそういうことを知事が政策としてきちっと掲げるようにしていただけるとありがたいと思います。以上です。

○徳重委員 ひむか神話街道のことについて、先ほど黒木正一委員からも質問があったところですが、これは御案内のとおり、松形知事時代に、約300キロを越す長い距離でございますが、整備するということで努力いただきました。当時は、かなりの新聞その他で報道もされたところで、そのときにマップはでき上がっておったんじゃないかと思っておりますが、いかがですか。

○甲斐みやざきアピール課長 マップはあるんですけれども、実際、ひむか神話街道、北から南の高千穂まで300キロですけれども、一律、PR用には太い線で線を示すような、大体そういった趣旨のマップになっておりまして、今の時点では道路が細かったり、ある意味、離合が厳しかったり、そういうところがありますので、むしろそういう正確な情報を載せるマップをつくって、安全・安心に運転していただきたい、そういうためのマップをつくりたいと思っております。

○徳重委員 相当な経費もかけた事業だったと、私は理解しているところですが、現在まで毎年というか、統計というか、利用者数、車の通過量、そういったものの調査はされたことがあるんですか。

○甲斐みやざきアピール課長 一つは、ひむか神話街道が観光的な、人を呼び込むための道路として活用できないかというところがありまして、その沿線沿いの観光施設につきましては、高千穂からいろんなところでそういった入り込み客といいますか、訪問客の数はあるんですけ

れども、道路そのものにつきましては、何カ所か地点観測の数字がございます。例えば、西都南郷線の渡川付近では、平成17年の交通量ですけれども、1日12時間計測して181台とか、それから旧南郷村ですけれども、「森の駅きじの」付近で12時間で450台とか、そういった数字、それから、同じく「森の駅きじの」の自動販売機がございますけれども、その売れた本数から推定しますと、年間に1万9,000人ぐらいというような数字になっております。

○徳重委員 せっかくここまである程度の整備がされておるわけで、車が通らなければ意味がないわけですね。神話の国、日向の国を県民にももちろんのこと、県外客にもこうして皆さんに示す以上は、ちゃんとした整備を最後までやっていかなきゃいけない。少なくとも車が、マイクロバスあるいはできたら観光バスが通れるぐらいの道にすることが最もいいことかなと思うんですけども、大型車が通らなくても中型車ぐらいまでは通れるぐらいの、あるいは離合ができるぐらいの、ちゃんとした安全・安心な走行ができるような整備は絶対していかなくちゃ、今まで投資したのは一体何なのかということになるんじゃないかなと思うんです。まして、こうしてマップをつくって出される以上は、ちゃんと整備を毎年していくんだという意思があるのかどうか、お伺いします。

○甲斐みやざきアピール課長 私ども観光サイドの面からは、道路をきちんとして、何の支障もなく通行できる道路にしたいというのが一番の希望ですけれども、そこは今の財政状況からして、そう簡単にはいかないだろうと、実際は思っております。ただ、ひむか神話街道そのものは、沿線に観光施設あるいは歴史的な施設がございますので、また最近も例えば経済界がいろ

んな神話のモニュメントをつくったり、最近、宮崎観光遺産というのを10カ所指定しましたけれども、県外のいろんな委員の方からも見ていただいて、結果的には2カ所、西都の記紀の道あるいは三ヶ所神社とか入っております。そういう意味で観光的な価値はあると思っております。しかし、そうはいつでも、道路整備が本当に理想的な道路になるには時間もお金もかかりますので、私どもとしましては、今回もこういう形で安全に少なくとも走れる、そういった意味では、林道を超えた機能としての今回整備をお願いするわけですが、そういったことを少しもしながら、そして人がふえればまた今度は道路の見直しも出てくるんじゃないかという期待もあるんですけれども、そういう形で、時間はかかってもそういった目標を持ってやっていきたいと思っております。

○徳重委員 皆さん方は、観光という形の中で商工観光労働部のほうで一生懸命やられる。これは結果的には、県土整備部あるいは環境森林部との連携をしっかりとっていかないと、自分たちはマップをつくったりいろいろ準備はする、しかしそれが生かされないということになるわけですね。何のためにやっているのかということになります。横の関係をしっかりと、部長、連携をとっていただいて、ことしはここまでお願いできないか、これが観光にもつながりますと、これだけ車が来ておりますよというのをしっかりと皆さん方が提示しないと、環境森林部もあるいは県土整備部も一生懸命になってくれないと思うんです。そして、地元の市町村とも連携をとってやっていく、そういう横のつながり——自分たちの仕事だけという物の考え方をされたんじゃない、一向に進まない、予算がない予算がないということで終わっちゃうと思うん

です。そこ辺がどうも見えないものですから、部長、どうでしょうか。

○渡邊商工観光労働部長 特に神話街道については、県北ルート、西都の入り口から入っていくわけですが、大体130キロあるんです。ここが非常に道路の状況が悪い。去年の初めに大椎葉トンネルというのができたんです。西都側から入っていくのにネックだったんですが、これができたんです。環境森林部の事業でやったんですが、基本的には林道の整備なんですけれども、これを契機に、ここを本格的に整備しなきゃいけないと、私は強く思っております、そういうことで時間がかかるかもしれませんが、でも、これは絶対やり通していかないと、こういう気持ちを私は持っています。したがって、当然、商工観光労働部だけではできないわけです。環境森林部、県土整備部、いろんな関係機関がありますから。今回の提案しています事業は、その一つの大きな契機といいますか、新たな出発点として考えていただきたいなと。これを契機にやっていきたい。

それともう一つは、大きな視点からいえば、これは中山間地域対策なんですね。先ほど黒木委員も言われましたけど、私としては、中山間地域の観光振興を通じた一つの大きな浮揚策といいますか、そういうふうに位置づけておりますので、これについては時間がかかっても、少しずつでもやっていきたいというふうに思っています。そのために関係各部とも連携とって一生懸命やりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○徳重委員 ぜひひとつ、ここまで来たんですから、最後までやり遂げていただきたいとお願いをしておきたいと思えます。

それから、九州新幹線観光バスルート実証実

験事業が組まれておるわけですが、私は、前、質問もいたしました。遺跡街道を前の議会で質問したことがあるんですが、鹿児島に新幹線が来る。あそこから宮崎に導入するという、バスしかないかなと思うんです。列車はやはり2時間以上かかる。バスもそれぐらいかかるんだけど、バスのほうが観光ルートとしては適切かなと。鹿児島からおりて、もちろん鹿児島の観光地もあるでしょう。バスで来る場合、やはり上野原遺跡に行くことは間違いないだろうと、あそこから都城に来ると約30分です。島津の発祥の地ですから、いろいろ都城もやっています。また、この前、私が質問した大島島田遺跡も復元できたらすばらしいなど、夢のように考えています。そして、あそこから西都原、この西都原を生かさないと手はないと思うんです。上野原遺跡に私も何回も行って見ました。しかし、西都原も決して上野原遺跡に劣るようなものじゃない。逆に、上野原遺跡の資料館より西都原のほうがいいんじゃないかというぐらい考えています。

そうすると、鹿児島を出てきて、上野原を見て、都城の遺跡を見て、西都原に行ったら、ちょうど3時ごろ、4時ごろになるんです。宮崎に泊まるんです。そういうことを想像しながら、この計画を組んでいただく、そういうことを目標にして、皆さん方も実験事業についてもしっかりとやっていただきたいなど。確実に人が泊まれるように、宮崎に残れるような形をつくっていただきたい。そのためには、文化財課とも連携をとっていただいて、先ほどのひむか神話街道じゃないけど、横の連携をとりながらやっていただかないといけないのかなと思うんです。ただルートを調査した、踏査して決めましたというだけではないんじゃないかな

と。そういう連携が、役所の流れを見ていると、よく見えないんです。文化財課とも一緒になってやるとかいうような流れをつくっていただくとうれしいかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○後沢観光推進課長 今、委員から御提案のあった魅力的なコースも含めて、井上委員からも御指摘がありましたけれども、とにかく隣県との組み合わせというものも視野には入れていく必要があると思うんですけれども、宮崎ひとり勝ちということだけではなくて、隣県とも連携というのは要るんでしょうけれども、我々の思いとしては、最終目的地は宮崎、宮崎に泊まって、宮崎の文化とかそういうものに触れて楽しんでいただくというのをメインに据えて考えていきたいと考えておりますので、ルートによってはいろんな部局と関係してくると思いますので、そこは横の連携をうまくとりながらやっていきたいというふうに考えております。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○西村副委員長 51ページ、先ほど工業技術センターの中で、公用車を入れかえる、変更するという話があったんですが、聞くところによると、ほかの部署でも、かなりいろんな部署で車を入れかえるという話を聞いています。工業技術センターの場合は、例えば自動的に車検が何年になったからかわるとか、そういう基準に基づいて今回のタイミングでかえられるのか、現在、既に何キロ走っているからかえられるのか、そういう基準を持ってかえられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○河野工業技術センター所長 工業技術センターでは、公用車が食品開発センターと合わせて4台、今ありまして、これでいろんな企業訪問とかやっておりますけれども、私どものほう

で今ある車が平成4年と平成7年、古いのは乗っております。一番古いのが平成4年なんです、9万9,000キロ以上乗っております、最近故障がちでございます。そろそろかえてほしいなということを考えておったんですが、今回の補正でそういうことからお願いするということでございます。基準につきましては、原則、10年以上10万キロというのが県庁の基準になっております。

○古賀商工政策課長 ただいま工業技術センター所長が申しあげましたけれども、機械的にエコカーに買いかえるのではなくて、今回は、10年以上経過していること、さらに走行距離がおおむね10万キロを超えているもの、要するに、老朽化が進んで買い換え時期にあるものを今回お願いしているものでございます。

○西村副委員長 これも景気対策と言われればそうなのかもしれないですけど、はっきり基準がないと、たまたま今回はどんと予算がついていって、何とかして使わなきゃいけないから手当たり次第車を買いかえていったというような誤解が生まれないように慎重にやらなければならないと思うんです。部署部署によって、乗る頻度というか、距離の問題もあるでしょうし、現在の車の性能を見て、10万キロが果たして長いと言われると、どうかなと思います。そういうことも加味して、ほかの部の話も聞いてみないとわかりませんが、今お金があるからどんとやるというのはいかがなものかなと。今後、継続的に車というのは買いかえていくでしょうから、基準というのを明確化なり、そういうものをつくっていただきたいと思います。

○宮原委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 ないようですので、次に、その

他の報告事項についての質疑ということでどうぞ。

○太田委員 18ページ、ファンド事業ですけど、今回、8事業者で1回目が決まって、2回の公募が行われるということですが、1回目でトータルどのくらいの補助といたしますか、支援金になったんでしょうか。年間事業費の中で幾ら出す額が決定したのかということ。

○森工業支援課長 貸し付けに要する金額は、約1,700万円を見込んでおります。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○井上委員 物産振興センターと産業貿易振興協会の合併のことなんですけれども、これに今まで貿易機構というか、そういうものの蓄積というのがあったと思うんですけれども、物産振興センターとの合併でこの機能というのは十分にまた生かされるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○吉田商業支援課長 委員のおっしゃるとおり、産業貿易振興協会で持っているノウハウを物産振興センターで活用していくということでございます。

○井上委員 例えば、韓国にも事務所とかありますが、その事務所との連携というのもこれで十分うまくいくというふうに考えてよろしいですか。

○吉田商業支援課長 海外事務所は、ソウルと上海と台湾にありますけれども、台湾と上海につきましては、産業貿易振興協会のほうでやっておりますので、そちらも合併後のセンターのほうでやっていくと。私どものほうで予算は持っておりますが、ソウル事務所につきましては、みやぎ観光コンベンション協会のほうでやっておりますけれども、そちらのほうも連携をとりながらやるという形になるかと思いま

す。

○井上委員 合併によるメリット、財政的メリットといったらおかしいんですけど、どのくらいあるものなんですか。

○吉田商業支援課長 会員が、1つの団体よりは2つ合わせると多くなるということで、会員の会費等がふえるということはありませんけれども、財政的なものにつきましては、メリットは特に考えてはいないところでございます。

○井上委員 今、物産振興センターというのは非常に注目されていますが、本来持つべき機能というのがもっと広がったという感じで、これからどうサポートできるのか、執行部のほうからのサポートも十分していただいて、今回、自立の方向ですから、ぜひサポートをよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○宮原委員長 ほかにございせんか。

○坂口委員 委員長にお願いですけど、1つは部長マニフェストというのが5月の中ぐらいに作成されたと思うんです。部長マニフェストができた最初の委員会になるものですから、ぜひマニフェストを委員会資料として配付していただきたいということで、事務局には確保はお願いしているんです。

○宮原委員長 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時12分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

○坂口委員 18ページ、ファンド事業の②の新生産技術等開発支援事業の1つは、ウナギ養殖池の浄化装置の開発というのが対象になっているんですけど、ウナギの浄化槽なんてこれまでいろんな方法と設備が開発されて普及していると思うんです。ここで新たにこれが採択された

基準ですが、画期的なもの見通しがあるのか。あるいは農商工連携ですから、水産、養殖業者なりに何らかのメリットが大きく期待できるとか、特段これが採択されたという判断を聞きたいんですけど。

○森工業支援課長 今回のウナギの浄化装置でございせんけれども、通常はプロペラ式で水をかきまぜまして、中に酸素を入れる、それで浄化するというところでございせんけれども、今回のものは、水そのものをポンプで外のほうに持っていきまして、そこで1回ろ過をして、また池に戻すという新しい方式でございまして、その辺が審査員の方に新規性があるというふうなことで認められたものと考えております。

○坂口委員 それで、今までのと違って、生産なりにどう貢献するんですか。水を浄化することは同じだと思うんです。それが生産者なりあるいは関係業界なりにどう貢献するんですか。

○森工業支援課長 従来の方式ですと、長時間プロペラ式のものでやっておりますけれども、少し下のほうに汚泥と申しますか、泥がたまるということで、年に数回程度、泥を取り除くとかいう作業が必要だったわけですけども、今回の浄化装置ではそれがほとんどないということで、その辺の経費の削減につながるということでございせん。

○坂口委員 実際の養鰻というのは、分養と申して、20日間なり2週間なりしたら池を干して選別して大きさを——成鰻になるまでに、早いものは5カ月ぐらいで1匹が200グラムぐらいになるんです。遅いのは2年かかってもならないんです。だから、常に池を干しながら、手作業で仕分けしていくんです。果たしてそういうものを開発して、水をためたまま、そういう施

設が今後生産にどれだけ活用されるのかなというのが一つ疑問なので、その見通しを立てておられるか。池を干さなくてもそういうものが開発されれば養鰻業者は助かりますよ、使いますよというのは、審査員が調査なんかやられたのかどうか。アイデアとしてはすごくいいように思えます。そういうものが生産につながるのかどうか、そういうことなのかということを知っているんです。

○森工業支援課長 計画書によりますと、この浄化装置を使いますと、ウナギのふえ方、増体が今までのやり方に比べると1.08倍程度見込まれるということで、その辺でもコスト削減が見込まれるということでございます。今後、販路と申しますか、これがどれだけの成果があるかということでございますけれども、そのあたりを実際にやってみるために今回のファンドで支援するというところでございます。

○坂口委員 その説明で了と申しますけど、増体率とかこれまでどんな検証をやられたのかなと。そんな簡単な世界じゃないんです。ウナギの養殖というのは、比較対照がないんです。まず、生産者、自然条件、とったときの稚魚の状況、食べさせるえさ、ことごとくが偶然に出会っての増体なり生産性なんです。だから、本当に審査員の方々がそこらがわかっていてこれを採択したのかなということです。養鰻業者のためにならなくて、ほかのもののためになる可能性はあります。そういった浄化というものがすごく率がよければですね。ただ、農商工連携ですから、確実にそこに落とせる開発でなければ、よその分野のためにこのノウハウを持っていかれるというようなことではちょっと寂しいから、そう簡単でないということをお願いしたかったんです。理屈の世界じゃないというこ

とです。ほかのもすべてなんですけれども、まず本当に目的とする人たちがそれを評価してくれるか、そこに成果を落とせるかどうか、そこからいかないと、こういうアイデアを持っているから研究したいということで、そこから入っていくと、間違ふこともあるんじゃないかという心配。

今の説明で了と申しますけど、そこで、むしろこれは部局を超すかもしれませんけれども、農商工連携に似たのに、山と観光との連携で、部局横断プロジェクトで県が組んでから、あれは何年になりますか、いやしと健康の森業創出という事業がありましたね。山の持つ多面的な機能、特に食材が持つ機能性なんかと健康と観光を結びつけるんだというのを部局横断プロジェクトで何年も掲げているんです。今のようなのが入るんなら、そういったものがむしろここに何らかで入り込める余地はなかったのかなという気が……。ここらのところは答弁のしようも難しいでしょうけれども、そこらを今後でも研究していただきたいなど。あれはかなり積み上げていますし、市町村も3カ所ぐらいですか、せつかく国の条件をクリアしたというんでしょうか、候補地に指定されたというところで一つのハードルを越しているから、ぜひそこらへの支援もできないかと。

このマニフェストですけれども、中身を見ていないんです。だから、これがどうのこうの言っているんじゃないですけど、補正が想定される以前から、多分トップダウンとボトムアップ両方で整理に整理されて、財政的なものも含めてのかなり労力と時間を費やしたマニフェストだと思うんです。でも、この中で緊急的に今、数値なんかも示されたものもありますので、このマニフェストあたりを早急にもう一回

検討され直す必要があるんじゃないかと。今、配ってもらって、見ていないんですけど、簡単に見たときに、もうちょっと踏み込めるものとかがあるんじゃないかなと、数字を変えられるのがあるんじゃないかという気もしたものですから、間違っていたらごめんなさいなんですけど、そこらでマニフェストというのをまず今回の補正も想定したもので、組み直してあれば別ですけども、そうでなければやって、意識を一体にして共有してほしいというのが一つです。それと、今後、マニフェストができた初めての議会のとき、そのときはぜひこれも報告事項なりとして、また庁議か何かで出していたくように、各部ともそういったことを伝えていただければと思うんです。これは要望でいいです。

○宮原委員長 要望ということですので、よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 ないようですので、請願の審査に移ります。

新規請願第19号について執行部からの説明はありますか。

○押川労働政策課長 特にはございません。

○宮原委員長 執行部からの説明がないようですので、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 ないようですので、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時21分休憩

午後2時30分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○山田県土整備部長 商工建設常任委員会の皆様方には、常任委員会の県内調査におきまして、東九州自動車道の整備箇所などを調査いただきまして、まことにありがとうございます。

御説明に入らせていただきます前に、一言、御報告申し上げます。6月1日に、日南市で開催されました東九州自動車道建設促進日南串間地区協議会総会におきまして、県の要望を受けた形で、九州地方整備局長から、日南インターチェンジから南へ続く一部区間について、環境アセスメントの手續に向けた環境調査に今年度の早い時期に着手するというお話がありました。このことは、当該区間の整備に向け大きく前進したものと受けとめております。大変ありがたいと思っております。今後は、できるだけ早く整備計画の格上げや事業化が行われますように、国による環境調査の早期実施を求めていきますとともに、県として行うべきことにつきましては、最大限に努力してまいりたいと存じますので、今後とも、委員会を初め、県議会の皆様のより一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等について、概要を御説明いたします。

お手元に商工建設常任委員会資料をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと存じます。資料の表紙をめくっていただきますと目次がございます。担当課ごとの説明事項を記載し

ております。

まず、管理課から、県土整備部の6月補正予算案及び6月追加補正予算案並びに管理課分の6月補正予算案について御説明申し上げます。次に、土木事務所再編に係る議案第2号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。また、平成20年度宮崎県繰越明許費繰越計算書、県有車両による交通事故に係る損害賠償額の決定を専決処分で行ったこと、建設技術センターの指定管理者制度の導入並びに直轄事業負担金の問題に係る最近の動きについて御報告申し上げます。

次に、用地対策課及び技術企画課から、県が出資しております宮崎県土地開発公社及び財団法人宮崎県建設技術推進機構の経営状況について、それぞれ御報告申し上げます。また、技術企画課からは、総合評価落札方式の改正について御報告申し上げます。

次に、道路建設課から、6月補正予算案及び6月追加補正予算案について御説明申し上げます。また、県が出資しております宮崎県道路公社の経営状況及び宮崎県の中長期道路整備計画の中間見直しについて御報告申し上げます。

次に、道路保全課から、6月補正予算案及び6月追加補正予算案について御説明申し上げます。また、道路の管理瑕疵に係る損害賠償額の決定を専決処分で行ったことについて御報告申し上げます。

次に、河川課、砂防課、港湾課及び公園下水道課から、6月補正予算案及び6月追加補正予算案について御説明申し上げます。

次に、建築住宅課でございますが、6月補正予算案について御説明した後、長期優良住宅認定制度に係る「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」及び「宮崎県における事務

処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明申し上げます。また、県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停の専決処分を行ったこと及び宮崎県住宅供給公社の経営状況並びに延岡土木事務所管内の県営住宅への指定管理者制度の導入について御報告申し上げます。

最後に、高速道対策局から、6月補正予算案について御説明申し上げます。

以上が当委員会で御審議いただきます議案等でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長・局長から説明させますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○成合管理課長 管理課でございます。

まず、議会提出資料について御説明いたします。各課が本日の委員会で説明に使用いたします議会提出資料は、1つ目が21年6月定例県議会提出議案、2つ目が6月補正歳出予算説明資料、3つ目が6月定例県議会提出議案追加分でございます。4つ目が6月補正歳出予算説明資料追加分でございます。5つ目が6月定例県議会提出報告書でございます。県土整備部関係につきましては、お手元の委員会資料のほうに抜粋してございますので、お手元の委員会資料で御説明差し上げます。

それではまず、委員会資料の1ページをお開きください。県土整備部の6月補正予算の概要について御説明いたします。この表は部総括表となっておりますが、今回の補正額などを一覧表にした県土整備部の予算総括表でございます。今回の補正は、6月初回が中ほどのC欄でございますけれども、国の追加決定と地域活性化・生活対策基金を活用した県単独事業の増額でございます。また、追加補正予算D欄につきましては、今回の国の経済危機対策のうち、地

域活性化経済危機対策臨時交付金を活用して実施する県単独事業でございます。今回の補正額は、6月補正計E欄の一番下、部予算合計に記載しておりますように、51億1,452万7,000円でございます。補正後の県土整備部の予算は、F欄に記載しておりますとおり、909億2,905万7,000円、前年度同期比で105.1%となっております。

2ページをごらんください。補助公共事業の補正でございますが、道路事業が9億2,900万の増額でございます。

次に、3ページをお開きください。下の表の県単公共事業でございます。6月補正計のE欄、主なものとして、道路事業が21億1,615万円の増額、河川事業が11億2,275万円の増額など、合計で41億5,890万円の増額でございます。

続きまして、管理課関係の補正予算について御説明いたします。23ページをお開きください。今回の6月補正追加分の管理課分でございます。当課の補正予算額は、2,293万3,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は23億8,337万1,000円となります。

24ページをごらんください。（事項）土木事務所等管理費2,293万3,000円の増額であります。今回の国の経済危機対策臨時交付金を活用しまして、土木事務所等の公用車のうち、一定基準を満たすものについて環境対応車、いわゆるエコカーに更新するものでございます。

次に、37ページをお開きください。平成21年度繰越明許費（確定額）の状況調べでございます。繰越額が確定いたしましたので、御報告いたします。37ページから41ページにかけて、会計ごと、あるいは各課ごと、事業ごとに記載しておりますが、40ページをお開きください。一般会計の繰越明許費の確定額は、一番下

の欄、一般会計合計の繰越額欄に記載しておりますとおり、210億8,507万9,000円でございます。繰り越しの主な理由につきましては、各事業ごとに主な理由を記載しておりますが、用地交渉等に日時を要したこと、あるいは国の交付決定時期の関係等によりまして、工期が確定・確保できなかったこと等によるものでございます。

次に、41ページをお開きください。上段の公共用地取得事業特別会計の繰越明許費につきましては、繰越確定額が1億954万9,511円であります。繰り越しの理由は、移転先の選定等に日時を要したことによるものでございます。一般会計と特別会計を合わせた県土整備部の繰越明許費合計は、下の段にありますように、211億9,462万8,511円となっております。

続きまして、議案第2号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」について御説明します。

常任委員会資料の42ページでございます。この条例は、土木事務所の名称、位置、所管区域が規定されております。表内にありますように、宮崎土木事務所と高岡土木事務所を統合し宮崎市に中部土木事務所を設置し、所管区域を宮崎市、宮崎郡、東諸県郡といたします。また、日南土木事務所と串間土木事務所を統合し日南市に南那珂土木事務所を設置し、日南市、串間市を所管区域といたします。西都土木事務所と高鍋土木事務所を統合し西都市に児湯土木事務所を設置し、西都市、児湯郡及び東臼杵郡椎葉村大字大河内を所管区域といたします。次に、43ページをお開きください。港湾事務所につきましては、油津港湾事務所を南部港湾事務所に名称を変更し、日南市及び串間市を所管区域とすることとしております。なお、この条例は平成22年4月1日から施行することとしてお

ります。

条例につきましては以上であります。44ページ以降で詳細を御説明いたします。44ページをお開きください。土木事務所の再編案について御説明いたします。まず、1の再編の背景についてであります。1(1)(2)に書いてございますように、本県の厳しい財政状況の中、行財政改革に取り組む必要がございます。限られた人材を有効に活用できる簡素で効率的な組織体制の整備を図っていくことが課題となっております。また、(3)の道路交通網の整備とITの進展などもその背景の一つでございます。なお、平成19年6月に策定された行財政改革大綱2007において、この3地域の土木事務所の統合再編について検討することが位置づけられたところでございます。

次に、2の再編に係る経緯について簡単に御説明します。平成19年6月、行革大綱2007で再編案の検討をすることが位置づけられたところでございまして、19年6月に行財政改革大綱2007で決定されたところでございます。それ以降、19年10月の閉会中の常任委員会で当初の再編案を御説明したところでございます。次に、45ページをお開きください。このときの案でございますが、19年10月にお示した案は、中部土木事務所、南那珂土木事務所、児湯土木事務所として再編統合し、串間と高鍋に3年間をめどに駐在所を設置するというもので説明しております。しかしながら、19年12月及び20年6月に、高鍋及び串間土木事務所存続に関する請願が提出され、12月には、県議会におきまして両請願が採択されたところでございます。

そのような経緯を踏まえまして、3の当初再編案の見直しにございますように、当初案の見直しを行ったところでございます。まず、

(1)の見直しを行う理由でございますが、請願の採択あるいは地元市町村からの存続の要望を踏まえまして、特に災害等緊急時の対応、あるいは住民サービスの確保に留意する観点などから、見直すこととしたところでございます。

(2)は、その再編方針についてでございます。まず第1点目ですが、①の業務体制の簡素・効率化でございます。土木事務所を統合することによりまして、いわゆるスケールメリット(マンパワーの確保等)を生かしながら、限られた人材を有効に活用し、県民への多様な行政ニーズに迅速かつ的確に対応できる執行体制を整備するというを目的としております。具体的に申し上げますと、各事務所の総務、用地あるいは建設改良部門を一元化するとともに、住民サービスや県民の安全・安心等の確保が図れるよう維持・保全部門等の機能を有する出張所を設置することといたしております。第2点目が、②の出張所の機能でございますが、46ページの上段をごらんください。機能といたしまして2つ掲げております。第1番目として、住民サービスを確保する観点から、出張所には道路、河川等の保全業務あるいは道路占用等の各種申請に係る受け付けなどの体制をとることとしております。2番目として、災害時・緊急時の対応でございますが、住民の安全で安心な暮らしを確保していく観点から、災害等緊急時において本所と密接な連携を図りながら、迅速かつ的確な対応がとれる体制を確保することとしております。以上の観点から、3年をめどに廃止としておりました駐在所にかえて、高岡出張所、串間出張所、高鍋出張所を設置することとしております。最後に、③といたしまして、新たな行政課題等への対応として、公共事業の品質確保等の新たな行政課題に対応するととも

に、土木事務所内の計画・調整機能を強化するため、技術調整課を各土木事務所に新設することとしております。

次に、4の再編の内容でございますが、再編の時期は来年、平成22年4月としております。(2)の再編案としては、県内の3地域の6土木事務所を3土木事務所及び3出張所に再編しまして、串間土木事務所の港湾・漁港業務を油津港湾事務所(南部港湾事務所)に移管いたします。

一番下の米印でございますように、出張所の主な機能は、先ほど御説明いたしましたように、出張所管内の道路・河川等の保全業務、あるいは災害時の対応、緊急施工工事の発注、あるいはダムの管理、あるいは道路占用許可申請等の受け付け・審査・交付、管内住民からの相談窓口等としております。

次に、47ページでございます。再編後の体制の表を記載しております。まず、1番目ですが、宮崎土木と高岡土木を中部土木として6課及び1出張所体制に再編し、体制の現段階での目安として、中部土木事務所、非常勤を含み110名程度の体制と予定しております。また、高岡出張所は20名程度としております。

48ページでございますが、2番目に、日南土木事務所と串間土木事務所を南那珂土木として4課及び1出張所体制に再編し、非常勤を含み70名程度の体制といたします。また、串間土木の港湾・漁港業務につきましては油津港湾事務所に移管し、南部港湾事務所に改めます。なお、現状の2課体制としております。

次に、49ページをお開きください。西都土木と高鍋土木を児湯土木として、4課及び1出張所体制に再編し、非常勤を含み、現段階で80名程度の体制とすることとしております。また、

高鍋出張所につきましては、20名程度の体制とし、西米良駐在所については、そのまま存置いたします。

5の再編の効果でございます。まず、業務執行体制の充実ということで、マンパワーの集中によるスケールメリットを生かすことで、業務の繁忙期への対応等が円滑に実施できるものと考えております。また、今回、技術調整課の新設によりまして、土木事務所全体の横断的な計画・調整機能が図られるものと考えております。2点目としては、災害時の対応強化でございます。局所的な災害発生等におきまして、本所と出張所の連携により人材や機材の重点的な投入が可能となることや、各土木事務所に5班程度で組織しております災害待機体制についても、人員を集約することで班編成の充実、あるいは臨機応変な対応が可能となると考えております。最後に、財政負担の縮減として、人員削減効果が10数名程度を見込んでおります。財政負担の縮減といたしましては、主に人件費でございますが、年間1億円程度が削減できると考えております。

土木事務所の再編案については以上でございます。

次に、50ページをごらんください。損害賠償額を定めたことについて御説明いたします。

県有車両、いわゆる公用車による交通事故の損害賠償でございます。職員が運転する県有車両、公用車が交通事故を起こしたものでございます。どちらとも、損害賠償額は物件損害料のみでございますが、表記の金額で和解契約を締結いたしております。なお、交通事故につきましては、機会あるごとに注意を喚起しているところでございますが、依然として交通事故が絶えない状況にあることから、今後とも、交通安

全啓発については十分指導してまいりたいと考えております。

次に、51ページをお開きいただきたいと思っております。建設技術センターへの指定管理者制度導入についての御報告でございます。

1の導入の背景等にございますように、建設産業は県内の主要な産業でございまして、建設技術者の育成は県の非常に重要な課題でございます。しかしながら、産業開発青年隊の入隊者が年々大幅に減少している状況、あるいはその建設技術センターの施設利用も低迷している状況にありますことから、今回、民間のノウハウを活用するため、指定管理者制度を導入することといたしました。

次に、2の指定管理業務の概要でございますが、資料を1ページめくっていただいて53ページで説明させていただきます。53ページの上段でございますが、現在、建設技術センターで行っております①から④の業務につきまして、指定管理者制度導入後は、導入の効果が期待できると考えられる①の産業開発青年隊と②の施設の管理運営を指定管理業務とし、③の県・市町村職員研修と④の土木材料試験につきましては、専門性や中立性の観点から、現段階では県の直営業務といたしております。

もとの51ページにお戻りください。4の指定期間でございます。平成22年4月1日から27年3月31日までの5年間を予定しております。

次に、5の基準価格でございますが、施設の管理運営に係る経費といたしまして、年額9,343万5,000円、総額、5年間で4億6,717万5,000円でございます。

次に、6の応募に係る特別な資格要件でございますが、一般的な資格要件以外に、今回は、そこに掲げております建設産業の人材育成業務

でありますことから、土木建設業務に係る技術、技能の習得、訓練等の教育を適切に行うことのできる団体であることを条件といたしております。

52ページでございますが、7の選定でございます。①の選定方法につきましては、申請書類に基づいて資格審査を行う1次審査と選定委員が各応募者の事業計画の内容やプレゼンテーションにより審査を行う2次審査により、指定管理者を選定することとしております。また、②の指定管理者候補者選定委員会の委員につきましては、行政経営課が示しております選定基準に従いまして、6名の方々を選定しております。

次に、8の審査項目でございますが、行政経営課が同じく示しております標準的な審査項目をもとに、施設の特性——今回の場合は人材育成、施設の管理ということになります——を考慮した審査項目を設定しております。

次に、9の今後のスケジュールでございます。これから7月から8月にかけて指定管理者の公募を行い、9月には選定委員会により候補者の選定を行い、11月議会で御提案することとしております。

最後でございます。直轄事業負担金の最近の現状について御報告します。

委員会資料の54ページをごらんください。まず、最近の動きについて御説明いたします。直轄事業負担金につきましては、従来より、全国都道府県議会議長会を初め、地方6団体としてその見直しを求めてきたところでございます。この流れの中で、21年2月16日、麻生全国知事会会長と金子国交大臣との会談によりまして、直轄事業負担金制度のあり方について、全国知事会と国土交通省との協議の場が設置され、協

議が進められてきたところでございます。4月24日には、全国知事会から国土交通省へ直轄事業負担金に係る情報の開示を求める要請がなされ、これを受けまして、4月30日に、国土交通省より平成21年度直轄事業に関する地方負担額の予定額通知等がなされたところでございます。その後、5月29日に、平成20年度、昨年度の直轄事業に係る内訳内容が国土交通省等から記者発表されまして、本県には、6月1日に九州地方整備局のほうから本県関係の資料が提供されたところでございます。

55ページをお開きください。九州地方整備局のほうから6月1日に提供された平成20年度の直轄事業の資料を分析し、一覧にしたものがございます。上段のほうが事業費とその地方負担分、道路、河川、港湾、空港関係事業別に区分し、表にしております。一番右の合計欄をごらんください。総事業費は、宮崎県全体で560億4,000万円余、それに対しまして、地方負担額は118億4,300万円余となっております。次に、下の段の表をごらんください。この事業費のうち、業務取扱費、県で言うと事務費相当を表にまとめております。これまで報道等で示されているように、人件費の中に退職手当が1億2,900万円余含まれていたほか、営繕宿舍費として庁舎や職員宿舍の補修等に要する経費が総額で1億400万円余含まれていたことが明らかになっております。この表のもとになります国が示しました資料の道路関係の抜粋を56ページから掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

61ページをお開きください。これは、今後の直轄事業負担金制度の見直しについての工程を全国知事会が作成した概念図でございます。これで説明させていただきます。今回、国から示さ

れました、先ほど説明いたしました20年度の直轄事業費の内訳でございますが、この図の上から3行目中央に「これまでの直轄事業に係る内訳明細の開示」というのが書いてございますけど、これに当たるものでございまして、見直しの工程のスタートラインに立ったというところでございます。今後、示された内容を検証・分析し、対象経費の見直しが必要と思われる項目を洗い出しまして、現行制度を継続しながらでも改善できる点や、地方分権の視点から法制度を改正して行うべき権限や財源など、さまざまな視点から検討を加え、国との協議に臨むことになると考えております。最終的には、地方分権の観点から、国と地方の役割分担を新たに確立させ、直轄事業を実施することとした上で、直轄事業負担金制度の廃止を目指すこととしております。

なお、他県と比べインフラ整備がおくれました本県にとりましては、当面は直轄事業及び国の行うべき直轄事業は必要と考えておりますが、負担金の請求内容を県民に説明できますよう国への詳細な情報開示を求めてまいりますとともに、引き続き事業進捗が図られるよう求めていくことが必要と考えております。

管理課は以上でございます。

○服部用地対策課長 用地対策課でございます。

委員会資料の62ページをお開きください。宮崎県土地開発公社の状況につきまして、御報告いたします。

まず、平成20年度事業報告書であります。1の事業の概要につきましては、いわゆる公拡法に基づきまして、公有地となるべき土地のあっせん、管理等を行ったところであります。

次に、2の事業実績につきましては、公有地取得事業の実績はありませんでしたが、あっせ

ん等事業は、県からの委託による8件を受託しております。また、附帯等事業としまして、宮崎フリーウェイ工業団地の維持管理を行っております。

次に、63ページをお開きください。3の財産目録であります。左側の資産の部をごらんください。資産としましては、預金、保有地及び有価証券等でありまして、合計で55億7,688万円余となっております。右側の負債及び資本の部をごらんください。負債としましては、未払金や長期借入金等でありまして、資本としましては、正味財産19億8,918万円余となっております。合計で、同じく55億7,688万円余となっております。

なお、この財産目録の詳細につきましては、4の貸借対照表のとおりであります。詳細な説明は省略いたしますが、この中で、右側の負債及び資本の部の欄の下から4番目の準備金18億9,115万円余であります。当期、570万円余の純損失が生じたため、前期繰越準備金18億9,686万円余から減額して整理をしたところでございます。

次に、64ページをごらんください。5の損益計算書でございます。右側の収益の部をごらんください。事業による収益が7,524万円余、有価証券等の利息や雑収益から成ります事業外収益が2,167万円余となっております。左側の費用の部をごらんください。用地を取得、造成するための費用及び用地取得事務に伴う職員の人件費等から成ります事業原価が6,195万円余、事業原価に費用配分できない役員及び一般職員の人件費と物件費から成ります販売費及び一般管理費が4,035万円余、その他を含めまして費用合計は1億263万円余となっております。この結果、先ほど申し上げましたとおり、平成20年度は570万

円余の純損失を計上したものであります。これは、公共事業の減少に伴いまして、あっせん等事業収益が減少したことによるものと考えております。

次に、65ページをお開きください。平成21年度事業計画書であります。1の基本方針につきましては、記載のとおり、公拡法に基づきまして、公有地の取得事業等を実施することとしております。

次に、2の事業計画につきましては、公有地取得事業としまして2,000万円、附帯等事業としまして430万円、あっせん等事業としまして1,764万円余を予定しております。

次に、66ページをごらんください。3の収支計画であります。左側の収入の欄をごらんください。収入としましては、各種の事業によりまして8,652万円余を予定しております。右側の支出の欄をごらんください。支出としましては、各事業の実施に伴う事業原価や販売費及び一般管理費等を計上しておりまして、事業の減少等により2,591万円余の損失が見込まれております。

次に、4の資金計画であります。ごらんのとおり、35億1,347万円余を予定しております。

用地対策課につきましては、以上でございます。

○岡田技術企画課長 技術企画課でございます。

委員会資料67ページをお開きください。まず、財団法人宮崎県建設技術推進機構の平成20年度事業報告書について御説明申し上げます。当推進機構は、1の事業概要に記載しておりますとおり、県及び市町村が守秘性や公平さなどの観点から民間企業の活用が図れない分野について、業務の補完・支援を行っております。

平成20年度は2の事業実績にあります積算検

収事業など事業を実施したところであります。

次に、68ページをごらんください。3の貸借対照表についてでございます。まず、Ⅰの資産の部であります。1の流動資産は、現金預金など、合計で1億1,709万円余となっております。次に、2の固定資産であります。基本財産やその他の固定資産など、合計で2億6,372万円余となっております。流動資産と固定資産を合わせた資産の合計は、3億8,082万円余となっております。次に、Ⅱの負債の部であります。未払金など、合計で1,027万円余となっております。次に、Ⅲの正味財産の部であります。下から2行目にありますとおり、合計で3億7,054万円余となっております。正味財産合計につきましては、前年度と比較しまして1,887万円余の減となっております。

正味財産につきましては、69ページから70ページの4の正味財産増減計算書に詳細を記載しておりますので、後ほどごらんください。

また、71ページの5の財産目録につきましては、68ページの3の貸借対照表と内容が重複いたしますので、省略させていただきます。

次に、72ページをお開きください。ここでは平成21年度事業計画書についてであります。1の基本方針に記載しておりますとおり、本年度も積算や施工管理、総合評価落札方式などの事務について、県及び市町村の支援業務の拡大に努めることとしております。

平成21年度は2の事業計画にあります積算検収事業などの事業を実施することとしております。

次に、74ページをお開きください。3の収支予算書についてであります。まず、Ⅰの事業活動収支の部であります。1の事業活動収入は、事業収入など合計で2億7,104万円余を見込

んでおります。次に、2の事業活動支出であります。75ページをごらんください。事業費と管理費の支出の合計として2億6,830万円余を見込んでおります。事業活動収入計から事業活動支出計を差し引いた事業活動収支差額は274万円余を見込んでおります。次に、Ⅱの投資活動収支の部であります。2の投資活動支出計としまして55万円を見込んでおります。次に、Ⅳの予備費支出としまして20万円を見込んでおります。平成21年度の当期収支差額としまして、下から3行目にありますとおり、199万円余を見込んでおります。

財団法人宮崎県建設技術推進機構関係については、以上であります。

次に、総合評価落札方式の改正について御説明いたします。

資料76ページをお開きください。今回の改正の目的でございますが、建設業界の厳しい経営環境や今年度の大型補正予算への対応を踏まえ、一層の品質確保を図りつつ、入札手続の簡素化を図ることを主眼に見直しを行うこととしたものであります。

次に、主な改正点でございます。1つ目の項目は適用範囲の見直しであります。1点目は特別簡易型の適用範囲の拡大であります。現行では、予定価格2億円未満の工事につきましては、一部技術提案を評価する総合評価の型式を適用しておりますが、昨年度の試行結果を検証したところ、技術的工夫の余地が小さいものが多かったことから、事務手続の簡素化も考慮し、技術提案を求めない特別簡易型を適用することを原則とするものでございます。2点目は、簡易Ⅱ型の廃止であります。技術提案を評価する簡易型のうち、ヒアリングを行わない型式を簡易Ⅱ型として設定しておりますが、技術

提案の審査においては企業へのヒアリングが不可欠であると判断し、簡易Ⅱ型を廃止することといたしました。3点目は、地域企業育成型に建築一式工事を追加するというものであります。地域企業育成型は、小規模工事を対象に、技術力や地域貢献度の高い地元の建設業者の育成を図ることを目的として、本年1月から試行を行っているもので、事務手続を極端に簡素化した型式であります。現在、予定価格3,000万円未満の土木一式工事のみを適用の対象としておりますが、同じく予定価格3,000万円未満の建築一式工事も対象に追加するものであります。

ここで、77ページの資料-2をごらんください。ここでは土木一式工事の適用区分の現行と改正案を比較したものでございます。総合評価落札方式による入札を行う場合、工事金額と工事の難易度により総合評価の型式を区分して適用することにしており、改正案では右側の表のようになります。その下の資料は建築一式工事の適用区分の現行と改正案を比較したものでございます。改正案では右側の表のようになります。なお、昨年度の総合評価落札方式につきましては、資料-1のとおり、公共三部で591件の試行を実施したところであります。

76ページにお戻りください。主な改正点の2つ目の項目は、評価項目の見直しであります。1点目は、評価項目に新たに受注状況を追加するというものであります。企業の過度な受注を防止することにより、工事の品質確保のために適切な施工体制の確保を図ることを目的といたしまして、当該年度の受注金額を指標とする受注状況に関する評価項目を新たに設定することといたします。2点目は、消防団員の雇用状況の追加であります。現在、企業の地域社会貢献度を評価する中で、新規学卒者及び障がい者の

雇用状況を個々に評価しておりますが、地域貢献につながる雇用を幅広く評価するため、新規学卒者、障がい者に地域貢献度の高い消防団員を評価の対象に加え、一つの項目の中で雇用者数の総数を評価することといたします。3点目は、工事成績の評価の対象に現場代理人を追加するというものであります。配置予定技術者の工事成績の評価に当たっては、現在、主任技術者及び管理技術者として従事した工事の成績を評価の対象としておりますが、主任技術者として実績のない若手技術者の育成を図るため、2級以上の国家資格を有し、現場代理人として従事した工事の成績も評価の対象に追加することといたします。

主な改正点の3つ目の項目は、事務手続の簡素化であります。総合評価落札方式の入札においては、入札参加者に個々の入札案件ごとに技術申請書を提出していただいておりますが、その資料の簡素化を図るとともに、発注者側の審査業務の軽減を図るため、審査を受けた企業に対して発注機関が審査確認書を発行し、その後の入札案件において技術申請書のかわりに提出することができる制度を整備するものであります。

資料の78ページをごらんください。資料-4は最も試行件数の多い特別簡易型の評価項目を示したものでございます。評価項目の中で今回見直しを行うものを網かけで表示しております。その下の資料-5は受注状況の評価要領について記載したものであります。評価の方法ですが、各企業ごとの過去3カ年の平均の受注金額を基準値に、当該年度の受注金額を評価するもので、具体的には、受注係数Kを算出し、その数値により評価いたします。

76ページにお戻りください。最後に、今回の

改正の時期でございますが、7月に企業及び発注機関に周知を図り、8月1日以降に公告する工事から適用してまいりたいと考えております。

技術企画課につきましては、以上でございます。

○濱田道路建設課長 道路建設課でございます。

まず、補正予算でございますが、当課の補正は、当初の補正に加え、経済・雇用対策の実施に伴う補正を追加要求しておりますので、あわせて御説明いたします。

委員会資料の5ページをお開きください。6月当初の補正要求であります。補正予算額は、1億4,550万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は247億7,886万9,000円となります。次の6ページをごらんください。補正予算の内容でございますが、(事項)県単特殊改良費であります。この事業は、県の管理しております国県道におきまして、小規模な拡幅や見通しの悪い箇所の改良等を行う事業であります。

次に、追加補正予算についてであります。資料25ページをお開きください。追加補正予算額は、8億円の増額をお願いしております。補正後の予算額は255億7,886万9,000円となります。次の26ページでございます。追加補正予算の内容でございますが、先ほど御説明いたしました当初の補正と同様、(事項)県単特殊改良費であります。

予算につきましては以上でございます。

次に、報告事項について御説明いたします。

資料79ページをお開きください。宮崎県道路公社の経営状況について御報告いたします。

まず、平成20年度の事業報告書についてですが、1の事業概要に記載しておりますように、有料道路の料金徴収業務や維持管理等を

行っております。

2の事業実績でございますが、右側の事業実績の欄をごらんいただきますと、まず、一ツ葉有料道路北線につきましては、通行台数が年間213万台余、料金収入が3億8,000万円余、南線につきましては、通行台数418万台余、料金収入7億5,000万円余、小倉ヶ浜有料道路につきましては、通行台数56万台余、料金収入4,300万円余となっております。

次に、80ページの財産目録でございます。詳細の説明は省略させていただきます。それぞれの左側の資産の部並びに右側の負債及び資本の部の合計でございますけれども、いずれも191億7,000万円余となっております。

次に、81ページをごらんください。貸借対照表でございますが、内容につきましては、先ほどの財産目録と同様でございます。

次に、82ページ、損益計算書でございます。左側の費用の部並びに右側の収益の部の合計は、それぞれ11億9,000万円余となっております。なお、左側の下から4段目でございます償還準備金繰入額6億4,900万円余が収入から支出を差し引いた当期の利益でございます。

次に、83ページをごらんください。平成21年度の事業計画でございます。まず、1の事業概要でございますが、特に一ツ葉有料道路につきまして、周辺道路の整備による影響がありますことから、より一層の利用者を確保するため、広報やサービス等利用促進を図り、収益の確保に努めることとしております。

次に、84ページをごらんください。3の収支計画と4の資金計画でございますけれども、いずれも、収入、支出ともに合計30億6,900万円余を計上しております。

道路公社につきましては、以上でございます。

続きまして、次の85ページでございます。宮崎県の中長期道路整備計画の中間見直しにつきまして御説明いたします。

既存の当計画につきましては、右側の86ページに概要を示しておりますが、平成15年7月に本県の道づくりの方向性を示すものとして、道路整備の将来像を明らかにしたものでございます。中ほどに基本方針として3つ掲げてございます。競争力のある産業を支援する道づくり、自立を図る地域を支援する道づくり、安心な暮らしを支援する道づくりの3つの基本方針を位置づけまして、その下に目標水準というのがございます。例えば、高速道路インターチェンジへの60分カバー市町村の割合や第3次救急医療施設への60分カバー人口の割合など、8つの目標水準を設定しております。道路整備の実施に当たりましては、この計画をベースとして推進に努めてきたところであります。

しかしながら、85ページに戻っていただきまして、1の背景にも書いておりますとおり、策定から5年が経過していること、国におきましては、昨年末、全国版の新たな中期計画が公表され、現在、地方版につきまして策定作業が進められていること、また、これまで道路整備の原資となっておりました道路特定財源制度が廃止され、一般財源化されたことなどの道路整備を取り巻く環境の大きな変化を受けまして、今般、中間見直しを図ることとしたところであります。

具体的な作業としましては、3の検討のフローに示しております。まず、現状把握としまして、上の点線で囲んでおりますように、平成15年の計画策定時に調査しました本県の地域特性について更新を行った上で、設定している道路整備の目標水準について、達成状況を確認

し、検証したいと考えております。その結果を踏まえまして、下の点線で囲んでおりますように、農林道など国県道以外の道路を含めたネットワークによる目標水準の達成度を確認し、都市部と中山間地域などの課題を踏まえた今後の道路整備のあり方を検討していきたいと考えております。その際には、新たな地域特性や目標水準の検討も必要となりますし、新たな目標水準実現に向けた方策の検討も重要なこととなっております。これらの検討の中で、アンケート調査、パブリックコメント等の結果を反映したり、当常任委員会に適宜御報告し、委員の皆様方の御意見をいただきながら、国県及び関係市町村の道路担当部局で構成しております宮崎県幹線道路協議会での検討を経て、今年度内に取りまとめを行ってまいりたいと考えております。

道路建設課につきましては、以上であります。

○大寺道路保全課長 道路保全課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

当課の補正は、当初の補正に加え、経済・雇用対策の実施に伴う補正を追加要求しておりますので、あわせて御説明いたします。

お手元の委員会資料の7ページをお開きください。まず、6月当初の補正要求であります。当課の補正予算額は、12億6,065万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は140億4,334万5,000円となります。

以下、主な内容を御説明いたします。8ページをごらんください。まず初めに、中ほどの（事項）県単交通安全施設整備費であります。これは、ガードレールの設置や歩道の補修など、交通安全施設の整備を行う事業ですが、1億5,115万円の増額であります。

次に、（事項）県単道路維持費であります。これは、道路施設の補修、更新など、道路の維持管理を行う事業ですが、1億9,150万円の増額であります。

最後に、（事項）地域自立・活性化交付金事業費であります。これは、地域自立・活性化交付金の交付を受けて、主要観光地へのアクセス道路の補修、整備を行い、県内観光の振興を図る事業ですが、8億9,000万円の増額であります。

続きまして、6月補正の補正要求であります。委員会資料の27ページをお開きください。当課の追加補正予算額は、8億円の増額をお願いしております。補正後の予算額は148億4,334万5,000円となります。

以下、内容を御説明します。28ページをごらんください。今回の経済・雇用対策の実施に伴う補正といたしまして、まず、交通安全施設の整備を行う（事項）県単交通安全施設整備費で4億円の増額、落石が発生するなど整備が必要な危険箇所の防災対策を行う（事項）緊急輸送道路等防災対策事業費で3億1,000万円の増額、最後に、橋梁の耐震補強事前調査や塗装を行う（事項）県単橋梁維持費で9,000万円の増額をお願いいたしております。

予算関係につきましては、以上でございます。

次に、損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

委員会資料の87ページをお開きください。今回の報告は、東臼杵郡門川町県道土々呂日向線の路肩段差事故以下11件でございます。事故内容別の内訳は、落石事故が3件、道路の段差に係る事故と自転車に係る事故及び倒木事故がそ

れぞれ2件、穴ぼこ事故と道路ののり面崩壊事故がそれぞれ1件となります。発生日、発生場所等につきましては、資料に記載のとおりでございます。損害賠償額の範囲は、9,012円から31万2,673円までとなっております。なお、賠償額は、いずれも、すべて道路賠償責任保険から支払われます。

報告事項の説明は以上であります。今後さらに道路施設の安全確保に努めてまいりたいと存じております。

道路保全課は以上でございます。

○大田原河川課長 河川課でございます。当課の補正予算につきまして御説明いたします。

当課の補正につきましても、当初の補正に加えまして、経済・雇用対策の実施に伴う補正を追加要求しておりますので、あわせて御説明いたします。

お手元の委員会資料の10ページをお開きください。まず、6月当初の補正要求であります。当課の補正予算額は、2億2,285万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は20億6,573万円となります。

次に、補正予算の内容でございますが、次の11ページをお開きください。（事項）県単河川改良費であります。これは、県管理の河川のうち、国庫補助の対象とならない局所的な河川の改修などを実施するための事業であります。この県単河川改良事業の増加に伴いまして、2億2,285万円の増額であります。

次に、追加補正予算についてであります。同じく資料の29ページをお開きください。追加補正予算額は、8億9,990万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は211億6,563万円となります。

追加補正予算の内容でございますが、次の30

ページをごらんください。（事項）県単河川改良費であります。さきの補正予算に加えまして、県単河川改良事業の増加に伴いまして、7億9,990万円の増額であります。

次に、（事項）ダム施設管理事業費であります。これは、国庫補助事業の対象とならないダム本体や設備などの規模の小さな改修工事、修繕、機器などの更新などを行う事業であります。ダム施設改良事業の増加に伴いまして、1億円の増額であります。

河川課につきましては、以上であります。

○平田砂防課長 砂防課であります。当課の補正予算について御説明いたします。

当課の補正は、当初の補正に加え、経済・雇用対策の実施に伴う補正を追加要求しておりますので、あわせて御説明いたします。

お手元の委員会資料の12ページをお開きください。まず、6月当初の補正要求であります。当課の補正予算額は、3,400万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は44億6,655万7,000円となります。

内容について御説明いたします。13ページをお開きください。（事項）県単公共砂防事業費であります。これは、砂防施設及び地すべり防止施設の修繕等を実施する事業であります。今回、既設砂防施設の補強に係る経費として3,400万円の増額であります。

次に、追加補正予算についてであります。31ページをお開きください。追加補正予算額は、2億3,100万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は46億9,755万7,000円となります。

以下、主なものを御説明いたします。32ページをごらんください。まず、（事項）県単公共砂防事業費であります。説明欄の1、県単砂防

等修繕事業であります。砂防堰堤の除石及び地すべり防止施設の修繕等に係る経費として1億500万円の増額であります。

次に、（事項）県単公共急傾斜地崩壊対策事業費であります。これは、国庫補助事業の対象とならない小規模な急傾斜地崩壊対策工事や修繕等を実施する事業であります。1億2,600万円の増額であります。このうち説明欄の2、県単自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業1億1,475万円につきましては、市町村が実施する急傾斜地崩壊防止施設の設置等の工事に対して、県が2分の1の補助を行うものであります。

砂防課につきましては、以上でございます。

○野田港湾課長 港湾課であります。

当課の補正は、当初の補正に加え、経済・雇用対策の実施に伴う補正を追加要求しておりますので、あわせて御説明いたします。

委員会資料の14ページをお開きください。まず、6月当初の補正要求であります。当課の補正予算額は、一般会計で1億4,008万4,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして74億5,301万4,000円となります。

15ページをお開きください。まず、上段の（事項）港営費の㊦プレジャーボート対策事業につきましては、後で御説明をいたします。

次に、その下の（事項）港湾維持管理費でございます。緊急を要する岸壁とか護岸の補修等の費用として1億200万円の増額をお願いしております。

次に、その下の（事項）県単港湾建設事業費でございます。この事業は、国庫補助事業の対象にならない臨港道路の改良など、3,500万円の増額をお願いしております。

次に、追加補正予算についてであります。33

ページをお開きください。追加補正予算額は、一般会計で3億6,800万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、一般会計と港湾整備事業特別会計を合わせまして78億2,101万4,000円となります。

34ページをお開きください。まず、上段の（事項）港湾維持管理費でございます。臨港道路や護岸の補修等の費用として3億円の増額をお願いしております。

次に、その下の（事項）港湾調査費でございます。港湾の測量調査等に要する経費でございますが、3,300万円の増額をお願いしております。

次に、その下の（事項）県単港湾建設事業費でございます。港湾施設の改良などに要する経費でございますが、3,500万円の増額をお願いしております。

最後に、㊦プレジャーボート対策事業について御説明いたします。

89ページをお開きください。まず、1の事業の目的でございますが、県内の港湾、漁港等におけるプレジャーボートが今現在、約4,000隻ほどありますが、そのほとんどが無許可で係留をされています。その問題を解決するために、平成19年3月に策定した宮崎県プレジャーボート対策基本方針というのがあるんですが、それに基づきましてプレジャーボートの係留場所の確保、それからその規制を柱としまして、プレジャーボート対策を進めるものであります。このことによりまして、公共用水域等の適正な利用を図るものであります。

2の事業の概要ですが、予算額は308万4,000円をお願いしております。これは、調査員を6カ月間雇用する人件費であります。事業期間は、平成21年度から23年度までの3年間を予定

しております。次に、（3）の事業内容であります。緊急雇用創出事業臨時特例基金を利用しまして、プレジャーボート対策を円滑に実施するために、事務の補助としてプレジャーボート対策の調査員を雇用するもので、港湾関係の4事務所に各1名ずつを張りつけることにしております。プレジャーボート対策のためには、まず、①にありますとおり、港湾、漁港等に無断で係留されているプレジャーボートの隻数とか所有者の調査を行い、これをもとに②のとおり、各港ごとにプレジャーボートの収容場所と禁止区域を示した適正配置計画を策定しまして、所有者団体、地元漁協との調整を行うこととなります。その上で③のとおり、使用許可制度への移行と禁止区域の設定を行うこととなりますが、このためには、すべての所有者に対して説明を行い、御理解、御協力をいただくことが必要となります。これらの業務を行うには正規職員だけでは手が足りないため、臨時に調査員を雇用するものであります。

このプレジャーボート対策を進めることによりまして、無断係留問題を解決し、港湾等の施設の秩序ある利用を図っていきたいと考えております。

港湾課につきましては、以上であります。

○東公園下水道課長 公園下水道課でございます。当課の補正予算につきまして御説明いたします。

当課の補正も、当初の補正に加えまして、経済・雇用対策の実施に伴う補正を追加要求しておりますので、あわせて御説明いたします。

委員会資料の16ページをお開きください。6月当初の補正要求であります。当課の補正予算額は、9,000万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は9億8,117万5,000円となりま

す。内容を御説明いたします。17ページをお開きください。（事項）県単都市公園整備事業費であります。これは、総合運動公園の施設の防水工事等を行い、都市公園の環境整備を進めることとしております。

次に、追加補正予算についてであります。35ページをお開きください。追加補正予算額は、6,000万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は10億4,117万5,000円となります。内容を御説明いたします。36ページをごらんください。同じく、（事項）県単都市公園整備事業費であります。これは、阿波岐原森林公園の劣化が著しい区間の歩道補修を行い、都市公園としての環境整備を進めることとしております。

公園下水道課につきましては、以上であります。

○佐藤建築住宅課長 建築住宅課でございます。

初めに、当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の18ページをお開きください。建築住宅課の補正予算額は、61万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は27億7,668万円となっております。補正の内容について御説明いたします。次の19ページをお開きください。（事項）建築確認指導費でございます。これは、長期優良住宅認定事務の実施に伴い、新たに必要となる経費であります。61万円の増額であります。

次に、90ページをお開きください。議案第5号及び第8号につきましては、長期優良住宅認定制度に関する議案でありますので、一括して説明させていただきます。

この認定制度は、長期にわたって使用できる優良な住宅の普及促進を図るとともに、住宅を

より長く使えるようにすることで、環境負荷の低減を図ること等を目的とするものであります。長期優良住宅につきましては、中ほどの図の木造戸建て住宅の例にありますように、床面積が75平米以上で耐震性等の技術審査に適合し、また、景観等に配慮されていることが必要になります。それぞれ耐震性につきましては、一般の1.25倍の耐震性、また、左側の劣化対策では、数世代（100年程度）にわたって構造躯体が使用できるような措置などを講じまして、一定の水準を確保していく必要があります。

次に、3の認定の流れであります。宮崎市、都城市、延岡市、日向市の4市におかれては、県と同様の認定機関となりまして、県は4市以外の市町村の区域を担当いたします。右の図は県の場合の認定の流れであります。申請者は市町村窓口申請書を提出いたしまして、県で認定審査を行います。なお、後ほど説明いたします議案は認定申請に係る手数料を設けるとともに、受け付け事務を市町村で行うことについて、それぞれ条例の改正を行うものであります。

4の認定のメリットとしましては、所得税の軽減や住宅金融支援機構の長期ローンの利用など、優遇策が設けられております。

91ページをお開きください。議案第5号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由は、ただいま御説明しました長期優良住宅の認定申請手数料等を新設するものであります。

次の2の改正の内容は、①から④までの手数料を新たに設けるもので、①の認定申請手数料は、戸建て住宅の場合、耐震性などの基準について、事前に他の審査機関におきまして技術審

査を受けた適合証がある場合は7,000円、適合証がない場合は5万1,000円とするものであります。共同住宅等の場合は、それぞれ戸数に応じた金額になります。②は計画変更がある場合の認定申請の手数料、③は分譲事業者が認定を受けた住宅を販売した場合の譲り受け人決定に係る変更の認定申請の手数料、④は相続や売買などによりまして地位の承継が行われる場合の承認申請の手数料になります。それぞれ記載の金額にするものであります。

3の施行期日は、平成21年7月7日としております。

なお、次の92ページから98ページにかけての新旧対照表の説明は省略させていただきます。

99ページをお開きください。議案第8号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由にありますように、長期優良住宅の認定に係る申請の受理に関する事務を市町村に移譲するために、2の改正の内容でこれらの事務を追加しております。3の施行期日は、同じく平成21年7月7日としております。

なお、次のページの新旧対照表の説明は省略させていただきます。

議案第5号及び第8号については以上であります。

次に、101ページをお開きください。県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

県営住宅の家賃等を滞納されている方に対しましては、入居者の立場に立ったきめ細かな納付指導を行っているところでありますが、受益者負担の公平性を確保する観点から、悪質な滞納者に対しましては、明け渡し訴訟等の法的措

置を講じているところであります。表に掲げております2名につきましては、県営住宅の家賃等を長期間滞納しており、これまでの再三の請求に対しても、家賃等の納付がないことから、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条第1項の規定に基づき、住宅の明け渡し請求を行いました。誠意ある対応が見られず、期限までに住宅を明け渡さなかったことから、住宅の明け渡しと滞納家賃等の支払いを求めて訴えを提起するものであります。表の右端の専決年月日をもちまして、それぞれ専決処分を行ったものでございます。

次に、102ページをごらんください。宮崎県住宅供給公社の経営状況について御報告いたします。

まず、平成20年度の事業報告書についてであります。1の事業概要であります。宮崎市にありますキャンパスタウンまなび野及び倉岡ニュータウンにおける住宅や宅地の分譲を初め、賃貸住宅などの管理業務を行ったところであります。

2の事業実績であります。一般分譲住宅6戸、分譲宅地23区画、業務施設用地の分譲などを実施したところであります。

103ページをお開きください。3の財産目録であります。資産の部につきましては、現金預金や分譲事業資産などの流動資産が24億9,274万円余、賃貸事業資産などの固定資産が60億5,202万円余で、合計85億4,476万円余となっております。これに対しまして、負債及び資本の部につきましては、次期返済長期借入金などの流動負債が1億6,957万円余、預かり保証金や引当金などの固定負債が8億1,979万円余、資本金などの正味財産が75億5,540万円余で、合計が資産の部と同額の85億4,476万円余となっております。

104ページをごらんください。4の貸借対照表であります。内容につきましては、財産目録と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

105ページをお開きください。5の損益計算書についてであります。平成20年度に行いました分譲事業や賃貸管理事業、その他事業を合わせた事業収益〔a〕は17億3,335万円余で、この事業収益に対する事業原価〔b〕ですけれども、15億2,828万円余であります。これに原価に配分できない役職員の人件費、物件費などの一般管理費〔c〕を加味いたしますと、一番下の事業利益〔d〕は5,043万余となっております。この事業利益〔d〕に106ページの事業以外のその他経常収益〔e〕及びその他経常費用〔f〕を加味しました経常利益〔g〕は2,641万円余となっております。加えまして、特別利益〔h〕の2億1,754万円余、特別損失〔i〕の2億113万円余がございます。この特別利益は、若草ビルの用途廃止と江平ビルの耐震改修工事の完了に伴いまして、それぞれの計画修繕引当金の取り崩しを行ったものでございます。また、特別損失につきましては、前期損益修正損は、倉岡ニュータウンの業務施設用地の譲渡に係る経費を精算したもの、減損損失は賃貸施設の減損処理に係るものであります。次の分譲事業資産等評価損は、倉岡ニュータウンにおける未分譲地の評価損、災害その他の臨時損失は、江平ビルの改修に伴う移転補償費などを計上しております。これらを加味しますと、最終的な当期純利益〔j〕は、表の一番下で、4,282万円余の黒字となっております。

107ページをお開きください。平成21年度の事業計画についてであります。まず、1の事業概要であります。昨年度に引き続き、キャンパ

スタウンまなび野の宅地の分譲などを行う予定であります。なお、宅地の分譲については、平成21年度での完売を目指すことにしております。

2の事業計画につきましても、昨年度と同様に、分譲事業や賃貸管理事業などを予定しております。

108ページをごらんください。3の収支計画につきましては、表の一番下の当期純利益といたしまして、1,949万円余の黒字を見込んでおります。

4の資金計画につきましては、収入及び支出がそれぞれ28億722万円余となっております。

次に、109ページをお開きください。最後に、延岡土木事務所管内の県営住宅への指定管理者制度の導入について御説明いたします。

県営住宅の管理につきましては、平成18年度から宮崎土木事務所管内の県営住宅につきまして、指定管理者制度を導入しておりますが、住民サービスの向上など、一定の効果がありましたことから、平成22年度より延岡土木事務所管内の県営住宅につきましても、指定管理者制度を導入してまいりたいと考えております。

導入方法としましては、県と延岡市が共同で指定管理者を募集、選定を行いまして、双方が指定した同一の指定管理者により、延岡土木管内の県営住宅1,308戸及び延岡市営住宅約2,500戸を管理することとしています。住宅管理で県と市の共同によるものは全国的にも例がないというふうに聞いておりますけれども、県営と市営の管理を同一の指定管理者が行うことで窓口が一本化されますので、住民サービスの向上が期待でき、また、県営と市営を合わせますと約3,800戸となり、スケールメリットにより業務の効率化が図られ、コスト縮減が期待できま

す。

指定管理者に行わせる業務の範囲ですけれども、先行して実施しております宮崎・高岡土木事務所管内と同じく、住宅への入・退去手続、家賃等の徴収等の事務を考えております。

指定期間は、平成22年度から3年間と考えております。

基準価格は、年額で3,412万1,000円、3年間の総額で1億236万3,000円と設定しております。

今後のスケジュールであります、今月中に民間委員を含む選定委員会を延岡市と共同開催いたしました後、7月から指定管理者の募集を始めまして、候補者を選定した後、11月議会には指定議案を提出したいと考えております。審査項目など選定の方法につきましては、選定委員会の審議を経た後に明らかにしてまいりたいと考えております。

建築住宅課につきましては、以上でございます。

○渡辺高速道対策局長 資料の20ページです。高速道対策局の補正予算ですが、補正予算額、3,900万の増で、補正後の予算額36億517万8,000円でございます。その内容ですけれども、21ページで（事項）地域自立・活性化交付金事業でございます。これは、平成22年度半ばに供用を予定しております東九州自動車道高鍋インター関連の案内標識の整備を行う事業でございます。3,900万円ということでございます。以上でございます。

○宮原委員長 ここで委員の皆様にお諮りいたします。本日の日程は午後4時となっておりますが、このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、引き続き委員会を続けますが、ここで10分ほど休憩をとりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

暫時休憩いたします。

午後3時52分休憩

午後4時2分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案及び報告事項について質疑はありますか。

○野辺委員 その前に、議案第2号についてはいろいろまた御意見もあると思ひますし、また総務部との関係もあると思ひますので、最後のほうにさせていただきませんか。

○宮原委員長 今、野辺委員のほうから、議案第2号については別の審議が終わった後に時間をかけてということのようですが、そういう方向で進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そういうことで議案第2号を除いた形で質疑を受けたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○太田委員 説明資料の89ページのプレジャーボート対策事業、今回、延岡でもプレジャーボートの係留施設をつくっていただきましたが、ありがとうございました。大変苦勞されたというふうにも聞いておりますので……。この対策事業であります、適正な配置計画を策定することなんです、将来的にはプレジャーボートの係留施設みたいなものをつくろうとしておるものなのか、もしくは啓発といいますか、プレジャーボート所有者に何らかの適正な係留を求めていくというものなのか、どの辺を想定されているのでしょうか。

○野田港湾課長 県下に全部で4,000隻、正確な数字を言いますと3,700隻ぐらいあるんですが、基本的に、港湾、漁港におきましては、既存の施設を活用していきたいと思っております。今後もプレジャーボートが仮にふえていったときには、新しい係留施設が必要になってくるかと思いますが、できるだけ民間活用、南浦でありましたように、漁協さんですとか、あるいはマリ事業をやっている民間業者さんですとか、そういう方々の民間ノウハウを活用した形で、新たな施設整備が出てきたとしても、そういう形でできれば活用していきたいというふうに考えているところです。以上です。

○太田委員 収容保管場所と禁止区域を示した適正な配置計画を策定するということですね。放置禁止区域を指定して、収容保管場所は、ここが適切だろうということで指定されるだろうと思うんですが、この収容保管場所というのはどういったところをよしとするんですか。

○野田港湾課長 先ほど説明しましたように、港湾、漁港施設の中で、例えば防波堤の内側、それから護岸、本来は船が着く場所じゃないんですが、小型船だと護岸でも着けるという場所、それから係留施設におきまして、例えば漁船の専用の係留施設ですが、近年は漁船数も減ってきているところがありますので、そういう余裕のある係留施設についてはそういう場所も活用していく、そういういろんな港湾、漁港の活用できる場所を利用して、漁業者等の支障にならないような場所に配置していくというふうに今、考えているところです。以上です。

○太田委員 わかりました。

それと91ページの今度の使用料・手数料徴収条例であります、長期優良住宅、これを普及させるためにということでしょうが、91ページ

の説明の中に点線で囲ってある中の耐震性等の技術審査の適合証がある場合、ない場合という区分けがあるわけですが、長期優良住宅の申請をする窓口、受け取る、そういった申請の中で耐震性の適合証がない場合とか、ある場合とかいうのがあるんですか。むしろ、適合証をとりなさいというふうに何か指導したほうがいいのかなというふうな気もするんですが、その辺はどういうふうになっているんでしょうか。

○佐藤建築住宅課長 90ページのほうを見ていただきたいんですけども、木造戸建て住宅の例というのがありますけれども、ここで耐震性、劣化対策、構造躯体において対応しておくべき性能とか、ここらのところを県以外の審査の機関がありまして、例えば、宮崎県で言いますと、宮崎県建築住宅センターなどがなるんですけども、そこに事前に審査を申請いたしまして、そこで適合証を受けて、それを申請書に添付して出した場合が7,000円ということで、申請を事前にしないで、一緒に図面とかもあわせて技術審査を県のほうに申請する場合は5万1,000円と、そういうようなこととなります。だから、事前に技術審査を受けた場合に、適合証がついていて審査が軽くなるということで7,000円になるというようなことです。

○太田委員 ということは、ある場合、ない場合ということでこういう金額の差が当然つくだろうと思うんですが、長期優良住宅の認可を受けた場合には、ない場合という場合でも、結果として適合証がある場合というふうに最終的にはなるということではないんですか。

○佐藤建築住宅課長 そういうことではなくて、適合証は事前に審査をしていただいた場合に添付していただくものですが、事前に審査を受けなくて、あわせて審査を認定申請で

出す場合は5万1,000円ということで、私どもが出します認定書は同じものになりますけれども、適合証がある場合、ない場合、事前に審査機関で受けたか受けないかになりますけれども、よろしいでしょうか。

○太田委員 技術審査の適合証の効果といいますか、事前に受けた人と同額になるということはないということですね。

○佐藤建築住宅課長 認定書は同じものになります。要するに、税の軽減措置とか、そういうことはこの認定書で受けられることになるんですけども、建築住宅センターに出した場合の適合証を受けるための手数料が4万3,000円になりますけれども、5万1,000円より1,000円安い5万円というような数字になるんですけれども、同額になるということではあります。

○太田委員 わかりました。細かいところは後でまた……。

それと、101ページ、県営住宅の管理上必要な訴えの提起のところではありますが、こういった訴訟を起こしてまで毅然とやらざるを得ないということだろうと思います。これまでもあったと思いますけど、例えば、県営住宅を借りる場合には保証人とかがついてやるだろうと思うんですが、こういう人たちの場合は、例えば保証人が亡くなったとか、そういう第三者に求めていくということ等はできなかった場合なんでしょうか。

○佐藤建築住宅課長 明け渡し請求に至る前に、1カ月目の段階とか、3カ月目の段階、5カ月目の段階、あるいは6カ月目の段階とか、その過程ですべて保証人のほうにもあわせて納入指導をしております。結果として納付がなされないためにこういう結果になったということではありますけれども、保証人にもきちっと指

導をしてきております。

○太田委員 保証人に対して何と申しますか、差し押さえと申しますか、そういったところではできないんですかね。不可能だったということですか。

○佐藤建築住宅課長 私ども、県営住宅では保証人に対して差し押さえをしたことはこれまでございません。入居者に対してのみ訴訟を行っております。

○太田委員 法的には可能なのかなと思うんですが、無理であったということでしょうか。できないんですか。

○佐藤建築住宅課長 法的には可能だと思います。しかし、やったことはございません。

○太田委員 わかりました。以上でいいです。

○徳重委員 まず、県営住宅の差し押さえですか、訴えについてですが、今、保証人に対しての請求はしたけど、そのままだということですが、私は税の公平性からして、おかしいと思っているんですね。ほかの自動車税にしても何にしても、ちゃんと差し押さえされる、そういう状況になっています。私は都城市ですが、私も市営住宅の保証人になって数十万円払わされたんですよ。差し押さえが来たんですから、もう払うしかなかったわけですが。これも事実です。市町村はやっているものを県がやらないというのは異常だなと思ったものだから、あえて申し上げたいと思います。

○佐藤建築住宅課長 保証人の方から支払ってもらった例はございます。法的な措置をしたことはございません。そこところは今後の課題というふうに思っております。

○徳重委員 やはり税の公平性ということから考えると、市税であろうと県税であろうと一緒だと私は思っているんです。そうであれば、

ちゃんと筋を通して、こっちは取る、こっちは取らない、ちゃんと言うことは言いました、指導はしましたでは済まない、このように思っていますので、ぜひひとつ、ちゃんとしたルールをつくっていただきたい、このように思っております。

○佐藤建築住宅課長 考えていきたいと思っています。

○徳重委員 それから、道路保全課にお尋ねしますが、道路保全課の低公害車の購入更新事業というのに2,293万3,000円、これは何台、どういう条件の中で買われることになっているんですか。

○成合管理課長 委員の御質問は24ページの管理課で今回計上しております追加補正分だと思えます。土木事務所等管理費の2,293万3,000円を今回増額でお願いしております。この財源につきましては、今回の国の経済危機対策臨時交付金を充てることにしております、経済危機対策臨時交付金の目的が経済危機対策ということでございますけれども、その中で地球温暖化対策とか、安全・安心の確保とか、そういった対象経費が決まっております、その中で地球温暖化対策という切り口から、低公害公用車更新事業というのを要求しておるところでございます。なお、台数につきましては、本課、出先合わせまして約15台、一定の基準を超えるもの、10年、10万キロを超えるものを対象として、いわゆる環境に優しいエコカーを導入するものでございます。

○徳重委員 これは乗用車ですか。どういう車になっているんですか。

○成合管理課長 車種については把握しておりませんが、出先機関については、主にライトバン、あるいは道路巡回用の自動車等でご

ざいます。

○徳重委員 これは入札になるんですか。それとも随契というのか、どういう形での……。

○成合管理課長 予算は管理課で計上しますが、実際の購入につきましては、総務事務センターのほうで入札執行されることになると思います。

○徳重委員 ということは、これは全庁的に同じような条件での導入ということで理解しているんですか。

○成合管理課長 私のほうでは県土整備部分しか把握しておりませんが、今回の経済危機対策、全庁的な取り組みですので、総務部のほうで要求に対して査定がなされ、要求が認められたものと思っております。

○徳重委員 次に、道路建設課のほうの8億円、今回、特殊改良事業ということでの計上をされておりますが、事業内容をもう一遍教えてください。

○濱田道路建設課長 県単特殊改良事業の内容でございますけれども、これは、単年度で行いますので、どうしても事業規模的には小さいものになりますけれども、1車線しかないところで離合困難な箇所を待避所をつくる、部分的に拡幅をすとか、あるいはカーブが急で見通しが悪い箇所を見通しをよくするような改良を行う、こういった小規模な事業を現在予定しております。

○徳重委員 ということは、結局、今から箇所は選定される、決まっているわけじゃないという理解でいいですか。

○濱田道路建設課長 一応、この8億円で現在、27カ所ほど実施を予定しております。

○徳重委員 わかりました。

続いて道路保全課にもお尋ねいたしますが、

4億円の交通安全施設ということになっておりますが、交通安全施設にもいろいろあると思うんです。どういう事業がこの4億円の中に入っているのか、教えてください。

○大寺道路保全課長 ただいまの御質問は資料の28ページ、上の段で県単交通安全施設整備費4億円というふうになっておりますけれども、仕事の内容は、段差の改善あるいは自転車歩行者道あるいは歩道の設置、それから交差点内のカラー化とか区画線とか、こういった人に優しい沿道環境といいますか、交通安全施設をやるということになっております。

○徳重委員 これはもう既に箇所数とか場所とか、そういったのは決定されているんですか。

○大寺道路保全課長 道路建設課と同じように、箇所についても予定いたしておまして、内容的には県下にまたがって*16カ所ほどになるかと思えます。

○徳重委員 もう一つ、最後になりますけど、砂防課にお尋ねします。県単自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業ですが、市町村の要望によってというような説明があったかなと思えますが、何市町村から上がってきているのか……。

○平田砂防課長 県単自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業でございますが、これは11カ所、2分の1でやるものでございますが、8市町村で11カ所を実施するものでございます。

○徳重委員 8市町村ということですが、2分の1といたらかなり大きな負担が市町村に行くのかなという気がするんですが、市町村の受け入れとしては大丈夫なんですか。

○平田砂防課長 市町村からの要望を承って箇所は決めております。小さいので1カ所200万から2,300万ぐらいです。

○大寺道路保全課長 道路保全課でございます。

先ほど、徳重委員の質問に県単交通安全施設整備費、16カ所と申し上げましたけれども、27カ所の誤りでございます。申しわけございません。

○野辺委員 河川課のほうにお尋ねしたいんですが、11ページと追加補正の30ページ、河川改良事業2億2,200万円余、河川改良事業7億9,900万円余、これは経済・雇用対策だから、私の考えですが、河床整理なんかが入っていると思うんですが、どうなんでしょうか。

○大田原河川課長 これは、今、おっしゃいましたとおり、河川の河床の堆積土砂の除去、これが入っております。11ページのほうの県単河川改良、これにつきましては、主にそういう堆積土砂除去を考えておまして、30ページのほうの額の大きいほうでは、県単でやられます橋梁関係とか、そういう改良系の事業、そちらのほうを今、考えているところです。

○野辺委員 県内に、私の地元もそうなんですが、課長がよく御存じのように、河床整理の要望が多いんですよ。だから9月補正あたりで、それと堤防の越水とか、そういう経済・雇用対策に結びつくような予算を思い切ってつけてもらいたいと思うんですが、ぜひ、お願いしておきたいと思えます。

○大田原河川課長 わかりました。今のお話につきまして、また、土木事務所のほうからもいろいろ要望等とりまして、調整していきたいというふうに考えております。

○野辺委員 もう一点、87ページ、損害賠償額を定めたことについて、道路瑕疵の事故が結構多いんじゃないかなと思えますが、道路保全といえますか、維持管理が徹底していないということによってこういう事故がふえているんじゃないか

※このページ右段に訂正発言あり

など。大事故でなくていいんですが。9月の補正あたりで道路維持に対する保全といいますか、そういう予算が乏しいからこういう事故が発生するのではないかなと思います。この辺についての未然に防ぐための考え方をちょっと。

○大寺道路保全課長 ただいまの御質問については、確かに、私どもが管理します道路の多くが山間部を走っております。あるいは見通しの距離が短いとか、そういった厳しい自然状況にあるところ。そういった中で道路管理につきましては、道路巡視要綱というものを定めておまして、その中で道路パトロールなどを行っております。あるいは住民の方々の情報等もいただいております。今回、11件、事故について報告させていただきましたけれども、事故が起こりますと現場の状況を確認します。また、事故をした状況を確認して管理瑕疵を判断するんですが、今回の11件のうち8件につきましては、道路利用者の方にも一部過失があったということで、11件中8件はそれぞれ過失相殺というのも入っております。例で申し上げますと、携帯電話を手にしていて自転車から落ちたとか、通常離合できるところを、道が狭いので大きく横に迂回して道路の一番外れの段差でタイヤを切ったとか、こういったのもあります。そういったことで、道路管理者としては懸命な努力をしているところです。

また、3件、管理瑕疵、道路側100%というのがありますが、このうち2件は落石あるいは倒木が車を直撃した例、それから雨が降って路肩の土砂がこぼれて道路外縁の車両をつぶした例、こういったことで、職員一丸となって管理瑕疵がないようには努めておるところでございます。以上です。

○野辺委員 維持補修のために多少の予算があれば未然に防げるというのも結構あると思うんです。そういう面でも今後、予算化について取り組みをしていただきたいと思います。

○星原委員 教えていただきたいんですが、今回の補正、追加補正は、経済・雇用対策ということですから、多分、県内の各土木事務所単位にある程度満遍なく、配分の仕方というのはそういうのを考えながら配分をしようというふうにされている予算になっているんですか。考え方としてはどうなんですか。

○児玉県土整備部次長 今回に限らず、ことしの1月からずっと補正予算を組んでおりますけれども、その予算を配分する際には、補助事業の予算とあわせて、県単の予算も含めて、県内の事務所間のバランスとか、そういったことも考えながら、なおかつ必要な箇所をやるということで選定しております。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○坂口委員 89ページ、太田清海委員の関連なんですけど、現在、3,700前後の船ですね。いろんな施設とかを利用して、それでははるか足りない状況だと思うんです。これというのは、特に権藤議員とかが何度も本会議でもやっているし、最後の1人までそうやった話をしていて、しっかり管理してくれよといったときはどこにつなげばいいんだという問題が出てくると思うんです。その意思はあるけれども、じゃ、置く場所を教えてくれよというのがあったときに足りないと思うんです。これは最初、P B S 800構想ですか、全国に800カ所そういう施設を整備するという構想を運輸省が打ち出したこともあった、平成の初めぐらいだったですかね。大変重要なことだと思うんですけど、既存の施設を利用する、それでもなおかつ足りな

いときに、僕は何度か今まで問題提起しているんですけど、例えば内海港あたり、ここらは弁甲材の積み出し港とかでかなりなスペースを持った港なんですけれども、今後、あの活用というのは先細りで、地域の経済なんかにも深刻な心配が出てくるような状況だと思うんです、油タンクが1つあるだけでですね。ああいったところを思い切って整備していくというのと同時に、マリーナの係留場所なんて毎年しゅんせつがすごいですね。それで苦情が出たりとか。

だから、本当にあのマリーナでいいのかということと、内海とか、これまで整備してきた時代の流れで将来の利活用なんか余り見込めないようなところをどうするかと。でないと、今の説明の中での漁港のすみ分けというのは、現実的にはプレジャーボートとは難しいところも大分出てくるんじゃないかと思うんです。確かに船舶数は減ってきたけど、大型化をしてきていることと、その船籍を持つ船を100%そこに係留するような整備計画ではなくて、所属船の数とその係留を予定している船の数の整備計画というのは、最初から水揚げが属地属人と言われますように、その数がしっかり把握された係留スペースを持っていないということで、先ほどの港湾課長の説明は、財政あたりに配慮されての遠慮した説明かなという気がするんですけど、思い切って、やるからにはしっかりした中長期的な計画を組んで、この際、本当にこういった不法な係留を排除していくんだ、排除するためには責任を果たすんだという考えをしっかりと立ててほしいなど。廃棄された船なんかも問題なんです。多分、持ち主が特定できない船も今度の調査で出てくるんじゃないかと思うんですけど、そこらに対しての前向きな考え方を聞かせていただけませんか。

○野田港湾課長 実際問題として、現有隻数は大体把握しました。それで、作業としては具体的な張りつけ、とりあえずは、先ほど御説明いたしましたように、既存施設で張りつけができるかどうかという作業を今やっております、全管内がまだ終わっておりません。それで、その辺の状況を見ながら、今、坂口委員の言われた新たな施設整備、そういうことについてはまた検討をしていきたいと思っております。

○坂口委員 新たな施設整備というのは、新規の投資じゃなくて、ちょっと工夫すれば使えるような施設ですよ、そのままでは使えないと。余りにも無理をした係留施設をやっていると、僕も船を流したことがあるんですけど、洪水のときなんかかなり危険というか、そういったものが心配されるんです。やっぱり係留場所は係留場所、防波堤は防波堤、それぞれ役割を持っていますから、無理した配置は後で責任が伴ってくるというのが心配なものですから。これは要望でいいです。

それから、さっき野辺委員から出ましたが、今度の経済とか雇用とかの緊急対策、その中で雇用とか地域経済への波及というのを考慮した設計とか工夫が今回の事業でなされているのかどうか、通常設計の考え方とか、通常事業の考え方でなくて、どういう工法なり、あるいは設計内容に工夫を凝らせば、地域の経済の活力が出てくるのか。具体的に言いますと、例えば労務費として、2次製品を現場で変えること、あるいは2次製品じゃなくて現場で確保できるような骨材・資材を使うというような、そういう工夫がなされないと、単なる通常事業と一緒に終わってしまっ、経済効果とかが余り発揮できないと思うんです。昔は相当労務費にかかっていましたね。今、製品代ばかりに

なっているんですね。そういったことで、河川に限らずすべてですけど、代表して河川課長に。

○大田原河川課長 なかなか難しい御質問なんですけど、緊急経済対策としましては、先ほど若干説明しましたが、堆積土砂の除去ということで、今、機械が入るものですから、そう多くの人とかはないんですけど、それに伴いまして、竹があったり、木が生えていたりとか、アシとかありますけど、そういうのは人力とかでないと除去できませんので、そういう部分では幾らか、今、委員おっしゃいましたような労務費としてもこれが生かせるんじゃないかと思えます。

それと、今回考えておりますのが、土砂関係の除去とか小規模な改良系を考えておるんですが、その中での測量とか設計、こういうものにつきましては、地元のコンサルなり測量会社等、そちらでも十分できるんじゃないかなというふうに考えておりますので、今後、そちらのほうについての発注等を考えていく必要があるかなというふうに考えております。

○坂口委員 僕は規模をちょっと勘違いしているのかもわかりんですけど、例えば、今、「多自然川づくり」というのは部長のマニフェストにもうたっておられますね。「多自然型」の「型」がとれて「多自然川づくり」になったのは何を意味するのかということですね。僕もしゅんせつで相談を受けるんですけど、行くと、計画河床高を確保できていますよということでしゅんせつできない。でも、実際そこに土砂はたまっている。計画河床高というもののその数字というのが絶対的なものじゃなくて、ここに河川そのものに対しての間違いがあった河床高になっている。でも、根入れなんかの関係

で掘れないという現実だと思うんですね。だから、そのときに河積断面をどうやって確保するのかとか、その計画河床高の間違いがあれば、そこで弊害を起こさないための局部的な改良はできないのかというのが今回やれなかったかなと。こういう機会にしかなかなか——これを単独事業でやるというのはなかったんじゃないかなと。今後、こういうチャンスが、また二度三度補正が来れば、ぜひ、そこらを念頭に置いてやっていただきたいなど。これも今、答弁はきついでしょうから要望にしておきますけど、ぜひ、この事業だからこそやれるというような工夫と、技術とか識見というものが精査されてきて、考え方も変えざるを得ない部分、しかし、現実的には、さっきのように、河川あたりの堤防への影響とか護岸への影響が限界でやれない部分は、何とか工夫してやれるといいなどいう気がするものですから。これも要望にとどめておきます。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○黒木委員 確認ですけれども、長期優良住宅認定制度ということで手数料徴収条例が改正されるわけですけれども、県に認定審査を受けた場合は県に手数料を払うわけですが、宮崎市、都城市、延岡市、日向市でも認定審査機関となるということは、例えば宮崎市に申請した場合は、当然、宮崎市に手数料を払うということになるわけですか。

○佐藤建築住宅課長 委員おっしゃるとおりになります。

○黒木委員 ということは、条例によって手数料が違うということは当然あるわけですね。

○佐藤建築住宅課長 宮崎市、都城市についてはまだ手数料は定めていないんですけれども、似たような金額になるというふうに思っており

ますけれども、宮崎市、都城市は9月の議会に上げるというふうに聞いています。延岡市、日向市は6月議会に上げる聞いていますけれども、同様の金額になると思います。

○黒木委員 県にどこの地域からでも申請はできるとは思いますけれども、例えば延岡の人は延岡市しかできない、そういう地域割りというものがあるんですか。

○佐藤建築住宅課長 おっしゃるとおり、それぞれの行政区域で、宮崎市内であれば宮崎市に提出すると。そこが認定を行うということですよ。

○黒木委員 例えば、延岡の人は宮崎には申請はできないという……。

○佐藤建築住宅課長 できません。そのとおりです。

○黒木委員 わかりました。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、次に、その他の報告事項についての質疑を受けます。

○星原委員 51ページに建設技術センターへの指定管理者制度の導入ということを書いてあるんですが、入隊者が少なくなってきたということ等、あるいはセンターの活用が厳しいということであって、民間に指定管理として委託しようということであるわけですが、この施設としては、あくまでも公の施設として、これまで果たしてきた建設技術センターの役割、そういったものもあって、今後、指定管理者に委託する上でも、ここの教育方針というか、運営方向、考え方、そういったものは変わらないというふうに思うんですが、指定管理者には、管理する以上はそういう考え方を持った形で運営するというのをちゃんと示している形で行こうとしているんですか。その辺はどうなんで

すか。

○成合管理課長 委員の御意見のとおり、今回の指定管理者につきましては、産業開発青年隊、非常に歴史のある機関でございますけれども、入隊者が非常に減少しているというようなことで、今回、指定管理者制度によって存続を図るということでございます。委員の御指摘にありましたように、現在の産業開発青年隊は、教育訓練の場、もちろん建設技術者の育成の場でございますけれども、その教育方針が集団訓練とか、あるいは精神訓練ということで、非常に厳しい規律の中で県内の建設技術者を育成してきたわけでございます。今回の指定管理者に求めております教育コンセプトは、一応、今の産業開発青年隊のいわゆる即戦力となる技術者の育成というのが基本になっておりますが、もう一つ、規律正しい人間性を有する社会人の育成というようなことで、例えば、今、青年隊のほうは全寮制になっているわけですが、その全寮制と併用して通学生を募集するかどうか、ここらあたりはちょっと柔軟にしまして、指定管理者の提案に任せるといふようなところもございませうけど、基本的には、基礎課程、専門課程、この教育理念はほぼ同様のものというふうに思っております。

○星原委員 指定管理者になったところが定数とかは決めていくのか、人数的なものは大体決まっていたか。

○成合管理課長 定員につきましては、今、産業開発青年隊のほうには施工管理課程という、いわゆる基礎研修、これが定員40名でございます。それから、それを修了した方、あるいは土木系の高校を出た方が入れる専攻課程というのがございます。これが20名になっております。40名と20名で60名の定員でございますけ

ど、非常に定員を割っている状態でございますが、一応、定員については現状の60名ということで募集をしたいと考えております。

○星原委員 それから、導入のメリットということで、3番目にコスト削減が期待されるということなんですが、その中で5に9,343万5,000円、5年間で4億6,000万円余の予算、基準価格ということで今回提示してありますね。そうすると、これまでかかっていた経費、定員が100名なら100名あったときにかかっていた県の経費というのはどれぐらいあって、今回こういう数字が出されたのか、その辺を教えてくださいませんか。

○成合管理課長 資料の53ページでございますように、今、建設技術センターが大きく4つの役割を持っております。先ほど御説明申し上げたように、今回、指定管理者のほうに産業開発青年隊と施設の管理運営をお任せすることになるわけですが、現在の産業開発青年隊の一部を、青年協会というのが社団法人でございまして、そちらのほうに教育訓練を委託しておるわけですがけれども、現在、建設技術センターでかかっているトータルの経費が約1億8,000万弱ぐらいでございます。その中に青年協会だけではなくて、青年隊隊員のほうに座学を教える県職員の教授とか主任教授が直営でおります。施設管理のほうも現在は直営でやっているわけですがけれども、教育の部分、いわゆる青年隊の教育訓練を委託しております協会への委託分、それから直営で今やっている部分を削減いたしまして、トータル的には1億8,000万から大体2,000～3,000万の節減ということで考えております。指定管理者のほうにお任せするものについては、今、教育経費にかかっているものを具体的に積み上げまして、9,300万余を基準価格

としたところでございます。

○星原委員 それと、選定委員の方々がいらっしゃって、このスケジュールの中でやりますが、6月に第1回の選定委員会を開いたということで、話では18日に開かれたみたいなんですね。そうすると、どういう協議、どういう話が出て、どういう形に持っていこうと、そういう話は出たんですか。中身が少しわかれば教えてください。

○成合管理課長 委員の御指摘のとおり、第1回の選定会議を先日、建設技術センター内で開きまして、6名の委員の方にお集まりいただきまして、それぞれの立場からいろんな御意見をいただいたわけでございますけれども、この施設あるいは青年隊というのが非常に特殊な集団訓練等々を実施しているということで、その辺をどういうふうに、全寮制にするのかとか、通学も併用するのかとか、その辺の御意見をいただいたのと、審査項目の中でも、県も多数の指定管理者に任せる施設を持っているわけですが、今回、こういった教育施設を指定管理者に任せるとするのは初めてのケースになりますので、審査項目の内容については、人材育成あるいは施設の活用、それと青年隊の教育だけではなくて、今回、指定管理者のほうに期待していますのは、あそこの施設を有効利用して社会人を対象とした技術研修、例えば施工管理技術者の講習会を開いていただくとか、そういうものを期待しております。その辺の自主事業のプランニングというか、そういったものを重点に審査したらどうかとか、そういうお話等々がございました。

○星原委員 それと、4に指定期間ということで5年間となっているんですが、通常、県営住宅なんかのは3年間の期間、我々も5年にした

らどうだという話もそのときの指定管理で言ったこともあるんですが、今回は最初から5年間で年限を区切っているんですが、この5年間にした理由というのは何かあるんですか。

○成合管理課長 今、県が指定管理者、第2期目に入っておりますけれども、ほとんどの施設が3年間ということになってはいますが、一部例外で5年間の施設が6施設ほどございます。今回の青年隊の教育をお任せする指定管理者の導入に当たりましては、先ほど申しましたように、建設技術者の教育の場ということで非常に専門性が高いこと、それと、隊員の募集を前年度にやって、専門課程になりますと2年間教育をしていただくということで、都合3年間の期間が必要になるということを考えて、3年間では、2年課程の教育が終わった段階で、もう既に指定管理期間が終わってしまうというような支障がございますので、今回の建設技術センターの指定管理者については、ほかの一部、機械技術センターとか青少年自然の家とか、そういったところが3年を5年にしたというような状況もございますので、5年間をお願いしたいと考えているところでございます。

○星原委員 今、2年課程と1年課程ですか、課程的には。

○成合管理課長 募集をしますのは、高校卒業生で言いますと、例えば、普通科とか商業科とか、土木系以外を出られた方は基礎課程に行ってください、土木系の学科を卒業された方は専門課程に行けますけれども、通常、今の青年隊もそうでございますけど、基礎課程を受けた上で、もう一つ上の段階の専門課程に行かれる方が半数以上いらっしゃるものですから、今回の指定管理者を導入した場合も同じような形になるということで、想定としては、基礎課程から

入られた方で次の専門課程に上がられる場合は、教育期間を2年間というふうに考えております。

○星原委員 年限的に奇数がいいのか偶数がいいのかというのはずっと流れが流れていくんでしょうから構わないんでしょうけど、ただ、指定管理で自主事業をやってもオーケーということなど取り合わせたときに、年限の決め方は非常に難しいのかなとある面では思うんですが、とりあえず今回は5年でいくということになっているわけですね。

それと、9の今後のスケジュールの中で、12月が指定管理者の指定ということになってはいますね。そして、4月から業務開始ということになるわけですね。そうしますと、その指定管理者は、来年度の入隊の希望の部分は、これまで同様、県のほうで募集やらいろんなことをやっていって、そして12月に決まった方が4月からは引き継ぐ形と。今度は逆に、40名と20名という数が想定はされていますが、集まらなかった場合、そういうこと等の想定、あるいは指定管理者になれる方の考えとか、そういうものを作りながら、本当は募集形態も新たな民間のノウハウをとということになると、そういう民間の考え方等も本当は協議して入れて、募集とかやっていって始まらないとどうかなという感じがするわけですね。ですから、ちゃんとその40名、20名がぴしっと集まってスタートができる形ならいいんでしょうが、数が集まらない状況とか、いろんなそういうことでのノウハウが欲しいんじゃないかなと。宣伝というか、受けたところの持っているいろんな形で募集に各学校あたりに行ったりとか、そういうこと等も必要になって、民間の場合だったら、厳しいから、かなり運動してやらんと生徒集めに苦労するだ

ろうということで、そうされると思うんですが、12月に指定にすることで、十分そういうことは間に合うというふうな考えでやられているんですか。

○成合管理課長 星原委員の御指摘のとおり、私どももその部分が非常に気になっているところがございます。指定管理者の制度上、指定管理者を選定しまして議決を要するというところで、11月に議案提出させていただいて、議決をいただかないと正式の協定が結べないということでございます。ただ、22年度、来年度4月に入隊する、今度、青年隊ということになるかどうかわかりませんが、その隊員の皆様の募集は21年度、今年度実施しなくちゃいけないということになりますので、当然、これは県のほうでやっていくと。本日この委員会に概要報告をしまして、早速、7月から県内の高校等に来年度以降も青年隊、どのような形で教育を実施しますというようなことで、例えばパンフレットをつくったりとか、学校への訪問とか、そういったものは県のほうで建設技術センターあるいは今の青年協会と一体となってやっていきたいと考えております。

具体的には、指定管理者が決定しますのが第2回の選定委員会、9月中には決まろうかと思っておりますけれども、その段階で来年度のカリキュラム等の詳細を詰めまして、10月以降に指定管理者の教育方針等を生かして詳細な募集要項等を定めて、さらに隊員の募集を図るというふうに考えております。ただ、来年度の入隊生については県の責任でやりますので、指定管理者の募集に関しては、23年度入校生からが指定管理者に責任を持ってもらう分というふうに考えております。

○星原委員 最後にしますが、結局、そうなり

ますと、この指定管理者の人は自主事業の部分では23年度からの募集でスタートしないと、22年度の部分では運動展開というか、募集はできないという形になりますね。どういうことを考えられるところが引き受けるかわかりませんが、自主事業の部分がこの形でいくと、12月だったら1、2、3ですから、多分、募集をかけるにしてもなかなか厳しいと。途中で技術者の2級土木なら2級土木とか持っている人が1級になるための講習会とか、そこは別途できるんでしょうが、1年かけてとか2年かけて何かをやるという形の事業を始めようとした場合には間に合いませんね。そういう理解でいいんですか。

○成合管理課長 はい。

○星原委員 わかりました。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○坂口委員 76ページの総合評価に関連して、77ページに平成20年度の試行状況で公共三部合計で591件が総合評価対象だということですね。総合評価方式というのは、一つの特徴として価格逆転で、ですから最低制限価格内であって一番価格が安いけれども、その人よりも高く入札をしながら契約相手になり得たと、価格が逆転できる可能性というのが一番の特徴だと思うんですね。ですから、本来、総合評価方式で発注していなければ、一番安い人と契約していて、だから差があると思うんですね。今のところは業界でしっかりした自分ところの技術力なり評価値というものがまだ固定していないから、それぞれが推計した最低制限価格に近づけながら、安全幅をとって入札してきているからそう差がないと思うんですけど、行く行くはある程度差が出てくると考える入札契約方法だと考えて間違いはないと思うんですよ。だから、価

格が逆転すると思うんですけど、591件で、本来の入札であれば幾らで済んだものが、この方法をとったことで割高になりました、その割高になった金額というのが、アバウトでいいんですけど、いきなりだからつかめないかもわからないけど、何%ぐらいだろうでもいいですが、大体どれぐらいになりますか。推計でも構いません。

○岡田技術企画課長 77ページの資料－1の試行状況、この資料を使って御説明したいと思います。20年度試行を591件行っております。昨年の落札状況ですが、委員御指摘のとおり、最低制限価格直上の競争であったために、通常の一般競争入札と総合評価での落札というのは、さほど差はございませんでした。逆転した件数は、591件のうち242件が逆転しております。トータルでございますが、この242件で1番札と次の札との逆転の差なんですけど、4,630万4,000円、4,600万という金額の差が出ております。以上でございます。

○坂口委員 ですから、納税者の立場からすれば、この制度で4,600万の付加価値を確保してくださいということなんですよ。でなければ安いほうがいいわけですね。だから、これはすごく難しい制度だと思うんです。それを今、試行、試行、試行ということで、その決め手になる評価値、あるいは評価配分まで試行してきているんですよ。きのうの方法でやってくればうちが勝っていたのに、きょう、改正されたから違う人になりましたというような試行期間なんですよ。その試行のとき、この600件近い件数が本当に妥当なのかと。今ので4,000万ですけど、だんだんこれが固定してくると4,000万が1億、1億が2億、3億とふえていく可能性を秘めた契約方法で、よほど自信と責任を持たなければ高

い買い物をしたということの責任というものは納税者に果たせないと思うんです、発注当局は。

そこで、今度の見直し案で技術提案を求めない特別簡易型を適用することを原則に持っていくんだということで、たまたまの救いというのは、技術力を評価して、同じ価格でやるなら技術力のあるところにやらせたほうが県民の皆さんのためなんですよというのが一つの説得材料だったと思うんです、逆転契約というのは。ところが、今度は地域貢献ということだけになりますね。地域貢献、社会貢献というのはいろんな形があると思うんです。これをどうやって合理性を持たせた評価項目にしていって評価ポイント割合にするのかというのは、相当慎重、真剣にかかっていかないと納税者の理解が得られないということ。だから、本当に技術提案を求めない方法まで総合評価に持っていいのかということですね。それが1つ。

それから、(2)の評価項目の見直しですけど、過度な受注防止、これは確かに、チャンピオンが決まって何もかもひとり勝ちになるよという危険な制度だから、何らかの工夫は必要だと思うんです。必要性というか、危機感を感じていたから、この工夫は何か要るなと思うけれども、ここもすごく難しいことだと思うんです。今、提案された方法というのが、過去3年間の受注の平均額か、同じ特Aなら特Aの3年間の平均額か、どちらか大きい数字をとったものをその年のその企業の受注額で割って、1を超した場合は減点になります、2を超した場合はその倍減点しますというルールで、確かに受注調整でなっていくと思うんですけども、この場合、一つには特定JVなんかで数十億の工事をぼんとやりますね。A、B、CあたりのCのラ

ランクの人たちがAクラスとか特Aの下のほうが来ていたときは、はるか1年分を超すぐらいの数字だけはなってしまうんですよ。そのために受注できなかつたとなつたときに、果たしてそれが本当にこのうたい文句のように過度な受注の抑制なのか、あるいは品質を高めるために適切な受注額にしてもらおうという目的が果たせるのかという、そのところの検証がまだ足りないと思うんです。

それと、同一クラスの平均価格か過去3年の自分の受注額の平均かとなつたときに、ピンキリあるわけでしょう。特Aが86社だったですか、特Aのトップにある方と86番目ぐらいにある方は、平均と比べて、はるか平均を超さなきゃ経営ができない人と、平均の半分ぐらいで経営できる人とがあるんですね。この人はこの平均値までは大きい数字を選べば、去年、おとし、その前の倍近い受注まで1.0、だから減点なしの評価値で勝負ができるということで、そのところをどうするのか。不公平が出てきやしないかということですね。そこらをどうやるかという、そこらがまだ改善されてないと思うんです。何らかの工夫はやはり大切と思うんです。

企業としての経済貢献とか地域貢献、雇用貢献、社会的責任といったときは、僕は会社の雇用にこだわるんです。社員を何人持っている、何人持っていれば経常経費がこれだけかかる、それを反映するようなシステムで、確かに、正規の従業員の数をここに補正係数として持つてくるのか、あるいは日々雇用まで含めるのかとか、年間延べ何人を使ったというものを翌年度反映してあげるのか、それは何月何日の時点の人数をとるのかとか、その証明はどうやるのかだけど、証明は自主申告でいいと思うんです。

ペナルティーを物すごく強化されていますね。1年ぐらい入札に参加させないぞと、法を犯したとき、あるいはルールを守らなかったときは。自主申告制のチェック制にすれば、何月何日時点のどういう人員を報告せよ、それを添付してくれとなれば、それで僕は早くできると思うんです。きょう受注するのに半年前の人数ではだめですよという考え方もあるかもしれないけど、ランクづけとか経営事項審査というのは2年前の数字なんですね。その後どう変わろうと、その評価点というのはずっともらえるんですね。だから、そういうものに比べれば、それはうんと許容範囲にあると思うから、ぜひとも、実態に合った受注調整にさせていただかないと不公平が出てくるんじゃないかなと。これは要望もいたしません。指摘ということで検討してほしいということだけです。これは精査されたことでしょうか。

それから、現場代理人の工事成績点も評価の対象にするということ、これはなかなかいいことだと思うんです。2人から3人そこに張りつけて、それぞれが点数をもらうことになると思うから、確かに、社員にどんどん勉強させる機会はいいことだと思うんですけれども、こうやって自分が工事でもらった点数が企業の点数と、その配置予定技術者として次に登録するときの個人の点数と2つになるんですね。

企業の点数というのは、過去3年間の点数の平均をとるんだつたですか。80点、85点、75点、いろんなのを平均とるわけでしょう。でも企業の点数の中には、例えば施工管理とか安全管理とか項目がたくさんありますね。創意工夫あるいは高度技術……。その中で企業だからとれたものというのと、企業がその社員を使ったからとれたという技術的な部分というのは、企

業と社員がセット、それから安全管理なんていうのは、企業が安全費は幾らでも使えよ、事故を起こすなよという企業理解があって、そのノウハウを持った現場代理人なり担当がやって初めてセットでできることですね。この従業員がよそに行ってしまったら、果たしてその企業はそれだけの安全管理あるいは安全教育能力を持っているかという、物すごく疑問ですね。企業だからできたこと、社員だからできたこと、両方セットでなければできないこと。今度は逆に配置予定技術者が過去3年間で一番いい点数だけを次に持っていけるわけでしょう。一つには、会社が、よし、こいつに点数をとらせようと、今度は現場の利益なんか考えるな、かかるだけの金をかけろ、いい点数をとれと。92～93点とりますね。満点、満点、満点でその人は行けるわけですね、3年間。会社をかわる。おまえ、とんでもない、そんな経費なんか使うなとなったとき、その人には満点を上げていてもそこではそういう実力を発揮できないという部分。だから、もうちょっと中を精査してほしいなど。さっきの逆転して高い買い物をする相手方になるということを考えたときに、そこらをやってほしいなどというので、それはぜひ検討してもらいたいということです。この中に入っていますから。

もう一つ、配置予定技術者の能力、技術評価なんですけど、新たに工事成績で、国県の発注工事というのは、国土交通省の工事とった点数も評価しますよということですね。今までは県の工事ただけです。県の工事では90点以上が結構出ていますね。国土交通省では80点以上はめったにないですよ。だから、そういうものを入れられたら、国土交通省でしっかりした仕事をした人は物すごく不利になりますよ。

だから同じレベルの、同じ目で評価した点数、そして県だから県の工事で僕はいいんじゃないかなと。これは自主申告制ならいいと思うんです。でないと、国の工事をやっている人たちで90点とるなんていうのはなかなかないですよ。80点もらったら表彰物です。高速道対策局長は知っておられると思うけど。県では90点数というのが結構あるんですよ。だから、国の目と県の目は10点以上恐らく評価自体が差があるんじゃないかと思うんです。これをやられると、国の仕事をぼんぼんできるような優秀な業者に非常に不利な点数が働くんじゃないかなという心配が今、あるんですね。

それから、引き続きいきますけど、いつも気になっているのが、道路パトロールというのも評価対象、地域貢献ですね。これは契約業務ですね。でも、やり手がいない。それはサービスだからです。やっぱり基本料金をしっかりやって、コスト積み上げ方式でかかったお金はしっかり払いますということでも対等の正規の契約を結べば……。これは契約としてやってもらうべきで、ボランティア的な扱いで作業をお任せするという、僕はここは見直す必要があるんじゃないかと。これを外して、事業として業者がやっていけるだけのお金を払って、かかるものは払います、しっかりパトロールしてくれと。さっきの落石防止とかそんな事故じゃないですけど、やっぱり穴ぼこをしっかりと見てくれよと。何曜日は道路の陥没を見るんだよ、何曜日はガードレールを見るんだよ、いつは落石を見るんだよというぐあいにならないと、全部を見て回れと言ったって気づかないことはたくさんあります。そういう工夫は必要じゃないかと。

もう一つ、VE提案の採用実績を評価しますとありますね。VEをやっている業者はいない

と思うんです。まして今後はV E 提案なんて求められないと思うんです。これは外さない、1社か2社と思うんです。そして、今後、本当にV E を提案して、それを採用して、実績を評価して点数を上げるのなら、V E についても積極的に今後取り組んでいかなきゃいかんけど、今でさえ大変なのに、V E に対応できるだけのまず人を抱えていないと思うんです。このV E というのは、こんなぐあいで挙げていても、V E が実際機能するのかなと。1社とかになったら、そこの独占で、2点だからそう致命的じゃないかもわからないけど、ここも検討物だなと。V E を評価してあげるなら、V E を積極的に採用できるような布陣をしいて、そのためにはまずインハウスでV E がやれるぐらいの技術とV E に対しての知識を持ってV E を業者と対応していくということにならないと、県は今、そこまでいっていないんじゃないかと思うんですね。

ちょっと話が戻るけど、部長マニフェストを見ると、全体で500件総合評価方式をやるんだとなっているから、これはちょっと考えてほしいということと、さっきのように、例えば、総合評価というのは逆転するわけですね。金額の大きい、難易度の高いもの、特Aの物件みたいなものを100%やってしまっ、下のほうを細くやるんだったら、同じ500件でもランクごとに割合が2割とかだったらいいんです。でも、試行錯誤して行って評価方法を変えていくわけでしょう。最初、僕らは行政側をお願いしたのは、一般競争入札になったときに、50も60も集中するような競争でいいのか、20社もあればいいじゃないですかと言ったけど、いいや、ふやすんだと、それはだめだということになったけど、これは結論的にはぐんと狭めてきていることに

なっているわけです。しかもチャンピオンがかわるような方法。もとに戻ってしまうと思うんです。そのとき、我々が一生懸命、総合評価に耐えようとして努力してきたことは何だったの。おとしの方法でやってくれればうちだったのに、去年の方法になったら人になってしまったというような堂々めぐりで、500件というのは、それぞれに100万以上を何件とずっと積み上げたものならいいけど、安易に大きい物件は全部、中ぐらいの物件は5割、小さいものを2割としての500件だったら、これはすごくまだ検討の余地がある件数だなと思いますね。総合評価、まだ早過ぎるということですね。発注だけを急いで、一方では試行をばんばんやって、半年ごとに変えていくようなことをやりながら、発注はどんどんその方法でやって、時のルールで勝った人がチャンピオンだというようなのは乱暴過ぎるということをもう一回検討していただきたいという気がするんです。

○宮原委員長 暫時休憩をいたします。

午後5時18分休憩

午後5時19分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

17時15分以降となっておりますが、引き続き委員会質疑を続けさせていただきます。

○坂口委員 あと一つで区切りますけど、そこで、マニフェストにV E と横並びで出てきて、むしろ僕はこちらのほうが大切であって、これはできて当然ということがわざわざマニフェストにうたってあるというものが、ワンデーレスポンスですね。これに取り組んで工事関係書類の簡素化を図るということですけど、ワンデーレスポンスをこれまで何年かずっとマニフェストに載せて試行されてきていますけれども、こ

れは総括されていますか。総括されていたら、
どういうぐあいに総括されているかというの
と、これに対しての考え方。今、ずっと言っ
てきましたが、ここで何か執行部からそれにつ
いてはこうだという説明ができる部分があつたら
それも含めて……。これで一たん切ります。

○岡田技術企画課長 質問が多くてちょっと漏
れるかもしれませんが、まず最初に、総合評価
の見直しの合理性等の御質問でございますが、
まず、総合評価で言えることは、品質確保が大
前提である。そのために行っているということ
で、これまで行ってきた総合評価の中で、例え
ば土木一式工事2,000万円から8,000万円の工事
の中で比べまして、総合評価を行ったもの、通
常の一般競争入札を行ったもの、工事成績で見
ますと2.6ポイントほど総合評価のほうが、工事
成績がすべてとは申しませんが、成績評定はよ
ろしいという結果が出ております。今度、総合
評価を見直していくわけですが、これまでの総
合評価の延長上というんですか、大きくは変え
ない。きのうまでだったらうちが落札だったの
に、かわった、そういうようなことは大きく変
革はできない。やっぱり延長上の中でこれまで
に出てきた結果を検証しながら補正していく
という考え方で見直そうとしております。

それから、受注状況の評価の中で、特定JV
のことがございました。特定JVは、現在行っ
ているのは大型のトンネル、橋梁等ございま
して、通年的に行われているものではなくて、
今回、受注状況の分母・分子にカウントするに
は統計的にやはり突出しますので、先ほど、小
さな企業が受注した年だけぼんとはね上がる
じゃないという御意見がございました。まさに
そのとおりでございまして、これは統計的デー
タとしては使えないということで、今回の試行

に当たりましては、分母にも分子にも特定JV
での受注というのは外して考えるということか
ら出発したいと考えております。

それから、平均値でとると同一クラスの中で
不公平云々が起こるのではないかと御質問
もございました。データで申しますと、土木一
式の特Aクラスで申しますと、クラスの受注し
た企業の平均値というのは1億8,000万になり
ます。全体68企業のうち、この1億8,000万を突き
抜けて受注しているところはどれぐらいあるか
と申しますと19社でございまして、残りの約50
社というのは、ピンキリという言葉が使われま
したけど、全く受注していない企業もございま
す。そのあたりを今回、平均値ということで1
億8,000万を採用しております、これもやはり
試行の中で検証をしていく事柄なのかなと考
えております。

それから、現場代理人の工事成績というこ
とで、技術者を複数張りつけるということでござ
いいますが、工事成績というのは、現場に評点し
ているものでございまして、これまで主任技術
者、管理技術者しか従事を認めていなかった。
そこに現場代理人としての経験も加味しまし
ょう、現場代理人として従事した場合は、その工
事の成績も採用いたしまししょうということで、
若手技術者の登用を図ろうとしております。た
だ、現場代理人というのは、ある事情があれば
工期途中でかわることができますので、工期の
大半を現場代理人として従事した者というこ
とで、今、我々が考えているのは、最大限1つの
工事で主任技術者と現場代理人の2人までとい
うことで考えております。現場代理人となると
1工事1人ということで成績は採用したいと考
えております。

それから、個人の成績というのは、その企業

に属しているからこそ安全管理等に金を使ってそれなりの成績をおさめているのではないかと、まさにそういうところはあると思います。そのとおりのかもしれません。ただ、私どもも今、最高点を採用している関係で、一つは、企業が移った場合に、どれぐらい補正するのかというところまでまだ議論をしておりません。これも今後の検討課題かなと考えております。

それから、国の工事の成績の採用ということでは、委員のおっしゃったとおり、私どもは国の評定要領に準じてやっておりますが、話を伺うと、やはり国のほうが私どもが評点するよりも厳しい状況にある。これは業界からの要望でございます。国の実績がある、国の点数はあるんだけど、県の工事に応募しようとするときには、最低点でしか評価されない、65点でしか評価されないという業界からの悩みがありました。少なくとも、国の成績がある者を予定技術者に立てた場合は、その生点を評価してもらえないだろうかという要望があって、今回これを取り組むものでございます。国の評定を何がしか補正するかという議論はありましたが、今回はその生点のままを採用するということで出発したいと考えております。

それから、道路パトロールに関して評価しているということで、これは平成20年に改定を行っておりますが、確かに、一部の企業から、これは契約であるじゃないかと、契約であるものを評価するのはおかしいのではないかと、そういう御質問もありました。ただ、私どもとしては、この道路パトロールというのは、台風が近づき異常気象があるともなると非常に緊張を強いられて、24時間、出動しないけど待機の状態にあると、こういうボランティア的なところを評価して加点したわけですが、委員の

おっしゃるとおり、それもしっかり対価を払えば契約としてなるじゃないかと、その意見も私、あろうかと思っております。ただ、出動しないけど自宅で待機している、そういう状況を契約でどのように評価していくのかというのが今後の課題で、いましばらくはまだこれを評定から外すと——今、ボランティア的精神で頑張っている企業に対して何らかの評価をしたいというのが私たちの気持ちでございます。

それから、VE提案でございますが、20年度までは、例えばトンネルでVE提案のあったものを港湾工事で採用するとか、そういうようなことで、VEそのものが企業の技術力向上のインセンティブになるという考え方から適用しておりましたが、業界からこれに対して厳しい声がありましたので、今回からは、シートを区分いたしまして、港湾であれば港湾、道路改良であれば道路改良というふうに採用していきたいと考えています。ちなみに、平成20年度のVEの申請、採用は2件ございました。確かに、VEを我々はインセンティブと思っておりますが、落札者が、その後のVE提案が多くないという思いはございます。これもふやしていかなきゃいけないなど。そのためにはインハウスの技術者の知識を高めていく必要もあろうかと考えております。

それから、試行件数でございます。県土整備部500件、県全体では680件ということでございますが、資料-1でありますのは591件、これは標準型から地域企業育成型まで入れてすべて591件でございます。21年度は、このうち最も評価のシンプルな地域企業育成型を半分行いたいと考えております。県土整備部の500件試行のうち、250件は地域企業育成型を行いたいと。特別簡易型以上の総合評価につきましては、250件

を目標としております。委員が御意見としておっしゃいましたのは、今、私ども、原則として示しているのは8,000万円以上、要するに特A級以上が該当する工事ですが、原則、8,000万円以上は総合評価を行うものとしております。ここらも評価項目そのものが、試行をしていく中であれば一般競争入札と比較する部分も必要なのかなと今、思っているところがございますので、またこれは部内で検討をさせていただきたいと思えます。

それから、ワンデーレスポンスでございますが、平成19年度に75件、20年度に154件行っております。19年度ワンデーレスポンスを取り組んだ箇所に対してアンケート調査を行いました。アンケート結果を見ますと、「協議に時間がかからず、スムーズな工程管理が可能になった」とか、「工期短縮につながった」、あるいは「受注者から発注者に対して質問の協議がしやすくなった」、また、発注者、受注者とも目標に向けて取り組むため、「十分にコミュニケーションをとることができた」ということで、大方が前向きな評価を得ておりますので、今年度のワンデーレスポンスの試行は、監督職員、要するに担当職員になる職員ですが、これは1人1件は必ずやろうと。ある意味、ワンデーレスポンスというのは、仕事の進め方の考え方でございますので、これはぜひ、積極的に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○坂口委員 逆にたどっていきますが、まず、ワンレスですけど、150件とか、今、アンケート調査をやったと言われますけど、業界あたりの声とかを聞くと、本当にそれだけワンレスができていかなと。ワンレスでやり上げた現場というカウント、どんなことでカウントされてい

るのかというのと、アンケートが何社から上がってきましたか。

○岡田技術企画課長 ワンデーレスポンスに該当する場合は、契約後、この工事はワンデーレスポンスを行いますということを宣言しております。

それから、アンケート結果に見ますと、平成19年度、75件のうち6割の現場代理人から回答をいただいております。

○坂口委員 実際そんなものだと思うんですよ。現場を指定しただけで、例えばODSCシートが上がってきた数が70だったり150だったりしたかもわからないけど、一つには、発注者側からODSCシートを求められていますね。その枚数も150枚ないかもわからないけど、実際、ワンレスで対応できた現場というのはそれほどないと思うんです。多分——多分というか、ないと断言できるんですよ。それだけまだ技術者が、担当がそこまでないんですね。返事を1日でできないんですよ。その場で言って持ち帰ったらワンレスじゃないんですね。現場で何か起こった、そこで指示ができて、そこは岩をどうせよとか何をどうやれというのはできない、持って帰って上司と相談しますというのは、これはワンレスじゃないんです。現場を指定した数はそれだけあるかもわからないけど、対応できていないと僕は断言できると思うんです。多分、今のアンケートでスムーズにいった、工期が短縮できたとか、よかったというのが確実に上がってきたところがワンレス対応ができた現場だと考えられても、そう差はないんじゃないかなと。その数だと思っていただければ……。その中でマニフェストどおり本当にワンレスをやっているのかどうかですね。ワンレスというのは、絶対進めなきゃいけない

し、これだけの競争激化の中にあつて、会社が何とか経費を捻出できる一番の方法かなと思うんです。これはしかも当然できなきゃならないことなんですね、発注者としては。それがまだ100件いくかいかないかというのにはちょっと不安を感じるということで、これはぜひ、全力で取り組んでいただきたいと思います。できて当たり前のことをわざわざマニフェストに書いて、それで達成できないというのじゃ心もとないなという気がします。これは要望しておきます。

それから、先ほどの道路パトロールですけど、確かに、待機しなきゃだめだけど、台風が来れば、その後わかるわけですから、そこで何人どこで待機させてどういう対応したというのは、やろうと思えばコスト積み上げで積算できると思うんです。今度はこれが目玉になって、そこで何点かもらえれば、そのことで契約につながれば、しかも、限られた1社でしょう。それを1年間持つておくわけでしょう。そこに集中すれば1社だけが優遇されるということで、これは対等の対価を払って何らかの積算基準をしっかり確立することだと思います。そして堂々と契約をしてやっていくということが必要ではないのかなと。これはちょっとこだわっておきます。

先ほど、企業にその社員がいて、それはなかなか難しいと言われたけど、例えば担当が持つ持ち点、総括が持つ持ち点、技術専門員ですか、検査官が持つ点数、40、20、40だか、30、40、20だかあったですね。その中にさっきも言いますように、例えば工程管理とか安全管理とか、できればとか出来形とか、そういうのがあるじゃないですか。その中で、確かにその現場技術者の点数だなという部分と、

さっき言うように、セットじゃないとできないよなという部分が分離できれば、個人の点数の部分と企業の点数の部分と仕分けて、それを何らかの評価に持っていけば、どこの会社に行こうと、その社員がいなくなろうと、それはその企業が確かに次の工事現場で反映できる評価点と思うんです。あの社員がいなくなったからできませんというようなもので逆転させて高い人と契約をするというのじゃ、これは納税者に対しての説明はつかないと思うんです。今、甲乙の関係、発注者と業者の関係でいろんな試行錯誤されているけど、一番肝心なのは利活用する人、そしてタックスペイヤーアグリーメントというのが絶対不可欠だということですよ、特に逆転契約というのは。第三者の視点がまず、ないんじゃないかと思うから、このことをこだわるんですけど、納税者とか県民に説明ができる方法なんだよ、コンプライアンスと知事は言っているんだよと。だから、どこでも説明できて、何ら問題ないよというようなものをしていかないと、8,000万円以上を全部そんな方法でやってしまうと云ったってですね。そこで受注調整を図るよりも、そんな総合評価じゃなくて、むしろ一般競争入札で堂々と競争してくれてやった調整のほうが、まだ調整はきくのじゃないかなという気がします。これは検討していただいて、要望でも何でもありません。

やっぱり全部8,000万以上だからということが問題なのと、あした、現場を一つ見ることになっているんですけど、ここも完成検査では92点という最高点をとっているんですよ。恐らく総合評価対象にされたと思うんですね。あの工事だと1億前後か何ぼか、そんなものだろうと思うんですけど、先ほど2億までは簡易型に持つていくんだということで、あれは技術提案

はないことになるんですね。そうすると、ああいうところこそ、洗掘防止のための提案をしてくれとか、滑動防止のための提案をしてくれとかやるべきで、僕は、やっぱり総合評価をやって高い買い物をするなら技術を尊重してほしいなど。目的を達成できるものには金額の多寡でなくて、その工事によって、どうしてもこれという確立されたものを持っていないよなど、そういうところこそ技術提案をさせて、100点の中の60点、70点というものは技術に配分すべきじゃないかなと。地域貢献、地域貢献と言っているけど、地域貢献の高い税金を払いますという合意というのは物すごく難しいと思います。これもここで答弁は要らないけど、そういうことをお願いをして、余り一人でしゃべっていても気の毒ですから終わりますけど、実は、あした行く現場でもそういうことを念頭に置いて見てほしいなど思っているんです。技術というのが物すごく納税者に対して責任が問われていますよということです。これは答弁は要らないということで、時間の都合で。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 その他の報告事項についてはありませんので、その他で何かございませんか。

○野辺委員 今回の補正で、これは一部報道されたんですが、宮崎県が185億の補正の中で公共投資が、公共三部を含めてでしようけど、76億となっているんですね。ほかの県を見ますと、佐賀県が公共投資の経費が206億、熊本県が427億、鹿児島県が322億、これに比べまして極端に低いわけではありますが、このことについて、どういう背景があってこうなったのか、県土整備部が今の段階では対応できないということやこうなったのか、説明をお願いしたいんで

すが。

○成合管理課長 今回の6月の初回補正額、それから追加補正額、県土整備部予算につきましては、1ページにお示ししておりますように、全体で6月の補正額が公共予算で50億強ということになっております。野辺委員の御指摘のように、新聞報道等されていますように、九州各県の額と比べて極端に規模が小さいんじゃないかという御質問でございますけれども、県土整備部、他県の土木部等の情報を聞きましたところ、今回の経済危機対策、5月末に国が予算を決定したわけでございますけれども、それ以降、国のいろんな事務手続等々がございまして、6月の追加ということでやっとなに合ったわけでございますけれども、公共事業関係で2つの交付金がございまして、全国ベースで2.4兆円でございますけれども、1つが1.4兆円の公共投資臨時交付金というものがございまして、もう一つが経済危機対策臨時交付金、これは1兆円規模でございます。実は、これは総務部の関係になりますけれども、今回、県土整備部のほうに要求ベースで依頼がございましたのは、後段の経済危機対策臨時交付金の配分の確定があったので、この分について県土整備部の要求をといたお話でございました。最初に国のほうから話が来ておりました公共投資臨時交付金については、仕組みが非常に難しいと。配分の方法、全国ベースでどういうふうに配分するかというのがまだ確定していない状況にございます。今回の九州各県の補正を見ますと、まだうちのほうに正式な配分が来ておりません。公共投資臨時交付金も見込みで補正を上げているという県が数県ございまして、非常に大きな規模になっているということでございます。

それと、一部報道にありました投資的経費と

いう書きぶりで、例えば鹿児島県とか熊本県が何百億単位でございましたけど、これについてはどうも経済危機対策の中に含まれています、例えば基金事業、介護基金を設置するための交付金あたりも含めてどうも報道されたのではないかというふうに考えております。ただ、これは総務部になろうと思えますけれども、全体的な公共事業費が各県と比較してどうかというのは詳細は把握していないところでございますけれども、他県では、どうも公共投資臨時交付金という1.4兆円分を見込んだところがかなり大きな額になっているということでございまして、当然、本県におきましても、賦存量は十分ございますので、そういった配分がもしあれば、県土整備部としては的確に経済危機対策ということで取り組んでまいりたいと考えております。

○野辺委員 ということは9月補正等が出てくるということになるわけですか。

○成合管理課長 その部分は総務部のほうと協議しながら、早急な経済対策ということで対応を協議してまいりたいと考えております。

○宮原委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、ないようですので、議案第2号が残っておりますが、ここにつきましては、あす、現地を1～2カ所調査をさせていただいて、その後に質疑を受けたいというふうに思っておりますので、そういうことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、異議ないようですので、あす、現地を調査しましてから委員会を続けさせていただきたいと思っておりますので、本日の審議はここで終了させていただきたいと思いません。

それでは、委員の皆様、お疲れさまでした。

午後5時47分散会

平成21年 6月25日 (木曜日)

営 繕 課 長 川 崎 俊 一 郎

午前11時11分再開

出席委員 (9人)

委 員 長	宮 原 義 久
副 委 員 長	西 村 賢
委 員	星 原 透
委 員	野 辺 修 光
委 員	黒 木 正 一
委 員	太 田 清 海
委 員	井 上 紀 代 子
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	坂 口 博 美

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	山 田 康 夫
県土整備部次長 (総 括)	岡 村 巖
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	児 玉 宏 紀
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	藤 原 憲 一
高速道対策局長	渡 辺 学
管 理 課 長	成 合 修
部参事兼技術企画課長	岡 田 健 了
道 路 建 設 課 長	濱 田 良 和
道 路 保 全 課 長	大 寺 重 樹
河 川 課 長	大 田 原 宣 治
砂 防 課 長	平 田 一 善
港 湾 課 長	野 田 和 彦
都 市 計 画 課 長	黒 田 博 司
建 築 住 宅 課 長	佐 藤 徳 一

総 務 部

総 務 部 長	山 下 健 次
総 務 部 次 長 (総務・職員担当)	土 持 正 弘
総 務 部 次 長 (財務・市町村担当)	萩 原 俊 元
部参事兼総務課長	堀 野 誠
部参事兼人事課長	四 本 孝
行 政 経 営 課 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	西 野 博 之

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	前 田 陽 一
議 事 課 主 任 主 事	吉 田 拓 郎

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

昨日、総務部に対して質疑を行いたいとの意見がありました。総務政策常任委員長との協議の結果、本日、総務部については待機をさせていただいておりますが、まずは、県土整備部に、議案第2号について一通り質疑を行った後に、総務部にも出席していただき、引き続き、質疑を行いたいと思っておりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのようにいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前11時11分休憩

午前11時13分再開

○宮原委員長 それでは委員会を再開いたします。

議案第2号についての質疑はありませんか。

○野辺委員 議案第2号の今回の再編案ではありますが、執行部としてもいろいろと努力いただきましたが、一定の理解はするものでありますけれども、地元のいろんな要望等を考えまして、何点かお尋ねしてみたいと思います。

まず第1点は、再編に係る経緯の中で平成19年8月から10月、関係市町村からの要望書、意見書が提出されているわけでありまして、その内容については、今回の請願等と大きな違いはないと思うのでありますが、もし、おわかりであれば、19年度8月から10月にわたって出されました関係市町村からの要望書、意見書が今回の請願書なんかと大きく違うような点があればお示しいただきたいと思います。

○成合管理課長 野辺委員の御質問は、19年に行われた地元市町村等からの要望と今回の請願との違い、再編案との違いということでございましょうか。

○野辺委員 そうです。

○成合管理課長 再編案との違いということですね。委員会資料の44ページにございますように、19年6月に大綱の素案を御説明し、そしてまた、6月29日に大綱が決定されました以降、19年8月から10月に関係市町村、これは3地域の市町村、市町村議会、あるいは地元の皆様からいろんな要望書、意見書が出されております。その中には当然、土木事務所をそのまま存続というような御趣旨でございまして、中に書いてあります要望の趣旨は、土木事務所がなくなることによりまして、住民の災害時等の安全の確保とか、そういう災害時の緊急対策が非常に不安であるというようなこと、あるいは行政サービス、土木事務所がなくなることによって時間距離のコストの問題とか等々

で、住民サービスの確保をしてほしいというような要望でございました。

今回の案につきましては、従前、駐在所ということで当面の道路とか河川の改良系の事業をそのまま残しまして、暫定的に3年間置くとしておりました駐在所にかわりまして、要望等の内容の中で、災害等の緊急時の対応ということで、そういった機能を残すというのが一つ、それからもう一つが、住民サービスの面で土木事務所の保全業務とか維持業務、こういった機能を残すというような2つの機能を持ちまして、出張所を暫定期間ということではなくて、期間を定めずに残すというような内容にしたところでございます。それから、再編の中で、これは所管する全体の区域の問題でありますけれども、技術調整課というのをつくりまして、所管する全体の区域の機能強化・充実を図ったというのが、要望等を踏まえて今回見直した内容でございます。

○野辺委員 わかりました。今、出ましたように、技術調整課、今回の土木事務所の再編と直接関係があるという理解でいいんでしょうか。

○成合管理課長 技術調整課でございましてけれども、これは条例上は直接関係ございませんで、組織改正の一部としてございましてけれども、今回の再編のスクラップによりましてビルドの部分をつくったということで密接に関係がございまして。技術調整課については、新しくなります事務所全体の横断的な計画・調整・調査機能、そういったものを強化したいというような趣旨でございまして。

○野辺委員 ということは、土木事務所等をそのまま存続させていくということであれば、新たに技術調整課を設置する必要はないということと理解していいんですか。

○成合管理課長 技術調整課につきましては、当然、配置する人材が必要になります。人的財源が必要になりますので、今回の再編によって得られたスクラップ分、当然、全庁的に、統合される3地域の事務所以外でも捻出する必要があるかと思えますけれども、県土整備部全体の組織の中から捻出するという考え方は持っておりますけれども、今回の技術調整課、各土木事務所に設置いたしますので、それだけの人的財源が捻出できるかどうかはなかなか難しいのかもしれないということで御理解いただきたいと思えます。

○野辺委員 もう一度確認させてもらいますが、土木事務所を今のままで存続するということがあれば、技術調整課というのは必要ないと理解していいんですか。

○岡村県土整備部次長 今回統合させていただくことによって、大ざっぱに言いますと、統合だけで言えば30人から40人ぐらい重複するポストがありますし、また、総務のほうは一緒にすることでかなり効率化できますので、単純に言えば30人から40人ぐらい減らすことはできます。ただ、今、県土整備部としても、特に土木事務所についてはいろんな課題がございます。例えば、公共事業の適正な執行のための品質の確保とか、また住民対応でのいろんな課題とか、そういういろんな課題がございます。今、県議会でもいろいろ御指摘をいただいておりますので、そういうものについて対応していく必要が一方ではございます。ですから、行革においても、スクラップだけではなくて、さまざまな行政課題に対応するためのビルドを今回の再編案ではあわせて提示させていただいたということで、このビルド分については、各土木事務所に今のところ大体3名程度配置していく

ということで考えておりました、そのことによつて今まで効率的にできなかった部分とか、例えば、担当が、自分一人で持っていて現場に行けなかった部分が確かにございますので、そういうものを集約したり、または調査事務とかは1カ所でやったりすることで、そのあたりをより丁寧に対応できるような、いわば新たな部分への対応ということも中に含んでいるものですから、結果としては10人から20人程度の削減なんですけれども、その差については、土木事務所全体の機能強化を一部では図らせていただきたいと考えております。

○野辺委員 今度の土木事務所の再編によって余った人員を技術調整課に張りつけるというような、何かそういう感じを受けるわけですが、今の体制のままではそれぞれの土木事務所の運営というか、それが非常に厳しいから技術調整課等をつくるということではないような受け方をするんですが。

○成合管理課長 委員の御質問は、今回の再編のスクラップ分で技術調整課をつくるという御質問でございますけれども、技術調整課そのものは、先ほど次長のほうから申しましたように、土木行政を取り巻くいろんな環境が変わってきております。例えば、行政ニーズが非常に多様化しているとか、一つには入札制度改革もあろうかと思えます。本来、土木技術職、建築技術職もそうかもしれませんけど、従来やってきたような積算とか現場管理とか、それ以外の調整的な業務とか、そういったものがふえてきている、あるいは内部事務的なものも非常にふえてきていると、そういう課題は従前からございまして、そういったものに対応するために、決して再編のスクラップ分だけではなくて、全庁的な人員配置の見直しの中でしっかりと見直

して配置してまいりたいというふうに考えております。

○野辺委員 次に、国道220号線は今後、国が県に移管するという方向にあるのかどうか、それを伺ってみたいと思います。

○濱田道路建設課長 国道220号線につきましては、移管の対象ということで、今後、国との協議が行われますけれども、県としましては、現在、御存じのとおり、B/Cの関係で青島一日南改良の事業が凍結ということになっておりますけれども、県としましては、まだ220号線につきましては必要な整備が残っているということで、これにつきましては国の責任において整備をまず行っていただきたいと。その後に移管についての具体的な協議をさせていただくのかなというふうには考えております。

○野辺委員 将来、220号線の移管ということも考えられているということですが、串間市内も220号線、何キロあるかわかりませんが、20キロ近くあると思うんですよ。わかりました。

きのう、部長の説明もありましたが、東九州自動車道の日南一志布志間がアセスに一部入るということでもあります。私が伺っておるところでは、どうも日南一南郷間だけというようなお話を伺っているわけですが、これは県には全く関係ありませんが、例えばJRにしても、トロッコ列車が南郷までと。また、おととの新聞でしたか、福島港については県が200億ぐらいの事業費でもって整備していただいたんですが、コアジサシが埠頭用地に100羽ぐらい営巣しておるといような状況であります。環境面ではいいかもしれませんが、福島港の活用については、地元串間市ももちろんであります。県も積極的にこの活用について取り組んで

もらいたいと、そういう大きな課題もあるわけですが、できますればこの福島港の今後の活用について、県の考えがあれば示していただきたいのであります。

○野田港湾課長 福島港の活用という御質問でございますが、確かに、委員御指摘のとおり、今、福島港が貨物取扱量がなかなか伸びていないという状況でございます。これまでも市と連携をしながら、活用の方策をいろいろ模索してきたわけですが、地元の企業のニーズとこちら側の思いとがなかなか一致しないというところがございます。現在の状況としては伸びていない状況にあります。今後、福島港のポートセールスを進めていく上では、今回の再編というのは少しメリットはあるのかなと。といいますのは、どうしても今、重要港湾をある程度中心にポートセールスをやってきておるわけですが、その重要港湾の一つである油津港の港湾事務所が今、一生懸命ポートセールスを行っておりますので、その辺と一緒に今度はそういう活動ができるのではないかなというふうに考えておるところであります。福島港につきましては、これからもその利活用については市と連携しながら、促進の働きかけを行っていきたく思っております。以上です。

○野辺委員 今後、活用についても取り組んでいくということですが、串間土木事務所もあるわけでありまして、大きな積み残しの課題だとも思うんですね。

それで、20年度ですが、串間土木と日南土木の事業量、これは全く同額ということになっております。これは一つには小崎の恋ヶ浦トンネルとか名谷トンネルを今、事業を進めてもらっておりますので、小崎は済みましたけれども。そういう関係だということはわかっておるわけ

であります、そういう中で、日南土木事務所管内の改良率は75.7%に対して、串間土木事務所管内は64.5%という改良率になっておるわけであり、そういう面でも、まだまだ残して力を入れてほしいなという考えがあるわけであり、答弁は要りません。

それから、仮に今、提案されておられるような再編案になれば、日南に直接関係のある北方南郷線、あるいは日南志布志線、志布志線は仏坂だったですか、今、着工してもらっておりますが、市木串間線もそうですが、市木南郷線、高畑山南郷線と言うのかもしれませんが、これらも未整備のところはかなり多いわけであり、そしてまた、一つには天神川という市内が浸水する川が、用地交渉で難航して、これも遅々として進んでいないわけであり、これらの課題も残っているわけであり、

それから、私が一番問題にしておりますのは、土木事務所の港湾、漁港のほうを南部港湾事務所（油津港湾事務所）に持って行って、維持管理を残した道路管理、建設とか、そういうものを日南土木事務所に持って行くということになりますと、串間には港湾が3つ、そして小さい港湾でもありますが、漁港が9漁港あると思うんですが、今でも漁港については土木事務所、漁業振興については振興局という形になっておりますが、これがまた港湾事務所と振興局、そして日南土木、あるいは一部は串間出張所ということで、4つに割かれるというような面も出てくると思っておりますので、これらが大きな懸念の課題だと思っておりますが、それらに対する考え方があればお示しいたきたいと思っております。

○成合管理課長 委員の御指摘のように、今回、串間土木事務所の港湾業務を油津港湾のほう

に移管するというございまして、港湾行政、漁港行政を取り巻く環境も非常に厳しい中で、今回の再編ということをございすけれども、一つには、同じく油津港湾が港湾、漁港を専門に業務を執行しているということで、業務の効率化というものがございす。また、通常時の維持管理につきましては、当然、新しく油津港湾のほうでしっかりと管理をしていくというふうに思っておりますし、緊急時につきましては、串間土木事務所に引き続き非常勤の港湾監視員を常駐させて対応してまいりたいと考えております。

委員の御指摘のように、振興局と港湾事務所と串間の今回の出張所ということで、機能分担が分かれるという点は、その辺を留意しながら、関係機関が十分連携をとりながら工夫をする必要があるというふうに考えております。

○野辺委員 再編案では、現業職が主になって道路維持の面ですか、全く権限のない出張所という形になってしまうなど考えておるわけであり、

再編の効果ですけれども、災害の対応で、5班体制になると臨機応変な対応ができるということですが、範囲が広範になると、逆に災害のとき、問題が発生するんじゃないかなと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○成合管理課長 今回の再編において、台風災害とか突発的な集中豪雨とか、そういった場合にいろんな災害が想定されます。そういったことが地元からの要望書の中にも非常に心配されるというような御意見でございました。今回、仮に日南土木と串間土木が統合した場合に、現在、災害待機班というのを各土木事務所、体制を事前から準備しておりまして、例えば串間土木、日南土木の場合、大体5班程度で、今の人

員で言うと3名から4名程度の班体制になりますけれども、今回、日南と串間が統合しまして南那珂土木事務所ということになりますと、仮に5班体制にした場合に、8名程度、10名弱ぐらいの待機班になろうかと思えます。そういった意味で日南と串間に分かれて待機する、場合によっては串間のほうに災害が多発した場合には、串間のほうに人員を配置するというような形で、臨機応変な対応というように考えております。

○野辺委員 最後にしますが、財政の縮減が、今回示されておるのが1億円程度ということですね。1億円であれば、金額は大きいんですが、ほかに捻出する方法があるんじゃないかなということも思っておりますし、私も決して反対じゃないんですが、私は前から申し上げておりますように、行革の一環ですが、先ほど言いましたように、4つの事務所にまたがっている行政をお願いしていくというようなことも出てくるものですから、以前から、抜本的な見直しをして地域振興局というような形の中で、これは総務部の話であります、そういう形の中で一括してやるということであれば反対はできないわけでありましてけれども、また、その中で横の連携等もうまくいくわけでありまして、そしてまた、東九州自動車道の問題等も、今後まだ取り残された大きな課題でもありますし、県においても、地方分権ということが叫ばれているわけでありまして、そういう面から県においても同じことが言えるんじゃないかなと思うのであります。したがって、一定の理解はするものでありますけれども、どうしても地元の委員として、賛成することはできないということをおし上げておきたいと思えます。以上です。

○井上委員 一つだけ参考までに教えてください

い。再編案というところがありますが、結果として大体10人から20人の人員的減となっておりますが、宮崎土木、高岡土木、ここで何人減るんですか。そして、日南土木、串間土木、油津港湾、ここで何人減るんですか。西都土木、いわゆる人員の配置の仕方ですと具体的に何人ずつ減っていくんですか。

○成合管理課長 資料の47ページ、48ページ、49ページのほうに、仮に再編した場合のそれぞれの人数をお書きしておりますけど、これは非常勤が含まれております。あくまでも現在のめどでございます、今の段階で数字の確定的なものはございませんけれども、例えば、宮崎と高岡土木事務所を見ていただくとおわかりのように、総務課長とか、用地課長とか、工務課長とか、そういった重複するポストの削減が主なものになろうかと思えます。業務に必要な人員というのは極力配置していくということでございます、3事務所それぞれ何人減るかというのは今、確定的にはございませんけど、全体では20名弱ぐらいという想定でおります。

○井上委員 だから、数が大体どこをどのくらい減らすのかというのを知りたいんです。決めていないと言われても、この議案を通さないといけないんだから。人的配置……。

○成合管理課長 現在のところの案でございますけれども、宮崎・高岡土木事務所で6名程度、日南・串間事務所で9名程度、西都・高鍋で8名程度。それから、ふえる分がございまして、油津港湾から南部港湾のほうに2名分は行きますので、その分は今の数から差し引くと。

○井上委員 ちなみに、本庁、ここの県土整備部と宮崎・高岡土木との関係はどうなるのかなと。業務的には全く連携なしですか。

○成合管理課長 本庁と宮崎土木事務所は道を

隔てて非常に近いのですが、宮崎土木はいわゆる出先機関ということでございまして、業務で重複する部分はございません。

○井上委員 参考にしたいと思います。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

○黒木委員 先ほど野辺委員が言いましたけれども、災害時の対応強化ですけれども、これは、道路交通網の整備と情報通信技術の進展が再編の背景ということですが、例えば県のダムではなくて、会社のダムにしましても、ダムの管理というのが、情報が遠隔地操作をするようになっておりまして、そういう管理をしている方が、ことごとく人がいないという状況で、いざ、台風とか大雨のときに、ゲートの操作というものが実際その自然がわからない状況で判断するというので、災害が逆に大きくなっているのではないかという、そこに住んでいる人たちの指摘がよくあるわけなんですけれども、対応強化の中で、本所と出張所の連携により人員や機材の重点的な投入が可能になるとか、臨機応変な対応が可能となるというのは、逆じゃないかなと思うんですね。どうもこの辺が理解できないんですけれども、人を減らすことによって逆に費用がふえている。例えば、鉄道の線路を守っていた人をカットしたら、逆に維持費がふえたとか、そういうふうは無駄を省こうとしたことが、逆に費用がかかると、そういうことも言われておるわけですし、この意味がわからないんですが、もう一度、災害時の対応強化について。

○成合管理課長 ダム管理につきましては、ゲート操作を必要とするダムがございまして。高岡土木事務所では今、綾北ダムというのを管理しておりますけれども、ここは5名体制でございまして、それはそのまま高岡土木事務所に残

します。災害時等においても、プラス1名で6名で洪水等の調整を行うということにしておりまして、全く体制は変えておりません。それから、高鍋土木事務所が所管しています松尾ダムというのがございまして。これも洪水調整、ゲート操作が必要でございまして、これについても、本所ではなく高鍋出張所のほうに置きまして、5名体制ということでしっかりとダム管理はやっていきたいと考えております。

それから、災害時の対応でございましてけれども、土木事務所での通常の災害の場合の対応ですけど、まず、災害待機班が主に大きな役割としてありますのは、最近、ゲリラ豪雨とか、よく局地的な集中豪雨等もございまして、雨量とか水位観測情報、こういったものを的確・適時に市町村等へ流す。それから、交通規制情報というようなものがございまして。そういった情報管理、あるいは市町村の伝達、連絡につきましては、従前と比べていろんなシステムができておりまして、職員個々のパソコンを見ればその管理ができるというような、IT化の進展というのが一つございまして。そういった意味でそういったものも掲げております。

それから、臨機応変な対応と申しますのは、例えば、台風の当日に待機班がやる仕事の一つに、管理道路の例えば落石とか冠水による通行規制、こういった場合に、通常、業務委託しております巡回パトロール班に電話連絡しまして、規制をしてもらったりしておりますけど、場合によっては職員が直接駆けつけると。そういった意味で出張所にもそういう待機班を残しまして、場合によっては本所の人員も動員しながら、的確な臨機応変な対応というようなものをしっかり体制をとっていきたいということで御説明をしております。以上です。

○黒木委員 宮崎県とか熊本県、鹿児島県は特に自然災害が多い地帯です。去年は台風の上陸がなかったですから、台風の災害を忘れかけたころかなというような気がするんですけども、宮崎県というのは特別、台風が多いところでもありますし、県土を守るためには、逆に出先を充実していくという考え方のほうが必要ではないかと私は思うんですけど、このことについてはどのようにお考えですか。

○成合管理課長 人員配置の問題でございますけれども、行政改革の中で、県土整備部でも、数年前あるいは10年前と比べますと職員数が減少しております。行政改革の一環ということもございまして、今回の再編につきましては、重複するポストを主に減らすということでございまして、そういった面で必要な部署には本庁、出先に限らず、限られた人材を的確に配置していくということで御理解いただきたいと存じます。

○徳重委員 先ほどからお話を聞いておるところ、野辺委員からもおっしゃいました。串間土木、高岡土木、高鍋土木、それぞれ道路の改良率その他、土木行政に関する事業量が減っているわけじゃなくて、まだまだおこなっている、進めなきゃならないということは明白であります。そこで、今、管理課長がおっしゃいましたが、総務担当あるいは管理担当、これを一緒にまとめることはいたし方のないことかなと思うわけですが、工務関係、工務課というような形で道路担当、河川、砂防、港湾、ダム、そういった直接業務に当たるこの人員を減らすと、現状維持すらできなくなるんじゃないかと思ったり、きょうも視察をしたということでも、技術職員が十分配置されていないんじゃないか、あるいは十分な検討がされていないん

じゃないかということもあつたわけですが、そういったことを考えると、この職員数は最低確保しなければならないと考えていますが、それは確保できるということでしょうか。

○成合管理課長 委員の御指摘のとおり、非常に限られた人材の中でございまして、私も現場におりまして、土木事務所の中でも、例えば維持管理とか管理係とか保全係、これが非常に忙しくなっております。行政ニーズの多様化というような問題と、それから、改良が進んだ後の維持管理、これについては非常に要望が強くなっているという面がありまして、事務所間あるいは担当間でも業務量の違いとかいろいろあると思います。そういった問題もございまして、委員の御意見を踏まえて、そういう必要な部署、必要な担当にはしっかりと配置ができるように、関係部局とも協議しながら努めてまいりたいと考えます。

○徳重委員 そこを明確に、何人減らすという数字的なものばかり言われても、どこをどうして減らしていくのかなと非常に心配なんです。我々は直接的なことじゃないんだけど、そのことを心配しますし、例えば用地担当にしてもそうですが、これは大変時間のかかること、そしてまた地元にはいなければ、夜遅くまで交渉をしなければならぬというようなことも多々あるわけですね。そうすると、やはり地元の土木事務所、地元の市町村と一緒に行動をしなければならぬ。おこなっている地域だと考えると、ちゃんとした人員配置は絶対必要だと。最低、現状維持はやっていかなければ、おこなっている我が宮崎県の道路行政が安定した、安全・安心を県民に与えることはできないと思うわけで、この数を明確に示されることが必要じゃないかなと思ったりしますが、いかがですか。

○成合管理課長 数につきましては、現段階では、先ほど申し上げたような重複するポストを中心に削減、人的財源が出てくるというふうに考えておりますけど、中身的には、技術職よりも事務職のほうの削減のほうが大きくなるのかなというふうに思っております。技術職のほうもかなりこれまで削減を進めてきておりまして、そういった意味で、今回提案しております事務所の再編という、限られた人材を有効に活用するというようなことから、事務所の規模を小規模から中規模、大規模というふうに大きくして、人材の活用・確保を図っていくというのが、行財政改革を踏まえつつ、委員の御指摘のようないろんな行政需要、要望にこたえていく一つの何といいますか、今回の再編によって十分その辺を踏まえた人員配置をやりたいというふうに考えております。

○徳重委員 最後にしますが、地元としてはどうしても残してほしいという願望はあると思うんです。大きなところに吸収されるような形になっていくわけですね。串間と日南は日南のほうに、あるいは高鍋と西都は児湯という形になっていくわけで、中心に全部持っていかれるとなると、どうしても遠隔地にあってはなかなか目が届かないということもありますので、この数を見ても10人前後の削減ということになると、メリット・デメリットを考えるとメリットの部分は少ないんじゃないかと。ここに書いてあるような効果というのはなかなか目に見えて出てこない。どういう形で効果が出てくるのかな。逆効果は出ても、メリットの部分が非常に少ないんじゃないかというような気がしてなりませんので、もう少し我々にわかりやすい数を示したり、あるいは絶対にこういう状況の中で地元には迷惑はかからないんだ、よりよい

結果が出るんだというのが見えないと、なかなか理解しがたいところでありまして。以上申し上げておきます。

○太田委員 3つほどあるんですが、今度新設される技術調整課というのは課長さんもおるわけですが、大体どのくらいの人数を想定されてますか。それぞれの事務所で違おうだろうと思うんですが、係員とかも含めるとどのくらいの規模になるというような感じですか。

○成合管理課長 技術調整課でございますけど、課長と担当リーダー、担当という配置を基本的には考えておりまして、技術調整課長は、技術担当の次長が兼務というようなことで考えております。それから担当リーダーが1名、担当者が2名程度、合計、兼務を除けば3名の配置ということになります。

○太田委員 総務部のほうも来られるということになっておりますから、関連があるかもしれませんが、きょうの視察でもいろいろクレームがついたりとかで、その対応に職員の方も苦労されているような話もありましたが、出先の方等で心の病といいますか、また不幸なこともあるわけですが、そういったことは今、どんな状況なんでしょうか。

○成合管理課長 県庁全体的あるいは県土整備部でも同じような現象だと思っておりますけれども、いろんな原因はあろうかと思っておりますけど、委員のおっしゃいました心の病、精神疾患による病休者というのが、人数、割合ともにふえている状況にはございますけれども、年度によって休みのとり方とか休職になられる方あるいは病休でとまる方とか、いろいろいらっしゃいまして、人数的には一定の法則はございませんけど、総体的に言えるのは、やはり職員にかかるストレスとか、あるいは行政ニーズの複雑多様

化とか、そういったものに伴ってふえる傾向にあるというのは事実ではないかというふうに考えております。

○太田委員 数は出ますか。

○宮原委員長 ここでお諮りいたしますが、12時が過ぎそうですので、12時15分までは延長できると思いますが、そういうことで15分延長ということによろしいですか。

○坂口委員 今言われたように総務部がないと話にならないんですよ。だから、午後は総務部を……。

○宮原委員長 そうしたら、総務部が入った段階からスタートということによろしいですか。では、ここだけ答えてもらいましょうか。

○成合管理課長 傷病休暇取得者で申し上げますと、20年度の全体の傷病休暇取得者が県土整備部で16名でございます。うち精神疾患に起因する者は10名でございます。

○太田委員 また総務部が来たときにも聞かざるを得ないと思いますので、ひとつその辺がわかるように……。私どもも基本的にはそういう方が出ないようにという思いからでありますので、整理をされるところは整理しておっていただきたいと思います。

○成合管理課長 先ほど16名の10名と申し上げましたけど、これは傷病休暇で30日以上取得者ということでございます。30日以上取得者が16名、うち精神疾患等による者が10名ということでございます。

○星原委員 今回、これが統合されたときには、技術調整課なるものを設けるようにしていますよね。ほかの事務所はこれと同じようなことで技術調整課なるものが、そういう関係ない都城とか日向とか、そういったところをつくるんですか。

○成合管理課長 技術調整課は全土木事務所に新設するというので考えております。

○星原委員 それだけです。

○宮原委員長 よろしいですか。それでは、総務部を入れて1時再開ということにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時2分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

総務部の皆さんにもおいでいただきましたので、議案第2号についての質疑を続けさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○太田委員 午前中は県土整備部のほうでの質疑をさせてもらいましたけど、総務部のほうとの関連もあるものですから来ていただいたことになっているんだと思いますが、質疑としては、気になるのが、こういう形をとった場合、私ども、午前中、現場視察をして、いろいろクレームがついたり等で職員の方々が以前に増して精神的な負担があるんじゃないかなという感じがいたしました。午前中聞いたところでは、心の病を持っておられる方が何人かいらっしゃるということですが、この辺の事情については、総務部のほうでは、県土整備部あたりでの技術を持っている方々のいろんな心の負担等についての現状認識はどういうふうに把握しておられますか。

○四本人事課長 特に県土整備部についてはこうだとかということではございませんが、最近において職員の精神疾患というのは、人数、割合ともにふえておりまして、その原因としては、行政ニーズが複雑多様化しておりますこと

に伴って、職員にかかるストレスがふえているのは事実であろうかと思っております。

○坂口委員 申しわけないけど、もうちょっと詳しく、せめてこの10年間はどうか、人数あたりを教えてください。

○四本人事課長 数字で申し上げますと、知事部局全体で精神疾患によって傷病休暇をとった人数ですけれども、16年度が28、17年度が31、18年度が37、19年度が27、20年度が30ということでございます。

○太田委員 これは知事部局と言われましたね。全体ですね。

○四本人事課長 知事部局全体でございます。

○太田委員 傾向としては、トレンドとしては増加傾向にある数字と見ていいと思うんですね。これは、長期休暇なりをとられた方々であろうと思いますが、中には精神的に仕事をしながらも不安定であるとか、「うつ」とか、そういった一つの底辺にはあるのではないかなという気がするんです。その辺はどうでしょうか。

○四本人事課長 私どものほうに報告がありますのは、一つには、傷病休暇をとるという申請の段階、あるいはそれが進んで休職になるという段階で把握をしていますので、必ずしもまだそこまでに至っていないというのについて、その全体を把握しておるわけではございませんが、個々にそういう報告といいたいでしょうか、情報があつた場合には、それぞれ職場において適切に対処するようにお願いをしておるところであります。

○太田委員 普通の事務職でもケースワーカーとかかなり精神的な負担があつたりするので、私はその分野しか余り知らないんですが、土木とかそういった技術職の方等は、自分がつくったもの等についての物すごい責任を感じて、そ

してそれにもし瑕疵があれば、いろんなクレームがついたりしたときに、その対応はその職員だけに任せるんじゃないくて、組織的な対応として受けとめていくべきなんだろうけれども、どうも今の組織体制の中では、担当者個人が責められていくことがあるのかなと、きょう、現場視察をして新たに感じたところなんですけど、いわゆる技術を持っている職の方の独特な精神的な負担がある現場ではないかなという気もいたしましたけど、その辺の配慮といいますか、とらえ方は何かしておられますか。

○四本人事課長 一般的に申し上げて、当然、それぞれの個々の職員にそれぞれ役割があり責任もあるわけでありまして、あくまで組織としての仕事でございますので、個々の職員が悩みを抱えておれば、その上におる人間がそれに早く気づいて、早い段階でそういうことがなくなるようにするというのが当然の話でありまして、それが必ずしも100%うまくいっていないということかもしれませんけれども、基本的にはそういうことではないかというふうに思っております。

○太田委員 技術職の方々の独特なストレスがたまるといいますか、自分を責めていくというような、何かそういう傾向のものがあるとするならば、そういう対応というのはしていかないかなんかと思っておりますが、例えば、余り聞きたくもないことですが、みずから命を絶たれた方とかいう方なんかもいらっしゃるのでしょうか。

○四本人事課長 20年度におきまして2名の職員が自殺をしております。

○太田委員 それ以前にもそういう傾向はありますか。数値的なものは出せますか。

○四本人事課長 14年度からの数字が手元にご

ございますが、14年、15年がそれぞれ2名、16年、17年がゼロ、18年が1名、19年、20年がそれぞれ2名でございます。

○太田委員 本当に申しわけない質問になるような内容ではあるんですが、不幸な結果ですので、やっぱりそういった方々がいらっしゃるといことは、本当に十全な対応といえますか、いろんな問題、心の負担を軽減してあげるような対応というのは、当然されていくべきだろうと思うんですね。特に、建設現場というか、土木、そういったところでの職員の方々の、以前にはない精神的な負担を感じるようなものがじわりじわりと出てきているのではないかなという感じもして、その辺は総務部としても、職員の健康管理ということもありますし、組織体制をどうしていくかということについては、そういう不幸なことが起こらない形を常に考えた上での組織の変更を考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。いいです。後でまた議論になるかもしれませんので。

○坂口委員 今の質疑に対しての説明がそれで精いっぱいの説明だったらちょっと情けないなと思うんですけど、もうちょっと情報を持っているんじゃないですか。例えば、厚労省か、20年12月だったか、全国318の自治体にアンケートをやっています。76万322人を対象にアンケートをやって、その中の7,823人が長期療養中、うち43%が心の病ということ、そういうのを全国やったわけですよ。だから、その網に引っかかっているでしょう。そのときにカウンセリングを受けている人間が何人か、引き続きカウンセリングが必要な人間が何人か、薬の服用が必要な人間が何人か、綿密に厚労省がやったでしょう。そのときの網に引っかかって、もっと情報を持っているんじゃないですか。そういう

ことをやっていないんですか。

それからもう一つ、命を失ったということを本当に聞きたくもないぐらい残念なことだと言われたけど、その中で共通点までわかっているでしょうが、人事方は。亡くなった方がどういう共通点を持っているかというのを。それ以上はこの場では言わないけど、そういう深刻な状況だということをお答えくださいよ。我々は現場を見て、時間を延ばして、他の委員会にお待ちいただいてやっているんですよ。

○四本人事課長 委員のおっしゃる厚労省の調査につきましては、手元にございませんで、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○坂口委員 今のは間違いない。厚労省の調査で318の自治体に、最近、そういったストレスによっても、このままでいいのかということ非常に深刻にとらえて、問い合わせをやったときに、76万322人の答えが返ってきたんですよ。その中の1.03%、7,823人、これが療養中、長期休暇というか、病氣療養休暇というか、その中の43%は心の病。10年前の4倍。すごく深刻な状況だということで、カウンセリングが必要なものがどれぐらいいるのか。どういったことをやっているのか。それから、職場にあえて出ているけれども、それはなぜ出れているのか。周りに迷惑をかけていないのか。国はこのままでいいのかということ非常に深刻にとらえているんですよ。その網に引っかかっているいろんな情報を県は持っているはずですよ。持っていなかったら情けない話です。

部長のマニフェストも見せてもらったけど、そういうことを一つも触れていない。きょう、行ったのも、技術力が足りない、人が足りないというのは歴然としたでしょう。マニフェストの中に何で職員の技術力を高めるとか、行財政

改革大綱2007を言うんなら、上司がそういったところに目が行き届くような部下の育成までやっていく、ケアをやっていく、そのことを大綱にうたっているんですよ。大綱の中のたった一つ、土木事務所をくっつけて人を減らそうかと。それだけをなぜ、こんなに急ぐんですか。総務部長、西臼杵の支庁はどうだったですか。これを見ていくと、本庁、出先の役割分担について、情報通信網、交通網の進展に伴って全体を見直そうとやっているけど、じゃ、西臼杵支庁がなぜ、あのまま残っているんですか。知事の本会議の答弁は、総合庁舎は問題ありということだったですよ。答え方が余りいいかげんじゃないですか。もっと親切に教えてください。

○桑山行政経営課長 西臼杵支庁の件につきまして、お答えさせていただきたいと……。

○坂口委員 いいです。後でこれは詳しく聞いていくから。

今のまず2つ、再度質疑する。なぜ、このマニフェストにうたっていないのかと。技術力の向上とか、そういった深刻な問題にどう対応するのか、県土整備部長のマニフェストをまず言ってください。

それから課長には、もうちょっと情報を持っているんじゃないかと。今、職員がどれだけ深刻な状況に追い込まれているか。この大難関を突破してきて、夢を持って県民のために一生懸命頑張ろうと、どこのどなたより宮崎県のことを全体的に一番知っているのは県の職員ですよ。その人らがストレスで病気に追い込まれて、命を絶つところまで行っているのをどうとらえているのかというのを聞いているんですよ。だれよりも県庁の職員は県全体のことは幅広く深く知っていると思うんです。僕らより

知っていると思うんです。その人たちを追い込んでいる実態をどうとらえるのかということは今、言っているんですよ。

○宮原委員長 人事課長に申し上げますが、今、坂口委員から言われた部分の資料がどなたか持っていらっしゃれば、それをお出しいただきたいと思います。

○山田県土整備部長 部長マニフェストについてでありますけれども、これは私自身の1年間取り組むべき目標ということで作成をさせていただいております。これは、私だけではなくて、組織全体の使命、当部におきましては、社会基盤の整備充実という大きなことがございますけれども、そういったことを中心に、組織全体で共有化する目標という視点でマニフェストを作成いたしております。御指摘の技術職員の技術力向上とか、そういったことについては、内部的な取り組みというのは当然やっていく必要があると考えております。県民の多様なニーズにこたえながら、工事の円滑、そして適正な施工、品質の確保、きょう、現場を見ていただきまして、私も問題を認識しております。そういったことのないように、やはり県民の皆さんによいものを提供していくという姿勢で、発注者側の技術職員の技術力、資質の向上というのは必要不可欠というふうに考えております。しかも、団塊の世代が、私も含めまして大量退職していくということで、私自身も非常に危機感を持っております。やはり技術レベルをいかに維持向上させるかということは大変な課題だというふうに思っております。

そういった中で、建設技術センターでの職員研修、V E研修も最近やっておりますけれども、そういったものとか、ワンデーレスポンス、これもいろいろ御意見あるかと思います

けれども、私としては、現場の職員が早く答えを返すということが基本でありますけれども、一人で悩むなど、一人で抱え込むんじゃないで、組織で対応していくと。何か現場なりから答えられないものがあれば担当リーダーに上げる、そして担当課長に上げる、そういう組織的に対応する仕組みづくり、ワンデーレスポンスがその第一歩じゃないかなと思っておりますので、こういったこともきちっと取り組んでいきたいと思っておりますし、工事検査専門員あるいは施工体制監視員、そして、ことし、OBを活用した再任用職員を採用いたしましたけれども、そういった人材による助言、指導とか、そういったことで若手職員の技術力、質を高めていく、そういった取り組みをやりたいというふうに考えております。今後とも、技術の継承、維持向上には十分職員一丸となって取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

○坂口委員 例えばワンレスもきのう言ったように、帳じり合わせでしょう。言っている数字は全然違うでしょう。実際やっていましたか。平成19年が70何カ所、20年が150カ所とか百何カ所かと言いましたよ。ODSC表だってそれだけ出ていないでしょう。あれが上がってきたからって、その現場がワンレスだったということにはならないわけですよ。アンケート調査では50何社じゃなかったですか。それがワンレス。辛うじて対応した分で、本県のワンレスはワンレスではないですよ。現場で問題が起こったら、その日のうちにその現場で対応できることを持ち帰ったり、あるいはその日に返事できることを何日か後に返事しますというその返事をやったりで、本物のワンレスじゃない。技術的レベルはそこ。それができないような人

不足が起こっているということをまず認識してもらわなきゃいけないと。

じゃ、お聞きしますけど、行政改革大綱というのは本県では昭和60年、1985年に第1次をつくって、5年度ごとに4回やってきているんです、20年。そして第6次をつくってスタートして1年目に、さらに財政状況が苦しいということで、知事がかわったりの公約の関係で、一般競争入札の導入とか、いろんな公共事業の見直しで200億円浮かしましょうと。福祉に100億回しましょうと。単年度350億節減しましょうと。そのために2007を1年後につくってスタートしたけど、これもちんがらですよ。だから、そんないいかげんな約束事で、2007の重要性はどこにあるのかと言っているんです。実行できましたか。2006を1年で見直したんですよ。社会情勢が変わったから、よりシビアなものやっっていくんだ、その中で本庁と出先を見直そうとか、組織全体を見直そうとか、多様化するニーズにこたえようとか……。多様化するニーズはクレームでもあるんですよ。命を追い込んでいないですか。上司に部下の指導・育成の重要性を再認識させる必要があるということも2007で気づいているじゃないですか。そういうことがふえてきたから大変だということに気づいてうたったんです。マニフェストにも出てこないというのは情けないですよ。両方が共通認識するならそれをやらなきゃだめじゃないですか。まして、そういう立場にある課長だ、次長だ、それをなくして行って、担当ばかりを置いておくというんですよ、最前線に。守れますか。話がぼんぼん飛んでしまうけど。

そこで、大綱2007に沿ってなぜ、この3つの地区がここに上がってきたのか、その経緯を総務部長に、西臼杵の総合庁舎はどうやったの

か、井上委員から午前中出たけど、宮崎土木、これは仕事が違うと言ったって、決裁を向こうに渡さなきゃいいじゃないですか。決裁は本課がやる方法、そういうのを総合的に考えましたか。考えたなら、その協議過程を今、教えてください。そして、なぜのらなかつたのか。

○山下総務部長 坂口委員御指摘のように、行政改革大綱というのは数次にわたってやってまいりました。その都度、明示はしないまでも、いわゆる行政機関の簡素な組織を目指すということと効率的な人員配置ということは、少なくとも大義としてはすべてうたってあったと思います。まさにそれが行政改革だと思っておりますので、そういう意味で、今触れた2007については、それを明示したということではございますが、土木事務所の再編というのは、松形知事時代から、基本的には課題だったと思います。そういった中で、例えば保健所の統廃合とか、あるいは農業改良普及センターの統廃合とか、そういったところをやってきた中で、ある意味これは残った大きな課題だったということでございます。そういう中に今回、こういうお願いをしているものでございます。

○坂口委員 西臼杵は全然答えがない。西臼杵は今、普及センターの中で90名ぐらいの体制でしょう。そのほかに保健所、教育事務所、いろいろあるわけでしょう。これはテーブルにのせるときに外れた理由は何なんですか。あそこは人口2万3,000人、面積680、1時間圏構想、ふるさと林道・農道、集中投資をやったところで、延岡まで物すごく便利のよくなったところですよ。諸塚から日向の庁舎まで何時間かかりますか。西米良はどれだけかかりますか。高千穂はどれぐらいで行けますか。

例えば、我々は定数見直しをやった。これは

総合的な社会資本の整備がおくれている過疎地への配慮、一票の格差の限界、有権者数、そういったものを総合的に考えて、行政に言いかければタックスペイヤー、それから社会資本整備、利便性、安全性、そういったものを総合的に考えたのと一緒にですよ。その結果、西臼杵は定数1になったんです、議会の感覚ではですよ。児湯郡は3です。串間は1です。なぜ総合庁舎があって、串間に10人、20人体制しか残さないんですか。議会の感覚からすれば、それが均衡ある配置ですよ。なぜ、西臼杵に手をつけないのか。我々はワンストップのためには、諸塚からは日向まで出ていかんとワンストップできないですよ、駐在所がいてくれたって何したって。長くなるといけないから、説明してください。どういう協議をやったか。

○桑山行政経営課長 西臼杵支庁の件でございますが、昭和25年に支庁という形で設置されておりますが、現在は総務事務の集中化によりまして、総務課があるほかに、福祉課、農政水産課、農業普及課、これは普及センターの統合に伴うものです。このほか林務とか土木の各課がありますけれども、それぞれ支庁内に一定の業務量、それぞれにとって行政需要違いますけれども、それが存在し、かつ、最寄りの延岡地域の出先機関から仮に職員が行くとした場合、1時間かかるということ。さらにそこから職員は現場に行きますから、往復2時間から3時間以上かかるということになります。そういったことで、業務効率の問題があります。それと、当然のことながら住民サービスの点、職員のいろいろ負担の問題、メンタルヘルスのこととか出ておりますが、当然、長時間職員が運転等すれば職員の負担も考えなければいけないと思います。そういった事情から、やはり現地にそうい

う職場を置くという判断をしているところであり
ます。

ただ、その組織、総合事務所というお話があ
りましたけれども、支庁の場合は、福祉課の場
合、そこにいる職員の数は8名でございます。
それを単体で置くとすれば、要は事務所と言
うのか、駐在と言うべきなのか、非常に小さい組
織となっております。そういったものが一つに
集まって、かつ、総務課というところで総務事
務、庶務関係、集中化することによって73名、
プラス普及センター関係で13名ふえて86名の職
員。コンパクトな形で総合事務所化をすること
によって、むしろ、効率化が我々として図られ
ているものと思っております。例えば、東白杵
とか宮崎地区で総合事務所化をしますと、300と
か400とかいう職員を束ねると非常に大きな
組織になりますので、大きくなり過ぎるデメ
リット、そういったことがあるわけございま
す。

それから、支庁に関する行革につきまして
は、組織に限ったものではないと思ってお
ります。我々としては、適正な職員配置には努めて
おりまして、具体的な数について申し上げます
と、昭和50年に122名おりました職員が、これは
普及センターを除いた数字です。これが現在、
平成21年で73名ということで49名の減、率にし
て4割の減を図っております。これを平成元年
と比較しましても、25名、25%の減というこ
とで職員数の配置では行革と申しますか、適正配
置には努めているところでございます。

○坂口委員 職員が出向く話をされたけれど
も、地区の住民の移動時間として考えてみない
ですか。そこに置くのならほかのところも置く
べきじゃないかと。西白杵に90人なら、担当以
下でもいいじゃないかと、それが公平感じゃな

いかということを行っているんです。行政の都
合で300人なら300人でもいいんです、東白杵に
も置いてくればですよ。通勤に1時間半かか
るからと。それは職員の立場で、椎葉、諸塚、
あるいは西米良から高鍋まで出てくる人の身にな
ってみないですか。それを聞いているんです
よ。タックスペイヤーに対しての責任と公平性
ですよ。

○桑山行政経営課長 おっしゃる諸塚、椎葉地
域なり、西米良もでしょうか、農政・林務関
係、土木関係におきまして、駐在所というのを
以前から設置しております。そこには一定の行
政に対する需要があります。それについては、
例えば、日向あるいは児湯地区から職員が出向く
よりも、やっぱり現場で職員が働くほうが住民
サービスにもプラスになるだろう、そういう判
断もありまして、駐在を継続しているという状
況がございます。

○坂口委員 そこに責任者がいるのといないの
とでは決裁権から何から全然違うじゃないです
か。それから職員を守る、守れない、そうい
うものをちゃんと詰めてきてから西白杵はこう
いう事情で残すというのか、そういうことに2007
の中で検討の対象になったのか、どう改善した
のかというのが触れられていないですよ。それ
の納得いく説明が欲しいというのが1つです。

それからもう一つ、今、人事課長のほうに話
したその延長線上になるけれども、あなた方は
人を減らしてコストの縮減、合理化を図ったと
言うけれども、人を減らしたときに残業時間は
どうなっていますか。

それと、県土整備部に聞きますけど、総合評
価制度を導入したときからこっちの残業時間、
それから一般競争入札をやり始めてからこちら

の目に見えない予算、例えば推進機構の委託料、それからクレーム処理に対しての職員の労務費というか時間というか、現場に出ていく時間が少なくなったこととのプラス・マイナス、こんなものをトータルすると、見えないコストというのがどうなっていますか。

○成合管理課長 委員の御質問の時間外勤務手当の関係でございますが……。

○坂口委員 手当じゃなくて実際働かせた時間、財政課が持っている給与を払った分じゃなくて。

○成合管理課長 今、手元のデータで時間外勤務手当、時間数を所属ごとに実績を出しております、トータルで申し上げますと、17年、18年が時間外のピークでございました。と申しますのは、御案内のように、17年に大きな台風災害がございまして、このときは土木事務所総員で災害復旧に当たったと。非常に大きな繰り越しも出まして……。

○坂口委員 それはいいです。それは突発的なことだから。

○成合管理課長 19年、20年の時間外数を見ますと、若干、全体数としては減っております。これは、いろんな災害の発生とか……。

○坂口委員 そういう突発的なものじゃなくて、制度を見直したことによって、例えば砂防課とかダム管理、これは変わらないですよ。だから、総合評価制度を入れたときの道路建設とか道路保全とか、特に舗装をやったときのその月の残業時間の突出とか、これはメンタル面を聞いているんです。それだけ働かせなきゃどうしようもなくなっているでしょうということを。

○成合管理課長 全体的な時間外数の関係はそうでございますけれども、各土木事務所とか各

所属、あるいは各職員別に状況を聞いてみますと、事務所によっては非常に忙しい事務所、あるいは職員によっては、委員御指摘のような、今回の入札制度による内勤的な事業審査、そういったものがふえている職員とか、さまざまございまして、トータル的には時間外数削減ということで減らしておりますけれども、委員の御指摘のような特定の職員に業務が集中するというようなことも見られるところでございます。そういった意味で、所属全体、組織的に業務の平準化を図っていくということが課題であろうかというふうに考えております。

○坂口委員 そうということが可能ですか。役割が違うのに平準化を図るなんて、それができないからふえてきたわけでしょう。土日、朝まで、有給休暇、今、三六協定はどうなっているんですか。あれは今はもうないんですか。そんなものはるか3倍ぐらい吹っ飛んでいますよ。聞いてみないですか。僕は、すべてじゃない、2つは聞けなかったけど、ずっと聞きました。残業は大概のものですよ。そんな中で横のお世話ができるものですか。自分の責任を持たなきゃならない仕事を連携してやれるものですか。担当があるでしょう。そんな絵にかいたようなことを言っていないで、これにどう対応するんだということで……。もういいです。

例えば、部長はこれからの県民ニーズにこたえるためにVEにも取り組みます、ワンレスにも取り組みます、総合評価にも取り組みますと言ったでしょう。今までの説明の中では、その中で手が足りないから総合評価の事前審査制を簡素化します、企業の技術と技術者の技術力と、これを一遍やって、証明書を渡して、あなたの点数は何点ですよと、ここまではいいですよ。地域貢献度、これも一回の伝票で、この

証明書を持ってください、あなたのところの点数は自動的に決まりますよと言ったけど、社会貢献度というものなんかをそんなことをやっていいんですか、一方ではコンプライアンスと言いながら。これは常に変わるでしょう。だから、いいかげんなごまかしで、やりくりでしかできない状況にあるということは、部長なりが一番御存じのはずです。限界を超している、人不足、技術不足、技術の低下、これらはどうしようもないところに来ているということを僕は部長は感じられていると思うんですけど、そこらは感じられませんか。本当に責任を持てると思っっていますか。先ほどの災害の現場視察でも……。

○山田県土整備部長 委員御指摘のとおり、入札制度改革、一般競争でスタートしておりますけれども、価格のみの競争では、品質の確保の観点からも、このまま突っ走るわけにはいかんという思いで、品確法もできましたし、やはり総合評価、価格と価格以外の技術力等の、これは地域貢献も含めまして、総合的に評価をして、技術力の向上を一生懸命やっている業者さん、あるいは地域で災害でも一生懸命献身的にやってもらっている業者さん、こういった業者さんが伸びていけるような、そういう仕組みづくりが必要だと思っているんです。私は、それが100点満点とは思っていません。ただ、現段階のいろんな仕組みづくりの中で総合評価を試行しながら、そして検証をしながら、いろんな御意見を伺いながら、必要な見直しをやっていきながら充実したものに持っていきたいと、そういう思いでございます。

○坂口委員 精神論と現実とは違っているんですね。今言われたように、総合評価でやりたいということで、少しでもそういうものを反映し

ていい業者にいいものをつくらせてということで県民サービスを図る……。去年1年間で総合評価で価格が逆転した合計が四千数百万だったですね。だから、通常のやり方でやれば四千数百万安くで同じものが確保できましたよ、ただ品質がいい、社会貢献をやっているということが中に入っているから高いけど、皆さんのためですよということで、あえて高い人と契約しましたと。その中の一つがきょう見た離岸堤でしょう。1カ月で壊れてしまったでしょう。県民に責任が持てるのかというのを一つ言いたいと。

それから、社会貢献を評価して有利な入札契約を結ぼうということでいろいろやられているけど、きのう、損害賠償がなぜ毎年こう起こるんだ、穴ぼこがなぜあるんだ、石にぶつかるんだ、木が倒れてくるんだ、そんなのを何で……。保険をかけているからいいんだという説明みたいだったけど、そうじゃないですよ。道路パトロールを評価しているでしょう。その人たちが道路巡視をしているわけでしょう。そこで事故が起こっても保険から出さざるを得ない。そこに、おまえは責任を果たせなかったから金を出せと、法的にそういう契約はできないでしょう。これはやはり県が責任を持って、県が道路は監視すべきですよ。必要な指示を業者に出して契約をして、そういった安全性を確保すべきです。それも人がいないから道路パトロールで金も出さずに、総合評価のときに点数をやるからだれかやらんかと。私がやります、契約が有利ですものねと。そんな小手先でしか乗り切れてない。きのうの損害賠償だって、毎年毎年出てくるんですよ。道路パトロールでそんなぐあいによく契約している可能性があるんですよ。本当はこの人がやれば安いけど、あな

たは道路パトロールをやって3点評価点をも
らっていて勝ったわなど。だって、100点満点の
とき1点評価値が上がれば、1億の物件で90万
か違うでしょう。

そんなことをやっているんだから、納税者に
責任を持つような発注体制を組めるのかという
ことを言っているんです。組めないと思って僕
はきょう、現場を見ていただいたんです。あの
道路だってそうでしょう。ボックスカルバート
が横にずれていたら、あの上にもまだ舗装をし
たり、車が通って重量がかかったらどうなるん
ですか。あそこがもっと開いて落ちたらどうなる
んですか。道路陥没じゃないですか。災害時の
支援道路でしょう。下にはピート層があると言
ったじゃないですか。液状化で道路が陥没し
たらどうするんですか。そんなものを気づくだ
けの人手もありませんということでしょう。将
来に責任を持てるのかと言っているんです。

例えば、過去5年間の未満災、調べてもらい
ました。未満災というのは、総務部長も知って
いるように、物をつくる、1年以内に壊れてし
まったもののこと、61件で再復旧するのに23億
円です。再度災害、1年以上もって壊れたもの
が10件だったか、これは金額的にはしれていま
した。7,000~8,000万だったかな。1年以内
で23億、5年間で壊れたということは4億幾
ら、また新たな税金が行っているんですよ。1
億の人件費を減らして、この4億をみすみす捨
てるよりも、4億の中の25%確保すれば「う
つ」も出ないかもわからん。もっと責任持った
ものをつくれるかもわからん。ましてや、高い
人と契約してその責任が果たせるかもわから
ん。総合評価導入なんて、僕は前の委員会で、
今の県の技術力ではちゃんちゃらおかしいと
言ったですね。僕は今でもそう思っています。

そして、原則、事前審査制なんですよ。その
工事ごとに審査して、能力を審査して、その人
と契約しろというのが建設業法の求めるところ
なんです。コンプライアンス、コンプライア
ンスと言って、僕らがちょっと物を頼みに行く
ときは、これは口ききでやられんかなと思いな
がら行かにならんぐらい神経を使わせておっ
て、一方ではコンプライアンス、全然守りもせ
んようなことを平気でやっておって、部長、本
当に将来、責任持てますか。責任を持てると言
うなら僕はこれに同意します。そのかわり責任
を持っていただきますよ。

そして、もう一つ総務部長に考えてほしいの
は、だれがまず3地区をのせて、どちらを本所
と、これは僕が高鍋だから言うんじゃないです
よ。これまでたびたび、例えば2007にかわる閣
議決定の公共工事のコスト縮減に関する推進プ
ログラム、この中で5年間で30%落としてき
た。それでもなおかつ、2020年には維持管理費
だけで公共事業費は目いっぱいになって、新規
の投資はできませんと。下手すりゃ更新する大
型施設の更新費もありませんと。だから、ア
セットマネジメントをやりましょうといったよ
うなことになったわけでしょう。あくまでも、
これから事務所を残していくところは、道路の
整備率がどうのとか、道路整備を100%やるん
ですか。海岸三法はどう変わりましたか。県が責
任を持たにならん部分の整備計画とか保全計
画も組みなさいということになったでしょう。
進捗率は0%でしょう。維持補修のためにはど
こが今度はメインになっていくんですか。社会
資本をいっぱい持っているところですよ。B/C
一つ見たって、これから100%県の道路を整備
できる保証はあるんですか。だから、トータル
的に考えていない再編だから、こんなものは出直

してこいと言うんですよ。両方考え方をここで教えてほしい。どれぐらい真剣にこのことに取り組んだのか。

○桑山行政経営課長 行革大綱2007に具体的な地域が盛り込まれている件についてでありますけれども、これにつきましては、それぞれの土木事務所の管内の面積、人口とか、道路・河川の延長、あるいは今後の事業量の見込み、組織体制等総合的に検討しまして、また、県の出先機関がおおむね7地域、あるいは東白杵を2つに分けますと8地域になりましようか、そういう出先機関の集約の状況等、総合的に勘案しまして、県土整備部、総務部のほうで協議をいたしまして、最終的には行政改革の本部、県の組織決定として行ったところでございます。

○坂口委員 具体的に西都と高鍋を今ので比べてみらんですか。人口だって、面積は西都が2.5倍ぐらいあるけれども、それから社会資本の状況といたって、今言ったように、今後、道路を全部やっていくんですか。そして、まだ計画も立てていない海岸なんかをどうするんですか。ましてや、松村悟郎議員の質問にも、小丸川をどうするんだと、今度は二級河川になって県の管理になるんじゃないかとかいう話も出ていましたよ。県土整備部長に聞きますけど、河川管理施設等構造令の中でも言っているじゃないですか。今の河川なんて計画水位高以下でも、水が漏れたり、それぐらいお粗末なものなんですよと。だから、河川は堤防があるから計画水位高以下の水では心配は要らないということじゃない、心配あるんですよと。しっかり防災をしていくためには、地域の人たちとの水防プラス構造でみずから守ってくださいよ、それぐらいいいかげんなんですよと。絶対的な防災施設じゃないんですということ。だからという

ことで、いろんなことを今度は基準を超した予算だってくれるということになったでしょう。もらえる。そういうものが今度、移ってくるんです。予算というのは、構造令が示す数値を大きく見た安全率を掛けた設計でもパスしますよということで、お金はたくさんじゃないんですけど、状況によってはそういう設計でも見ますよということとかありましたね。現に一ツ瀬川あたりも、堤防の下は計画水位に来なくても地区によっては水がわいてくるんです。高鍋もそうなんです。

それから、みんな気がつかないかもわからないけど、堤防は必ず幅が広がっているはずで。そういう危険な状況にあるときに、言ったように、水防と設備とで住民の命と財産を守りましょうというときに、この前、児湯の5町の首長、議長が来ましたね。こんないいかげんなことをやれば、我々は県の行政には一切協力しないと。水門の開け閉めも県がやってくれと言って帰っていったですね。それを町長が確認していますよ。だから、県とそういった連携がとれなくなったときに、本当に県は責任を持てるのかということです。部長、直接聞いていますよ。公式なこの前の要望活動の場で高鍋の町長が言ったでしょう。木城の町長は帰ってそのことを確認して、県にはもう協力しないことを通告すると。新富町長も言っていましたよ。そういうことまで本当にやって、県は県土整備部として、あるいは総務部として責任を持てるのかと。知事は協働とか言っていますよ。信頼関係とか協働とか役割分担とか、それでやれるのかということです。どう考えますか。行政経営課長、面積だ、人だと、そんなもので本所出張所か決めたと言うんでしょうけど、今言うように、高鍋と西都、どういうことで決めた

か。総合的と言うけど、将来の行政需要とか、災害のときにどうのこうの言っているけど、災害は何も職員がいる勤務時間中に来ると言うわけではないんですよ。晩、帰って一杯やっていたら地震で、それ出動だとか、おれは車に乗れない、今なら酩酊でやられる、公務員を首になると。行きませんよと言ったって、そんなことで人を守れますか。西都の公共交通機関、高鍋の公共交通機関、こういったものを総合的な判断の中で、これは地元に残せと言っているんじゃないんです。いいかげん過ぎるということ言ってるんです。そんなのはどうなるんですか。

そして、串間の話だってそうです。串間で災害が起こったときは日南からみんなで行くからより効果は大きいんですよと言うけど、日南と串間が同時に起こったらどんなにするんですか。串間はだれもいないじゃないですか。そんな帳じり合わせみたいな、小手先みたいな説明でやってくれるなど。我々は全会一致で残すべきということ去年の12月、採択しているんだということです。これを覆すだけのしっかりした説明をしなければ、こんなものは早いと。

○宮原委員長 今の意見について、両部長。

○山下総務部長 基本的には行政改革に対する考え方なんですけれども、非常に社会が収縮していくといいますか、少子高齢化とか、あるいは高齢化に伴って、特に今、宮崎県の場合にはいわゆるタックスペイヤーが少なくなってきた。次代を担う人たちも少なくなってきたという中で、行政が行政としてどれだけ責任を果たし続けられるかということをもっと考えて……。

○坂口委員 ちょっと申しわけないけど、そうじゃないんです。わからなかったかと思うけ

ど、今でも技術力と技術者が僕は足りないと思っていると。それには部長は答えないけど、ニュアンス的には恐らく同じことを感じられていると思うことを言うので、例えば、さっき未満災だけがこれだけでも出ていると。それはどうも技術の問題とか、それがまだ知りたければ、詳しく僕はそうだなというところまで、離岸堤でも道路でも話しますけど、一方で人件費を直接的に1億円節約して、見えないお金が、再任用ですか、そういった方たちとか外部委託とかで、直接人件費は減るんです。見えない部分がどんどん上がっている。それ以上に、そんなにして5年間で23億円も、未満災はそうだったですね。これは道路と河川を合わせてです。

○大田原河川課長 今、委員がおっしゃいました未満災につきまして、過去5年間なんですが、道路、河川合わせまして61件です。ただ、このうち17年と19年、17年は全県的に大きな災害がありましたので、このときに27件、それと19年につきましては、日之影とか延岡地区でやはり大きな災害がありましたので、このときに16件の合計43件が発生しておりますので、残りで行きますと18件程度、これが発生しまして、平均で行きますと、これを割りますと大体6件とか7件とか、それぐらいが平均ではないかなというふうには考えられます。61件といいますのは、若干、17災と19災の大きなのが入っていますので、見る限りでは大きいんじゃないかなというふうには考えられます。

○坂口委員 大きい、小さい、そういうことが繰り返されると。とにかく未満災というのは、構造物をつくって、つくったものが1年以内で壊れたということですよ。だから、これにはいろんな原因があろうと思います。設計以上にそこにいろんな要素がかかった、いたし方なかつ

た、想定できなかったことで壊れた。設計、はるかそれに及ばないような小さいことで壊れてしまった、こういうのは技術力が低くて人が足りなければ、起こる確率というのはだれがどう考えたって多いじゃないですかと。1億のものを1本壊せば、人件費はこれだけ減らすものを賄えるんです。しかも、壊れたことが残念じゃなくて、壊れたことは守るべきものを守れないことにつながるんです。これは金にかえられないですよ。だから、そこらまでトータル的に考えたと言うけど、これ一つとってもそうでしょう。今の未満災、61カ所と言ったですか。

それから、内転属、これだって5年間で2億3,500万。これは設計料ですよ。設計を終わった、1年以上してからまた工事をしていなかったものだから、そこが壊れて、また広い範囲の設計をつくらないかんと。それで2億3,000万余りあるんです。人がいて、ぱっぱと設計をやっけて発注できれば、構造物ができていけば、そんな余分な災害復旧費なり、あるいは余分な設計料なり要らない。物も財産も奪われないで済むということ。そんな大きな損失を出していることが何が行政改革だと言っているんです。本当の行政改革というものをまとめてもう一回納得できるものを持ってきてくれということをやっているんです。どこをとっても納得できない。帳じり合わせでしかないということをやっている。

それからもう一つ、部長、このことは一番御存じだと思うけど、例えば、人を減らすのに、ITだの、電子化だの、合理化だの、外部委託だの言っているけど、これはちゃんとした根拠があって、例えば標準歩掛りだの、適正な工期だのというものがあって、幾ら世の中が進んでも、構造物をつくるためには担当は10カ月を

半年にすることはできないんです。10カ月は10カ月かかるんです。赤ちゃんが生まれるのに10カ月かかるのと一緒で、世の中がどんなに進んでも10カ月要るんです。それを事務と同じレベルでどんどん何割カットだと言ってきたら、技術者はたまったものじゃないです。そこらを総務部長はわかるべきです。必ず日にちが要るんですよ。契約の中で要るんです。急げと言ったって、受注者はその日までは納めなくてもいい権利を持っていて、そんなものは余計な関与でできないんです、法律上。施工計画というものをお互いが納得する範囲内ですと組んでいって約束どおりやっていく。それを果たすために、さっき部長が言われたワンレスをやったりして、即指示ができるようにする。指示ができなかった、あるいは明許繰り越しが相当ありましたけど、発注者側の都合でとめたときは、本当はその現場を縮小するのにかかったお金を払って、また再度着工しなさいという指示書を出して、それにかかるお金を出して着工させなければならぬ。発注者側に原因があって、もし契約をした後の繰り越しだったらですね。そんなものを県は今まで出していないですよ。これだってちゃんと標準歩掛りの第10章にうたっているんですよ。県の契約約款にもうたっているはずですよ。県の契約約款とか財務規則、予決令丸写しと建設業法丸写しですから、必ず県の約款の中にそういうのをうたっていて、それを実行してない。黙ってサービスでやらせておいて何がコンプライアンスの徹底ですか。今後はそういうのを請求されますよ。膨大な金になりますよ。

そして、総合評価制度の中では、現場代理人の技術審査をやったときは、その工事が終わるまでそこを離すことはできないで

しょう。その代理人をこの現場の入札に連れていけばうちはチャンピオンになれたのに、県のおかげで半年工事が延びた、ここがとれなくなっただけじゃないかといったとき、裁判を起こされたら県は負けますよ。だけど、これは建設業法で絶対死なない限りはそこを動かすなどやっているんです。かえることはできないと。どうクリアするんですか、総務部長。こういうことをわかっていてやっているんですか。

○山下総務部長 人数の問題は、今回の土木事務所の再編の大きな要素なんですね。技術の問題については、私のほうから委員の意見を承って、ああ、そうかというだけの世界で、正直言いまして、しっかりやってくれというところなんですね。しっかりやってほしいと。もちろん、人数は限られている、財源が限られている中でしっかりやってほしいと。そういう意味では職員はぜひ理解をしていただきたいし、先ほどちょっと言いかけたことで、従前のような、予算も含めて、人手も含めて、そんなに公的部門でもう使えない状態になってきているといいますか、それを許されない状態になってきているという中で、特に人数は、今回の再編でスクラップした分で何とか生み出そうと。新たな需要に対応する、あるいはこれまで必要だけど、不足していた需要に対応しようというのが一つは大きな目的としてあるんです。そこはぜひ御理解をいただきたいと思います。

○坂口委員 とにかく財源が厳しくなった、だから、この中にはめ込む人数しか雇えないんだというのが前提ではないかなという気がするから言っているわけです。でも、そこに何人かははじき出したがばかりに、こんなに余計なお金が必要になってしまうんですよ、はるか何倍ものお金が必要になってしまうんですよということを言ってい

るわけです。その23億すべてがそうだとはいえません。設計の2億3,500万か9,500万かありましたよ。そういうものがすべてだとは言っていないけど、そういうものをしっかり検証しないと、県民に高い買い物をさせているんじゃないか、必要以上の負担をかけているんじゃないかと。そこを検証してこういうことをやっているんですかと。理想ではそうですよ。もっと頑張ってくれと言われるけど、頑張りようがないところ、その限界を超しているところまで行っていますよと。僕は土木は素人です。素人だけど、そこまで一生懸命勉強してわかってきました。総務部長も組織をさわるならそこまでやりますか、これだけ指摘しているのに。これは継続でそれまで待つてあげますよ。

○山下総務部長 勉強不足で申しわけないんですが、それぞれ部門が県の所管課にはございまして、それぞれの部門で基本的にはそれは責任を持っていただきたい。ただ、トータルな議論としては、私どものほうに話があれば、当然、全体の調整の中で個別の事情は詳しくお伺いして調整するというのが私の立場でございまして、そういった役割はしっかり果たしていきたいと思えますし、これまでも、力は足りないかもしれませんが、やってきたと思っております。

○坂口委員 みんなに迷惑だから長くやりたくないけど、今言われたことで、また2つ言わざるを得ない。1つは、何年前か、当時、越山土木部長と櫻井総務部長、ここらとの縄張り争いでの本会議での仲たがいを再現するけど、今の答えを聞いたら、県土整備部長に率直な、今、人は足りているか、足りないか、本当に減らされて大丈夫か、将来責任を持てるかというのを後でお聞きしたい。

きょう、我々は、離岸堤といって一ツ葉の浜の構造物を見に行きましたね。4月23日に完成したのが5月28日から29日にかけての24時間の波浪で沈没してしまったんですよ。前のも沈んでいましたね。離岸堤というのは、がっちりしたものをつくるんじゃないくて、想定しながら何ぼかは沈むということを前提でやるんです。でも、ちょっとひど過ぎたかなというのが、設計波高というのがあるんですけど、これを細島沖の測点で10メートル想定していたものが、有義波が5.5メートルと言われたですか。それよりはるか小さい波でそんなになってしまったということで、何が原因かというのをこれから探さなきゃしょうがないわけですけども、この工事では、施工した業者は経験もすごく持っていて非常に優秀な業者です。92点という点数をもらっているんです。これは最高点です。表彰状物。だから、施工自体は間違いない。設計書あるいはいろんな基準を満たすものを、しっかりそれ以上のものをつくってくれたということですね。でも、1カ月ぐらいで、そんな小さいことでやられてしまった現実があるわけです。いろんな問題が出てくるでしょうけど、見てみたら、昔の宮崎港をつくる時の勾配は80分の1だったですね。でも、きょうのは3.5メートルから5メートルぐらいに沈んでいって、5メートル10センチに行って5メートルに上がって、横勾配ぐらい行っていたというので、そういった勾配をどう考えていたのかなとか、それから、波高だけを考えて、周期だの波長だの考えなかったんじゃないかなとか、卓越波の方向は諸元としてとらえたんだろうかと、これからいろいろ出てくると思うんですけど。アスファルトマットの効果というものが、いかにもこれにかわるものはないぐらい言われたけど、ことごとく沈んでいることで、アスファルトマットに対しての疑問点も、そういうものをみんなが集まって検証していろいろ協議する時間もないと思うんです。

僕は単価なんかも言いましたけど、河川課長、アスファルトマットで据えつけ料と材料代を入れて平米14万から15万と言われましたか。石かごの1メートル、2メートル、3メートルの10トンかごにしたときに、据えつけが平米4万ぐらいかかるんですね。材料組み立てで14万ぐらい。それで18万ぐらい。確かに、あの現場が設計書は約3,000平米だったですよ。そうすると1,000万ぐらい高くなるけれども、石かごを捨てて、捨て石をやったら、捨て石基礎をやったときに、さっき3メートルから5メートルぐらいまで掘れているといたら、5メートルから下はかたいと思うんです。恐らくN値はすぐぼんと振れると思うんです。そこまで掘ってから捨て石にすることはできないとか、これはやっぱりVEチームを県土整備部内につくって、VEを本格的に取り組まないこんなことは気がつかないと思うんです。そうやることでどれだけ安く上がりますか。しかも、アスファルトマット神話があったから、あれは絶対沈下もしない、そして洗掘もされない、もちろん割れない、滑動もしないとなるから、それを前提条件でアスファルトマットを平気で海の中に使っているけれども、今、舗装道路はカッター切った後の水はくみ取らせて、公害対策で産廃処分しなさいでしょう。でもアスファルトが海の中ですれていたり割れたりしたときは、これは今から何十年と海の中にあるわけです。そこに出ないと限りますか。タンカー事故のときだって、オイルが何十年かかるだろうといたら、何年かでプランクトンが全部分解したじゃ

ないですか。こういった未経験のものを神話的に本当に使っていった目的は達しない。そして、真ん中が割れているでしょうとか層積みとか言ったでしょう。あれはなぜ、乱積みにして洗掘流を防ぐようにしなかったのか。層積みなら下に洗掘を防ぐための段違いの被覆をやらなかったのかとか、いっぱい検討はあるんです。

これから先が一つ言いたいんですが、層積みになっているがゆえに、真ん中があいていましたね。あれを一体の構造物にするなら、何段目かまで外して、仮置きをして、また層積みでがっちり組み合わせてこないとだめだけど、入らないから、あんな層積みの中に乱積みでつないで、しかも間があくような……。また来たらブロックは飛びますね。それしかできない。だったら、あそこを乱積みにしていたときは、しっかり一番上だけをやって、しかも、どうせ沈むものなら暫定の天端高にしておけば、次はまた沈んだ分、積んでいけばいいわけですね。災害復旧じゃなくて完成年度まで積んでいけばいいわけですよ。下が沈んで、1メートルか50センチか知らんけど、落ちつくまで。県はそういうことを考えるゆとりもないんだと思うんです。

そして、さっき言ったように、歩掛かりでも何でもぎりぎり、1円違えば失格というようなやり方でやらせているのに、次の工事をやるときは恐らく抱き合わせを層積みでやっていくんでしょうけど、玉かけなら玉かけ、あれは16トンブロックだからまだワイヤーは小さくていいけど、これが80トン、100トンブロックだったらこんなワイヤーですよ。それを標準歩掛かりの玉かけとか持ってきて据えつけ料を出しているんです。あれは1日たったって、がんがん波の動くところでようやり切らんですよ。そんなサービス向上をさせているんです。

そんなことで本当にコンプライアンスの徹底をしているということと言えるのかということ。

そして、これは部長も言われたように、感覚的に何を言っているかはわかるけれども、中身はわからんと言われる。そんなところが調整しながら、あるいは最終的な判断の責任者として、部長と人事なんかを話された日には、部下はかわいそうでたまらんですよ。さっき、櫻井部長と越山部長が本会議でぶつかって仲たがいになったのがよみがえったと言うけど、それぐらいの気持ちで守るべき部下は守るということで、実際の今の県土整備部の技術方がどれぐらい追い込まれているかをここで話してみてください。社会のニーズにこたえ切れる自信があるのかなのかということ、今、率直に述べてくれないですか。

○山田県土整備部長 県土整備部の技術職員の現在の体制でどうかというお話であります。まず、十分満ち足りているというふうには思っておりません。そして、こういった話も聞くわけですが、予算がひとところに比べたら半減しているから、職員は減らしてもいいんじゃないかという見方も聞こえてきますけれども、私はそんなことは絶対ないと。先ほど申し上げましたように、いろんな業務が膨らんできている。複雑・多様化しているということでもありますから、私としては、当然、これは満ち足りているとは思っておりませんし、じゃ、どれだけ足りないのかという話になりますと、なかなかそれはお答えづらい面もございます。そういう気持ちでございます。

○坂口委員 物すごく事務処理が義務づけられてきましたね。そして入札制度を変えたことで物すごく煩雑な内部処理がふえてきましたね。このことに対して、人手不足というのは歴然で

すよ。そして、事業量が半減したじゃないかというけど、補正だ、災害だとあったときに、死人まで出したじゃないですか。ほかの県まで応援に来てもらったじゃないですか。宮崎からも応援に行ったじゃないですか。そんなにしてピーク時は乗り切っているだけで、そのときに十分な人がいたわけじゃないんです。命がけて頑張っただけで何とか持ちこたえただけで、実際はそのときは人が足りなかったわけです。そのときにふやしていれば、僕らは減らしても心配事はないんです。ふやさずに、あれだけあったのをやり切ったんだから、まだやれるじゃないかと。事業量は減ったけれども、どれだけ法的な手続なりいろんなもの、まして甲乙対等の関係でしょう。質疑が一つ上がってきたら誠意を持って答えないかんでしょう。そんな内部の仕事がどれだけふえていますか。それを事務方にわかってもらわないと、技術職が余りにもかわいそうだなということと、青年隊の入隊もきのう、心配だと出ていましたけど、さっきも言ったように、公共事業というのはシフトされていくだけで、建設か保全か更新かで、今後とも、後継者、技術者はずっと要るんです。そこを勘違いしているような、毎年減らせと。将来は斜陽なんだと言うけど、パイは絶対必要なんですよ。2020年問題でも、維持管理、もうここの道は使わせないとかすれば別ですよ。しかしながら、皆さん、通ってくれという限りには、安全な道を確保、維持していくためには、保全だけでもそれだけの技術者は必要。そうすると、建設から保全の技術に職員もシフトしていかないといけないわけです、技術、知識というのを。そんな大切なときに人を減らされたり、出先でそれだけのクレームなりストレスを持ちながら、上司、課長も所長も次長もいないときに担

当一人で耐え得るのか、病気に追い込まれやしないですかということを行っているんです。かわいそうですよ。

僕は井上委員とも話したけど、あの30倍の試験を通過して、うちの息子は、おまえの息子はよかったなとお祝いするんですよ。何年かしたとき、「うつ」になってしまうんですよ。それはパーセント的にはごくまれですけども、いるんです。カウンセリングを受けている人たちがどれぐらいいるか、そしてどういうカウンセリングか、どういう処置が、あるいは処方が出されているかを人事はしっかり見らんと、本当、罪なことをやっていますよ。一生懸命県民のために一番頑張ろうとしてきている人たちをだめにしていって、こんな罪なことはいけませんよ、先ほどの人事課長ぐらいの報告しかできないんだったら。もっと詳しくメンタル面なんか心配して、あらゆることを知るべきです。それを外に出せとは言わないです。僕は共通点まで見えてきています。どういうところに行った人がそういうぐあいになりがちかなということ、最悪の事態になっているのに共通点も見えないというのは。これ以上は問題が大きいかから言わないけれども、僕らでさえそこらまで心配しているのに、総務というところは、もうちょっと県庁の職員を心配してかわいがないといけませんよ。何度も言いますが、かわいそう過ぎます。宮崎県のために一番考えて、一番県の全体的なことを知っているのは県庁の職員だと思います。町のことを知っているのは町役場の職員だと思います。いろんな法律から実態から、やらんならんこと、やっちゃいかんこと、これは職員が一番知っていると思うんです。特に出先の人たちは地域にかけてはだれにも負けないと思うんです。だから、そこらを

しっかり見きわめて、本当にいい県民サービスができるようにして、将来、誇りが持てるように、特に土木方なんて、自分がつくったものが100年もつんですよ。あれはじいちゃんがつくったのが3年目で壊れたやつよというのと、立派やろというのを、そこらまでやっぱり見きわめてあげるべきだと僕は思うんです。費用対効果を見ても、それが県民サービスの向上だと思うんです。くどくなるからやめるけど、これは出直してほしいというのが僕の気持ちです。それから説得材料を持ってきてほしいと。まだ要望ならいっぱいあります。

○星原委員 せっかくでありますからお聞きしたいんですが、再編に係る経緯という中で、行財政改革大綱2007、行政改革は我々議会も率先して進めなくちゃいけないという立場でありますから、それは進められていいんですが、そういう一連の流れの中で、2年前の6月に大綱がつくられて、この経緯の中でいきますと、19年の12月に高鍋土木事務所に関する請願、20年の6月に串間土木事務所の請願が来て、去年の12月に、議会としてはこの両請願を採択しているわけですね。そして今、半年しかしないのに、また今回、出張所として残すということではあるんですが、私から見ると、何でそんなに性急にまた出てきたのかなと、まず、そこだけを取りあえず先に聞かせてもらって次に行きたいと思います。

○成合管理課長 委員の御質問のように、前回、去年の12月に、県議会におきまして存続にかかわる両請願が採択されております。その請願の中身につきましては、委員各位御案内のとおりでございます。存続とあわせて、行財政改革の視点を踏まえつつ慎重に検討するというようなことをございましたけれども、それ以

降、県土整備部と総務部と、事務所の状況調査、あるいは関係機関との協議等、種々検討を重ねまして、今回の地元の御要望が非常に強かった、地域住民の方をしっかりと守るという安全性の確保とか、あるいは災害時の対応とか、あるいは住民サービスの確保等々をさまざまな視点から検討いたしまして、当初3年間の暫定的に配置する予定でございました駐在所を、恒久的な出張所に変えると。それとあわせて、今、いろいろ御議論いただいておりますけれども、入札制度改革とか、あるいは行政ニーズの多様化とか、いろんなさまざまな状況に対応する技術調整課の新設というような結論に至りまして、5月に今回の見直し案を決定いたしまして、今議会の提案という運びになった次第でございます。

○星原委員 そこで、今度、再編の効果ということで、業務執行体制の充実、災害時の対応強化、財政負担の縮減、こういうことで項目が挙がって、それぞれに掲げてあるんですね。私、これを見て、これだけでこういう形の再編を納得させる材料かなというふうに思うんです。というのは、一つは、うちも都城市と市町村合併を言われて合併したんです。そうしたら、今、何が起きているかといえば、まず人数が減らされた。行政サービスは落ちているんです。町民は今、しなかったほうがよかったという声が結構聞かれるんです。役所に行っても知らん人ばかり。相談もどういふ相談をしたらいいかわからんとか。本所に聞かなくちゃわかりませんとかいう返事が返ってくるんです。そういうのを見たときに、行政というのは行政側の仕事のやりやすさとか仕事の調整しやすさに行っている可能性があるのかなと。行政改革というのは、人を減らしたりいろんな機構を変えたりし

ないといかんけれども、県民サービスとか市町村民のサービスとかいうのが落ちていったらいけないと思うんです。どんな形であろうと以前よりか落ちることはいけないんだと。落ちない形でどうやっていくかというのがその中で行われながら、人も減る、あるいはいろんな機構も変えていく。そういう中で要するに住民サービスが落ちたら、それは何でもないんです。だれがやってもそういうことはできるわけです。そういうやり方じゃなくて、要するに、県だったら県民サービスを落とさないでどういう形で行政改革をやっていくのか、それが基本じゃないかなというふうに思うんですよ。

ですから、はっきり言えば出先というのは末端ですね。一番近く住んでいる人たちと接点を持っている場所なんです。土木事務所だったら土木事務所の人たちがその地域にあることで、要するに地域の住民からいろんな陳情、要望を受けながら、行政でできることをやって住民福祉に答えを出していると私は思うんです。そのときに再編で集約していくことで、今まであったところにいろんな人がいなくなる。別な形でカバーしますよという形は出てくるんですが、そこに住んでいる人たちが同じようになっていくという答えを出してくれるんなら別に構いませんが、私はそうじゃないような気がするんですよ。

今回、20名ぐらい削減した、20名が即やめていって県の経費の中で本当になくなるんなら、効果としていいんですけれども、そうじゃなくて、どこかに引き揚げてきて職員はどこかで働く。本所に来たり、あるいは違うところに異動になるだけだとしたら、果たしてそれが人件費の削減につながったりいろいろしていくのかなと。私は逆に、地域で一番こたえられる人数は

どれだけだと設定をして、単に串間を例にとれば、34名が、本当に34名必要であれば34名置かなくちゃいけない。だけど、3名、4名減らしてでもそのままでも置けるのなら、それでもいいかもしれない。そして住民サービスは全然落ちない。私は、そういうやり方のほうが行政改革であって、本課に集めたり、大きいところに集めていくだけが行政改革という考え方では決してないと思うんです。どんな場合でもやっぱり最低限、さっきから言うように、県民サービスなり住民の人たちが納得いく、そこに住んでいる人たちが今までとそう変わらないというような感じでどうやっていくかというところに考え方、視点を置いてこういうことを進めていかないと、何か強弱の関係で持って行ってしまわれて、弱いところは泣き寝入りみたいな感じになってくる。そういう形じゃない方法でどうするかというのを考えてほしいなというふうに思うんですが、そういった視点からの考えというのは今回の場合なんかではなかったものなんですか。どうなんですか。

○成合管理課長 委員の御質問に正確にお答えできないかもしれませんが、今回の再編につきましては、厳しい財政状況の中で、3つの地域を再編せざるを得ないというような状況の中で、当初案をお出ししたわけでございますけれども、19年6月に大綱で決定いたしましたして、具体的には夏に御説明しております。そのときに問題になっておりますのが、やはり委員御指摘のように、旧土木事務所管内に住んでおられる方、例えば高岡土木事務所管内に住んでおられる方のこの土木事務所に行く場合の時間距離、これのマイナス面というか、デメリットになるかと思えます。委員御指摘のとおりだと思います。そこで、見直し案としましては、できる

限り住民サービスに支障が生じないようにということで、出張所を設けまして、現在の事務所と同じところに設置し、引き続き所管区域全体の管理あるいは基盤整備を進めるという方針で県土整備部としては思っております。例えば道路占用許可とか、河川占用許可申請の窓口になるとか、極力、できる限り住民サービスに支障が生じないようにしたいと考えております。

今回の再編の目的は、行政改革の推進と業務執行体制の整備ということでございますけれども、先ほど、再編後の職員の人数等も聞かれたところでございますけど、今回の組織改正にあたりましては、特に、土木職等技術職については、工務部門について執行体制の充実を図るといようなことで、重複するポスト等のお話も申し上げましたけど、技術調整課の担当等に振り分けるなど、極力人数を減らさない方針で臨みたいと考えております。

○星原委員 結局、行政、皆さん方のほうの体制を整えるためにそういうことをやろうとしているかと思いますが、多分、それぞれの関係のところの市町村の首長さんや皆さん方が何とか守ってほしいとか、継続してほしいとかという話が請願として出てくるということは、やっぱりなくなると困ると。出張所で云々という、逆に権限もない、そういう人たちがいるだけでは安心できない、我々の考え方、いろんな地域の問題をそのまますぐに答えが出ない、あるいは要望、陳情等もなかなか厳しいんじゃないかと、そういうことがあるから多分、請願が出てくるんじゃないかなというふうに思うんですね。願意というのはそこにあって、その願意というのは、さっきから言うように、一番身近なところで生活している人たちの声なんです。それをどうとらえて、そして行革をどう進める

か、こういうことになっていくと思うんです。今、管理課長が言われることももちろん我々も理解します。議会としてもいろんな角度から行革はやらなくちゃいけないということは、当然、これまでいろんな角度で言っているわけですね。

だけど、一方では、先ほど坂口委員からも出ましたが、もし、地震が起きたときに、仮に日南に班が5班もできて、すぐにみんなで串間に行きますというのは、同時じゃなくて、台風災害とか1カ所その場所が壊れたときは行けるかもしれない。同じエリアの中が地盤沈下とか道路が寸断されたとき、行けるのかという問題が起きてくるわけですね。そういうときの処理は、どういう形で、日南側にいる5班の人たちが串間側にみんな行けるかと。自分ところも壊れているわけですから、それはできないと思うんです。じゃ、そのときの指示系統をだれがするのか。やっぱりそういう問題も一方では想定できるんじゃないんですか。最低限、どこまではそういう形で残しておかなくちゃいけないという、数の面の減らし方はそういうやり方かもしれないんですけど、そうじゃなくて、住んでいる人たちの部分、県民サービスの面からいったときにどうするのかという、そういう配慮が入っているのかどうかというのが、今回の出張所の形にはどうもそういう配慮がまだ足りないんじゃないかなという感じがするのでお聞きしているんですが、ここの再編の効果という項をみただけで、効果はこういう形で出ますよと言うけど、地域の人たちが本当にこれで安心して云々という形になるのかということにはちょっと疑問があるんですが、そういう点についてはどう考えるんですか。

○成合管理課長 なかなか難しい問題でござい

ますけれども、繰り返しになりますけれども、今回の再編につきましては、背景といたしまして行財政改革ということで、厳しい財政状況の中で、選択できる、限られた人材を有効に活用するためには、規模の拡大というような視点がございます。旧土木事務所になる管轄の市町村あるいは地元の皆様、そういった方々の御要望等も十分受けとめた中で、できる限り、極力スケールメリットを生かして、サービスが落ちないように、住民サービスが図れるように、そういった見直しをしました結果が、今回の出張所あるいは技術調整課というような案でございまして、地域の実情を考慮しながら、しっかりと新しい土木事務所の体制、人員配置を行ってまいりたいと考えております。御理解いただきたいと存じます。

○星原委員 それと、我々が東京を見て、霞ヶ関でいろんな決め事が決まって制度がおりにくる。地方から見ると、何だあいつら、地方のことを全然わかっていないんじゃないか、実情がわからんでいろんな政策を立てているんじゃないかと思うときもあるわけですよ。もうちょっと地域におりてきて、政策に入れる考え方は、北海道の農業の問題と宮崎の農業の問題じゃ違うんですね。本当に地域に合った政策を立てるべきじゃないかと思っておるわけですが、逆に県に置きかえると、県庁において物事を判断する、出先に行って云々、全部出先からと。昔と違って今はインターネットを使って政策でも何でも、うがった見方をすれば、逆に県庁の人たちがいろんな末端の部分にみんながおりにいて、集約する人だけが県庁においてもいいんじゃないかと。そうすると、実情が一番よくわかりながら、政策を立てられる。そういう発想が今後は出てくるんじゃないかなと逆に思うん

ですね。今までの考え方は、どうしても末端の部分を減らして上に吸い上げてくる形。逆に、ここには限られた人数がおって集計を集約するだけで、本当の生きたものはその地方に、その周りにそれぞれ配置されておって、そこでいろいろ打って実情を調べてきて、いろんな動向を調べてどうだと政策を立てていく、あるいはいろんなことをやっていったほうが、一番地域に即した考え方とか、地域との触れ合いの中で、首長さんとか、あるいは議員さんだとか、館長さんだとか、いろんな人たちの声を聞いて、一番身近なところでいろんなことを考える、そういうことも私はあっていいんじゃないかなという感じがするんですよ。

なぜ、それを言うかということ、前に、教育委員会の話を聞いて打ち合わせをするときに、あなたたち優秀な人たちが現場の学校の校長さんで行ったり教頭さんで行って子供を教えるべきじゃないかと。優秀な人たちを教育委員会に引き上げてきて、そこでこうこうやっているけど、本当の一番の問題は子育てだろうと。子供の教育だろうと。子供がどう伸びるかだろうと。だったら、あなたたちみたいな人が現場で子供を指導したほうがいい。かえって問題ある教員を教育委員会あたりに引き上げてきて我々とやったほうがいいんじゃないかと、そんな話をしたわけですけども。

今回のこういう問題でも、僕から見ると、昔は書類をつくって、車で来たり、いろんな形で持っていかなかちゃいけなかった時代だったけれども、今ははっきり言ってそんな必要はないんですね。だから、逆に出先を充実する方法も行革の一環として考えてもいいんじゃないのという発想ができないのかどうかということが言いたいわけです。やっぱり今後はそういうもの

も一方では考えて、そこに住んでいる人たち、住民、県民が何が一番困っていて、どういうことに取り組んでいったらいいのかということを取り上げて、そこに住んでみないと、はっきり言ってその風を感じないと私はわからないと思うんですね。そういうものまで引くくめた行革というのをうたっていないと、これからいろんな問題が起こるんじゃないかなと。理屈とか理論じゃなくて、現地がどういうことを望み、どうしてほしいとか、そういったものを考えながら取り入れていくべきじゃないかなと。ある部分にはですよ、すべてではないでしょうけど。そういうことも必要ではないかなというふうに思うんですが、そういう発想とかというものはないものなんですか。

○桑山行政経営課長 委員のおっしゃいますとおり、現場機能といいますか、出先機関の強化というのは大きな命題というか、必要なことだと思っております。それで、今回の案につきましては、19年にお示ししてから、市町村、関係団体からの要望等もありまして、請願を採択されてから6カ月程度かと思いますが、それより以前からいろんな見直し案等は考えてきたところでございます。その中で今回、技術調整課というものを各土木事務所に設けることといたしました。これは、いわば土木事務所の中で横断的に機能して、土木事務所の総合調整、市町村、地元の関係団体との調整等もあると思います。所内の調整等もやって、土木事務所の企画調整機能、ヘッドを持ったような、そういう出先機関として頑張っていたきたいというような思いを込めた組織の創設でございます。これは今回のスクラップを財源にして、なかなか厳しい財政状況でございますので、単純なビルドはなかなかできませんので、今回のスクラップ

の中で、これで十分とは言えないかもしれませんが、こういう体制を新たに設置して、おっしゃるような出先機関の強化ということを経営、スクラップの中のビルドとして盛り込んでおるつもりでございます。結果として、行革効果という意味では、出張所を残すこと等を含めて、このビルドで随分と減ってしまいますけれども、おっしゃるような意味でのプラス、今回の再編の効果というのは出てくるんじゃないかというふうに思っております。

○星原委員 最後にしますけど、今、行政経営課長が言うけれども、それはあなたの方の考え方であって、県民サイドとか私から見たら、地域に住んでいる人とか、こうしてほしいと望んでいる人たちが望んでそういう形にするのならないんですけれども、行政の立場の皆さん方がそのほうが効率がいいとか思っている。だけど、住んでいる人たちはそういう思いじゃないんですね。やっぱり日々の暮らしの中で、もし地震が来て云々したときにどうするんだろうと。権限のない人ばかりがおってどうするんだろうという、そういう不安があると思うんです。そういう部分はどう判断するんですかと。要するに、今回の場合、出張所にされれば多分、所長権限とかというのは、仮に串間の場合だったら、南那珂土木事務所になるみたいですが、そういうところの上に聞かないと多分判断できないと思うんです。だから、そういうことに不安があるんじゃないんですかと言いたいわけです。効率とかそういう面は今、説明を受けている範囲で当然わかります。私が言いたいのは、県民とか、そこに住んでいる市町村民の立場になった形でも配慮がしてあるんですかということを知りたいんです。

○児玉県土整備部次長 私どもの説明不足のと

ころもあると思いますので、そのあたりを御説明させていただきます。災害の対応なんですけど、まず、通常、連絡調整程度で済むような待機的时候は1班体制ぐらいで事務所に待機して連絡調整等をやる。もっと大きな災害、台風等が来るようなとき、現場に行ったりとかいろいろなことをせないかんようなときは、1班体制だけじゃなくて2班体制とか、そんな形で待機体制をとりながら対応するんですが、まず、本所と出張所がありますけれども、その事務所によって状況が違うかと思いますが、例えば本所に6、出張所に4とか、そういう割合で班編成しながら待機させる。そして何かあると出ていくわけですけど、さっき言いましたように、大きな災害があるようなときはその倍の人数で対応するというようなことで、基本的には、これまで土木事務所が対応してきたような形で現場対応をやっていくと。

なおかつ、出張所の所長には緊急施工の権限を持たせて、緊急に何かやらないかんようなときにはその出張所長の権限でやらせる。そしてもっと大規模なものなら当然、本所の所長とも相談しながら対応することになりますが、局部的に大きな災害が起こったときには、そこに人員を集中しますし、それが管内いろんなところにまたがるような場合、全県にまたがるような場合は、当然、出先だけじゃなくて、県庁、本庁からも対応するとか、そういう段階を踏んだ形で、基本的にこれまでのそれぞれの土木事務所が担っていたような役割が従来どおり担えるような形で体制を組んでいきたいと思います。やはり住民の安全・安心を守るのが大事でありますから、そういう形で対応したいと思いません。

○星原委員 児玉次長に返すようですが、だっ

たら、それぞれの3関係のところそういう説明をしてあげて、その人たちがそういうことなら大丈夫ですねと。請願も陳情も我々のところに上がってこなきゃいいんですよ。本当にそういう思いがあるのなら、そこまでの思いを伝えて、何が起きても、要するに台風災害とか、地震が起きてもこういう対応で今までと変わりませんよと、ちゃんとそのようにしますから御理解くださいと。相手方もわかりましたと、そこまでしてもらえば安心ですねという形になるのなら、僕は何も心配しませんし、何も言いませんが、本当にそこまで説明も行って、それぞれの市町村、納得しているんですか。

○岡村県土整備部次長 内容としては、具体的な役割分担表とかもお示ししながら、今、御説明申し上げたような内容で、特にポイントとしては2つなんですけど、住民サービスの確保ということで、地元に着した維持保全機能は地元に残させていただくと。いろんな許認可とか、そういうものについては受け付けから審査まで出張所でやらせていただく、いろんな相談も受けさせていただくということで、基本的には、本所まで行かずに大抵のことは終わるといような体制でやらせていただきます。その辺の御説明は申し上げております。結果的には、委員御指摘のように、地元の御要望としては従来どおりの事務所が必要だということでお伺いしております、非常に私どものほうが説明力不足といいますか、十分この内容の意を尽くせていないのかもしれないかもしれませんが、御指摘のように、なかなか御理解を得られていないという状況でございます。

○井上委員 今の星原委員の質疑に関連をしますけれども、今、お話を聞いていると、現実には出張所になったけど、土木事務所を置いて

いるときとそうは変わらないんですよ。総務部門を引き揚げただけですよみたいなふうに聞こえるじゃないですか。そういうことでしょうか。そういうふうに聞こえるじゃないですか。違うでしょう。土木事務所と出張所は違うのよ。わかりますか。だから問題視しているんですよ。

○岡村県土整備部次長 申しわけございません。御説明としては、当然、用地とか含んだ総務部門と建設改良部門を一元化させていただきますということでお話ししてあります。そして、道路・河川の維持保全については、地元の方は出張所で対応できるように人を配置させていただきます。これはダムもそうなんですけど、先ほど言いました。あと、いろんな道路、河川とか広告物とかの許認可とかありますけれども、そのあたりもまずは出張所で受け付け、審査をして、決裁は本所になるんですけれども。そういうような機能を持たせませうし……。

○井上委員 そういうことを聞いているのじゃないので、結局、私たちは、知事が出された政策としての行財政改革大綱というのについては基本的に同意をされていて、方向性としてはこうだと言っているわけです。県議会としては、高岡を残せとは言っていないですからね。全体の状況の中でどう議論したかということは先ほどから皆さんが聞いているんですけど、高鍋と串間については地域に残したほうがいいと、県議会では請願を採択しているんです。認めているわけです。ということは、県議会としては、その地域の中にはそれは必要だと認めているということなんです。議論が最初からかみ合っていないわけです。

それで、総務部長に、この中で検討をしていくときに、先ほど、星原委員からも出たけれど

も、いろいろな手の入れ方も含めてだけれども、そこにある土木事務所をただ出張所にして人数をマイナスにすると、なぜ、組織に手を出すときにはこう短絡的な物の考え方をするのがわからないわけです。組織のつくり方をするとき、そういう手の入れ方がわからないと言っているわけです。説明が委員の人はみんなわからないと思うんです。だから総務部を呼んでいるわけです。なぜ、これを検討していくときに、例えば総務部門の云々だったら、総務事務センターはどういう役割を果たしているとか、本庁のどこに手をつけてとか、県土整備部にどうつけて、総務部にどんなふうに入れて、そしてこういう形をとってというふうになぜ説明ができないのかということなんです。ある組織の中を単に出張所にして、ここをマイナス9、マイナス8、マイナス6、これをすればいいと、その感覚がおかしいではないかと言っているわけです。

先ほどから坂口委員がいろいろ言われるのに、総務部長は一回もきちんとお答えにならないけれども、知事は現実にこんなこともしているんですよ。一村一祭、そして中山間地域に盛り上げ隊といって県庁職員を派遣までしているんですよ。これは県内の課題として、政策としてそうしているんですよ。県庁の職員の人を行かせているんですよ。それは今回も、黒木正一委員も、これがどういういい効果が出るだろうかと期待をしているというふうに言われたけれども、みんなそれなりのことを考えながらそうやっているわけです。政策の一つ一つに全く整合性がない、関連性がないというような政策のあり方というのは問題ではないかと言っている。単にここにあるのを出張所にしてマイナス6、マイナス8、マイナス9というのは、これ

は本当に行政改革のありようでしょうかと聞いているわけです。そして、県議会としては、地域に串間土木、高鍋土木は必要であるというふうに認めているということです。この議論をかみ合うように議論してもらわないと。

そして、用地のことについて物すごく簡単に言われたけれども、皆さんが「うつ」になったりするの用地のところじゃないですか。若い人を用地の買収に行かせて、判こをつかせるまで待たせて、中間管理職は何をしていますか。私は今回の一般質問で取り上げさせてもらったけど、十分な回答は一人も、総務部長からも——教育長は物すごく現実にそれを受けとめているところもあって、悩みにも思っているから、それはそれなりの、個別に話しているから、よくわかっていらっしゃるところもあるかもしれないけど、管理職の方たちが抱えなければならない、リスクとして負わなければならない部分というのは大きいんですよ。私はそんなこと一つ一つの例に当たって申し上げたりはしていないけれども、私はそんな思いで今回の一般質問で取り上げさせてもらったんです。こういうふうに研修しますみたいな話で終わったけれども、「うつ」の原因が全部管理職だとは言わないけれども、職場のありようの一つの歯車としての管理職の力というのは大きいですよと申し上げているわけです。

土木関係のところの事務所で何人か若い子たちが死んでいった、その原因は用地係じゃないですか。手練手管のおじいちゃんのところに行って、判こついてもらうまでそこで待っていて、そんな道路の上をだれが通りますか。車を通しますか。現実に私はその自殺された人のところに行ってお話とか聞かせてもらったけど、頑張れ頑張れと言った親としての私が悪かった

と言ってお母さんは泣いていらしたけど、個別の事情というのはいっぱいあるわけです。どなたに聞いても、だれも御存じない。それが悲しいじゃないですか。私は議会でも何度もメンタルヘルスの問題も取り上げさせてもらった。だけど、個別課題なんて言えないじゃないですか。ここのだれさんのどこですよと言えないじゃないですか。だから、きちんと受けとめていただきたいと申し上げている。命をそんなに粗末にしていいとは思えない。

私は、緊急雇用対策でお金が来ているけれども、ある意味では、公的な部分が抱えてもいいのではないかと今、思うんですよ。企業誘致に5億出して、来るかどうか分からない人たちに5億出して、それだったら、ある意味、公的に抱えろよと。障がい者の人たちのところも公的に抱えろよと言いたい。それを政策的に打ち出してほしいとも思う。だけれども、一度もそれに対して、命に対して正確な執行部からの回答というのはない。これは非常に残念。だから、個別課題でこうやって突っ込んでいって言わざるを得ない。これを口ききと言うのかどうか知らないけれども、言わざるを得ない。御相談があれば、どうしても死ぬ前にはとめないといけない。だから、ずっと死ぬ前にとめているわけです、幾つかの具体的課題を。そういう意味では、教育長はそういうところは受けとめざるを得ない状況に今、おいでになる。私は総務部長のところにもそうやって行ったことがないから、別の方法ではあるけれども、ないわけです。実際、土木のところというのは物すごく多いですね。あなたたちが言った数は何ですか。私が知っているだけでの数でもこの数ではない。職場に復帰していくまでの間をどうしていくのかという問題とかもあるじゃないですか。

○山下総務部長 昨年度、たしか、井上委員には同じ委員会で議論も随分差し上げたと思うんですが、先ほど、人事課長が所管外で言及しなかった部分はあるんですけども、再々出ておりますように、職員のメンタルヘルスの問題というのは、工務部門だけではなくて、恐らくこの社会全体で非常に問題になってきている。特に、先ほど数字が幾つか出ましたけれども、傾向として、長期休職の方も相当出てきている、割合もふえていると。そしてかつ、復帰がなかなか難しいというのがその問題でございます。その中で我々はこういったことを、これは個別の問題について私が言及するわけにまいりませんけれども、システムとしては、管理者の研修なり、あるいは直接のリーダーの研修なりと幾つかの段階の研修が一つ。

それから、相談体制の問題、専門家も含めた、臨床心理士とか精神科医、こういった相談体制の問題、さらに不幸にして病気になられた方については、その後の復職のプログラムといいますか、そういったところまでやっとなんて整ってきたといいますか、おかげさまで20年度からそういう形で整いまして、17～18名のうちに14～15名は、うろ覚えで恐縮ですけども、復職の過程に入られて復帰されているという状況でございます。ただ、この病気の特徴として、非常に長引く、しかも再発する可能性が高いという問題がありますので、引き続きそれは気をつけていきたいと。

先ほどから再々、職員を犠牲にしてといただきますか、というふうに言われると、非常に私、総務部長としてつらいんですけども、そういった気持ちは全くありません。しかし、そうは言いつつも、公務であるし、頑張りたい。しかし、自分を捨ててまで頑張る——そこで

ちゃんと仲間がいるし組織があるじゃないかというのが私どもの基本的な態度でございます。

○井上委員 具体的なあれでいけば、若い子たちが、1人は完全な自殺だったんだけど、あと3人は職場に出れないような状態になっていたわけですね。何が原因かといったら、直接上の上司の人とその上の上司、この人たちはその状況を知っているのに、この管理職の人は、精神的におかしくなっているというのがわかっているのに、放置しているわけです。結局、若い子たちは指導もないままに用地のあれやら行かされ、そして詰められる、それでだめになっていくという経過だったんですね。それが何カ所もあって、あるところでは私の親友の長男が亡くなったわけだけでも、本当にそういうことって、部長もこうやってここに座っていらっしゃるけど、現実にあるわけです。私が心配しているのは、ほかの組織のところをきゅっと絞るのはまた違う意味で、土木に係る……。

それともう一つは、災害のありようも今までとは違うのではないかということなんです。地域の皆さんの安心・安全は、本当に今までの災害のありようとは違って来たということもあると思うんです。いろんな意味で、私たちはこの土木事務所が必要であると。串間が必要である。高鍋が必要である。総務部門のところを小さくしていいのなら、もっと総務事務センターとの連携、給与のところなんか引き上げて何かやったらいいじゃないですか。もっと違う形の土木事務所にすればいいじゃないですか。そういうことに手を突っ込んでほしいと言っているわけです。そういうところで人的なあれをうまく配置をしてほしい、考え直してほしいというふうに言っています。端的に言えば、串間と高鍋は残すべきであるというふうに言っている

わけです。それに対して答えてほしいと言っている。具体的にこれを残さないというだけの根拠みたいなのを議論経過も含めて私たちに示してほしいと言っている。これは350億云々含めて知事のマニフェストでもあるわけだから、あれほどマニフェストにこだわって、マニフェストにちょっと文句を言ったら、ブログにぶわっと個人名まで入れて書くような知事ですよ。あなたたちがそれを支えているわけだから、私たちにそこを教えてくださいと言っているわけです。根拠を教えてください。

○山下総務部長 最初にお話し申し上げたと思うんですけども、行財政改革大綱というのは、松形知事の時代から、坂口委員が言われたように、数期にわたり、もちろん、新しい知事になられて変えたんですけども、要するに、行財政改革の中身というのは、効率的な組織というのと効率的な財政ということが柱ですので、その中で組織というのは必ず触れているわけですね。明記しないまでも、恐らく行革大綱の数次にわたる中には、当然、この土木事務所の再編の問題は入っています。今回、明記したということでございます。

○井上委員 宮崎は確かに不幸な事件があったけれども、宮崎としては、建設業の業界というのは大切な業界なんです。昨日の商工の委員会的时候に、貸し付けを受けているところはどこが一番多いかといったら建設業業界なんです。借りられるところはまだいい。後はつぶれていくだけなんです。そういうことでいいのかということをお私たちは再三再四、議会の中でも追及しているわけです。一つの問題が物すごく全体に波及しているということ、関連性があるということをお考えいただきたいわけです。政策的な連動性だとか、そういうことをちゃんとマ

ニフェストの整合性がある形で言ってもらいたい。今回の知事と議員のやりとりを聞いていると、こっちはこう言われたのに、こっちはこうだと、整合性がなかなか私たちはわからない部分がいっぱい出てくるわけだけれども、だから、せめて皆さん方のところは整合性のある形で私たちに話してほしいわけです。議員もそんなにばかばかりだとは思えないんだけど、そんなに私たちが愚かだとは思えないんだけど、議員は愚かだ愚かだばかり言われるけれども、そんなふうにはばかりはないと思う。県議会も一生懸命考えてこれについては答えを出してきたと思う。誠意を持って答えを出したと思う。それに対して、誠意を持って私たちの県議会に対しても出してほしいと言っているわけなんです。議案の審議ができて、最終的に結論が出せるような、納得できるものを見せてほしいと言っているわけなんです。

○宮原委員長 答弁ができますか。

○岡村県土整備部次長 今の委員の御質問に直接はなかなか答えていないと思うんですけど、先ほどの請願については、現在の串間とか高鍋土木事務所を存続させてほしいということで、今、請願についてもう一度読み返してみたんですけど、確かにそういうことなんです。ただ、我々としては、その請願を何度も読み返したんですけども、住民サービスを確保する必要があるでしょうという点と、災害時の対応をしっかりとできるようにと。確かに、当初の案ではそこは危惧されたとか我々も反省いたしましたので、そのあたりについては今回、十分勘案して出すということで、この請願の趣旨に一定程度沿っているのではないかといいうふうなことで今回、提案させていただいたということでございます。

○井上委員 沿っていないから問題になっているんです。私たちの意見とは沿っていないから、これほど違うから、だから今、問題になっていて、こんなに時間がかかっている。

○坂口委員 請願の趣旨とかを酌んでと言うけど、一つには、出張所か駐在所は当面の間、3年ぐらいは残しましょうということだったですね。その3年というのを外しましたと言うけど、これはずっと残すという保証をなぜ、うたい込まないのか。永遠に残しますとなれば請願に沿ったという一つの条件が整いますよ。

それから、さっき、班を5つ6つ編成して、1カ所にいて効率的に動くんだと次長は説明されたけど、今まで事務所を超した連携はとっていませんでしたか。今までもとっていたでしょう。スタッフが減ればサービスは落ちますよ。今まで土木事務所を出て応援したなんていうものがあつたのなら別ですよ。そんなことはなかった。今までより人が減ってから、同じ動きをして何でサービスが高まりますか。そんなことでは趣旨に沿っていないと、それを見抜いているから騒いでいるということです。

それから、総務部長は、民間でも今、ストレスの時代だとか、心の病気がふえているとか言われたけど、民間は経営だから、うちのスタッフじゃ無理だとなれば、よそに行ってください、うちではできませんと断れるんですよ。受注あるいは製造をこれ以上はできないということ。公務は公のことを断れますか。うちではできませんのですわ、人がおらんのですわとできますか。おれができませんから、おまえやってくれんかと公権力を他人に頼めますか。その違いが民間とあって、公務員は自分の責任は100%果たさんといかん、人に任せられんし、逃げられんということをおぼろげにわかっていないと。民間もそれが多から公

務員も一緒だというのは大きな間違いですよ。公権力の行使なんていうのはほかに任せないでしょう。そうでしょう。

○山下総務部長 公権力の行使云々というのを言ったつもりはありません。

○坂口委員 民間と比べるから、民間でもそういうこと……。

○山下総務部長 全体的に、社会的な状況としてそういう方がふえているというのは、これは現実ですね。

○坂口委員 ふえているけれども、異常にふえているというのが今、地方自治体だということをおぼろげに言ったばかりじゃないですか。

今、言われた長期休暇、なぜ、公務員は断らざるを得ないんだということは、本来なら自宅で休んでおけよと上司が言わなきゃならん人が、担当がいらないんですよ。だから出ていかなざるを得ないんですよ。民間ならそれを休ませても、復帰しろよとか、会社をやめてくれとか、そういうことができるんです。公務員はできないでしょう。1人しか担当がいないうちに、これはちょっと今、弱っているよな、休ませよと上司がそれをやってくれますか。そこから追い込まれていくというのはそれなんですよ。だから公務員は違うんだと。責任を持って、しっかり責任を果たすことと、いい仕事をやること、それが最大の住民サービスなんだということです。そこで病気をさせたらサービスは低下する。

高鍋土木でこういうことがありました。人事は加配しているんだ、1人余計送っているんだと言うけど、その方が見えた、周りがケアしないといかんじゃないですか。3人いるところで加配というんだから、主査を外して2人だったでしょう。そうしたら、2人のところが3人に

なったけど、1人がケアすれば、その負担はむしろかかるんですよ。そしてもう一人は、また「うつ」になっちゃったんですよ。

だから、そういう帳じり合わせじゃないのかということと、先ほどのように、5班編成して効果的に動くと言うけど、スタッフが減ればサービスが向上するなんてだれも信じないですよ。そんないいかげんな説明じゃ、これは土、日やったりして終わりませんよということです。先ほど、僕は答弁を求めなかったけど、まだそれでもわからないのなら、一つ一つ求めていかざるを得ないですよ。ましてや、ここにうたい込んだからやっっていくんだ、御理解くれないうんじゃ、うたい込んだのが問題じゃないかということを行っているんです。

例えば公共事業、今、どんなになっているんですか。入札・契約の部署と発注部署と、透明性とか何とかの確保のためにとか何とか言っているけど、これはどんなになっているんですか。これは一晩やっても終わらんですよ。

○成合管理課長 坂口委員の御指摘の行革大綱2007での公共事業関係で、入札・契約事務を発注部門から分離するというような記載がございまして、これにつきましては、現在の考え方としては、工務部門との連携が必要な総合評価等の拡大とか、そういった対応等を考慮しまして、当面、現状のままという結論になっております。この理由といたしましては、当初、分離案を入れたときでございまして、その前の年、18年の末に全国知事会のほうも調達関係で指針を出しまして、その中に発注機関と契約部門の分離というようなものが入っておったわけでございまして、本県において一般競争あるいは総合評価の入札を始めまして、公告から落札決定までの一連の業務の中

で、設計内容に係る質疑とか、技術資料の審査とか、発注部門と契約・入札事務と非常に密接にかかわっております、これを統合するということになりますと、事務手続の煩雑さ、あるいは手違い等を生じるというような可能性がありまして、現在のところ、検討すべき課題が非常にあるというふうに認識しております。

○宮原委員長 2時間たっていますので、ここで休憩を入れたいと思います。

10分間休憩します。

午後3時3分休憩

午後3時12分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

引き続き質疑を受けたいと思います。

○坂口委員 今の2007の発注部署と入札・契約部署の分離、これもこの中にうたわれているわけですね。土木事務所の統廃合についても、両部で話をされてという説明があったんです。当然、両部で話し合いをされて、協議された結果これがよかろうと、ここに十分な精査なりを経てきて協議を重ねてうたった、それだけ精度の高いものだと思うんです。それでも、県土整備部長、こういうことをやったら工事が進みますか。完成しますか。何年かかければできないことはないでしょう。でも、今の工事をこんなことで消化できますか。まして経済緊急対策で80%の前倒しをやれと言っているわけでしょう。こんなばかなことができるわけないんです。これがなくってもできない。このことは協議を本当にされたら、部長は責任を持つなら、公共工事、あるいは業者との契約とかいうものに責任を持っていいものをつくろう、工期も守ろう、一番コストも安く終わらせていいものをしっかりつくって県民に供給しようとしたら、こんな

ばかなことはこれから消させることが僕は必要だと思うんですけど、入札・契約部署と発注部署とを別個にするなんていったら、県土整備部としてどう思われますか。これは協議されていなくて、総務部か、あるいは協議されたとしたら県土整備部の管理の事務方だけが書いたようなことしか——こんなばかなことがここに載ってくること自体、こんなもの印刷代ももったいないですよ。中身がないと思いますよ。土木事務所の統廃合だって、すべて横並び、その程度のレベルのものをうたっただけ、帳じり合わせ。違いますか、行政経営課長、しっかり相談して載せましたか。このことを実行したらどうなるということを把握されましたか。

○桑山行政経営課長 これにつきましては、当時、入札談合事件がその前に起きた状況でありますけれども、私の記憶では、直接、行政経営課におりませんでしたけれども、行政経営課と公共三部交えて、さまざまな入札・契約制度あるいは事務の見直し、そういったものが検討されたと記憶しております。その中でこういうことにも取り組もうというお話があったと思います。その結果を載せておるわけですが、先ほど管理課長が申しあげましたように、現時点では課題が存在するというところで実施に至っていないという状況でございます。

○坂口委員 現時点でなくて、当時から課題が見えたはずですよ。総合評価制度を導入したからとか、一般競争入札でなくて、契約約款とか歩掛かりとかに基づいて法的に契約をしていって、物をつくるためにはやってみなきゃわからない世界なんですよ。設計書どおりに物ができる世界でもないし、設計に漏れていることもある世界なんですよ。そういうとき分離していて、どこにだれがどう

尋ねて、だれが決裁して次の指示を出すんですか。さっきも言ったように、とめるたびに県はお金がかかることになるんですよ。それで工期が延びれば、損害賠償だって訴えられれば負けてしまうんですよ。そんなのを土木の技術方がこれをこれがいいですわと言うわけがないです、公共三部で話したとしたら。これだけは部長、責任あることを言ってくださいよ。こんなことをやられたら責任が持てないということは、土木の世界では入札制度改革前から当然のことですということを。僕はそう思うんですけど、違いますか。僕の考えは間違っていますか。これを分離したら事務的にマイナスこそあれ、少しもプラスはないと。たまたま偶然いいこともあるかもわかりません。でも、これだけ物事がシビアになってきて、一つの疑義でも許さないという甲乙の対等の関係になれば進まないんだということは……。

談合排除だったら、官製談合、そのためにこんなとばかりするのは太い間違いで、コンプライアンスを徹底すればいいだけのことじゃないですか。県土整備部長、これだけは土木の技術屋として、県民の税金を預かって、いいものを効率よく県民に一日も早くサービスを提供するんだという視点に立ったときには、入札制度が変わろうと変わるまいと、これは古来、土木の世界では決して理にかなったことではないですよということは今、言えるんじゃないんですか。

○山田県土整備部長 入札・契約事務と発注部門を分離して、現場で業者と連携していいものをつくっていかないかんわけですけど、分離してやると、御指摘のとおり、円滑に流れるかという点を考えますと、特に、今、総合評価でやっていますし、そういった内容を見ますと、

これは非常に問題があるというふうに思っております。

○坂口委員 部長は気を遣ってか知らんけど、今、総合評価だからと言われたけど、そうじゃなくて、総合評価だろうと何だろうと、工事の世界では決して効率的なことではなくて、県民のためになることではないですよ。ただ格好つけてただけですよ。何かが変わりますよと期待を持たせてただけで、最初からやれないとわかっていて変えたんじゃないのかと。やろうと思って変えたのならおめでたいなということをしているんです。これは消さなきゃしょうがないですよ、いつまでも載せていたら。消すのなら、この制度が今度は見えてきますよ。2006でつくって、2007、1年でこれはいかにとつくったものを、また消す。そんないいかげんな大綱だということが見えてきます。そうしたら、さっきのように、応援のチームを災害のとき、ちゃんと班をしっかりと、今度はどこでも行くんですよと言ったって、今までも来ていたけど、全体の人数は3名減らすと。それはだめだと市町村の人が怒るはずですよ。さっきも言ったように、首長5人、議長5人、県がやるべきことに一切加勢しないと。それで大丈夫なんですか、総務部長。これは総務部長がいないときに言ったかな。そんなことを目をつむって前に進むんですか、このほぐれも解かずに。

それから、技術調整課、企画調整みたいなものであるかも知らんけど、この心髄は、技術なり法の解釈なり何なりを、全県下、どこのだれが担当しようとか発注しようと同じ基準、同じ扱いをするんですよというのがここが果たすべき仕事だと思うんですね。これこそ一極です。まちまちに幾らでもリーダーがおったら、物づくりに関しての知見とか考え方の共有はできない

です。やっぱりこれは一元です。これが地元のサービス役とか担当の調整役なんて、むしろ混乱します。指示が変わってきますよ。現に土木事務所の所長の判断で違うことっていっぱいあるんですから。だから、これは効率的じゃない。これに人をとられるぐらいなら、今のままがまだうんと効率的にいきますよ。そして、技術調整監という者を置いて、そのもとにやっていくのか、推進機構をしっかりと利用していくのか。もう一回検討し直してください。やろうと思ったら、本当、朝までやっても足らんぐらいあるけど、みんなに迷惑だから、僕と野辺委員が関係するぐらいですけど、そろそろやめすけれども、今言ったことをいいかげんに扱ったら、後で責任がとれないことが起こると思うし、特に地元の反発を大きく招くことになると思いますよ、今のようないい説明を地元にしたなら。今の説明を聞いているといいばかりじゃないですか、よかったなというような。そうじゃないことが起こるということを僕は指摘しておきます。納得できなかったということを申し上げておきます。

○宮原委員長 このことについて答弁ができますか。

○坂口委員 市町村の反発に対しての腹決めだけは聞いてほしい。

○宮原委員長 児湯郡5町ということですね。

○山下総務部長 地元市町村に対しましては、引き続き御理解を得る努力を続けてまいりたいと思います。どうこう言っても宮崎県の範囲から児湯郡が出るというわけには——地理的にも当然ですし、これからも市町村と一体となって行政を進めないといけないわけですから、御理解を得るべく努力をしてまいりたいと思います。

○児玉県土整備部次長 まず、先ほど私が御説明した件で補足いたしますが、今回の再編に絡みまして、確かに事務所を合併するわけですから、本所と出張所になります。その中で土木の技術の職員につきましては、基本的には、ポストが必要になる部分はあるんですね。道路建設係、リーダーとか、そういった部分は減ると思っています。その減った部分を技術調整に振り向けるということで、基本的には土木の技術職員は余り減らないというふうに私たちは考えておりました、そういう前提でその部分を技術調整に持って行って全体の調整とかをやる。委員、いろいろ御指摘いただきましたけれども、そういう部署を各事務所に置くことによって、本庁からの指揮命令といいますか、そういったものもそこに統一して、さらにそこから事務所内の意見も統一するとか、そういう形でやることによって、今、担当がいろんな問題を抱えておりますけど、そういった部分が解決するんじゃないかと考えておりました、今回の再編案を検討する中で、当然、私どもも一緒に入って議論しているわけでございますけれども、私どもとしては、今回、この再編によってスケールメリットを生かして技術調整課をつくるのが、技術職員としては仕事がやりやすくなるんじゃないかなということで提案をさせていただいております。

それから、先ほどから坂口委員のほうからいろいろ技術力のことでお話いただきました。個別にはいろいろありますけれども、全体的に確かに技術力は十分かと言われると、私としては十分ではないと答えざるを得ないと思っております。そういったものを少しでもよくするためにも、今回、技術調整課をつくって効率よい仕事をやるのがプラスになるんじゃないかと。

あるいは、今、いろいろ取り組んでいますが、事務の簡素化とか、そういったことをやることによって、あるいはまた今、御提案もいただきましたように、OBを活用したり推進機構を活用したりして、若手技術職員の技術力を底上げすることが大事かなと。技術力を底上げすることによって、最初に将来に責任を持てるのかという御指摘もいただきましたけれども、私どもとしては、県土整備行政を担うように任せておられるわけでございますから、やっぱり将来に責任を持てるような仕事をしたいと思っております。そのためにどうするかというところで、技術力を上げて、少数精鋭で、今あるメンバーでより立派な仕事ができるように取り組みたいと考えております。そのためにいろんなことをやらないかと思っておりますが、今後も、委員の皆様方の御意見をいろいろいただきながら、そういったことにも取り組んでいきたいと考えているところでございます。御理解いただきたいと思います。

○野辺委員 総務部に来ていただきましたので、2～3伺いたいと思います。まず、総務部長、串間の市長に説明に行っていたと思うんですが、どういう内容であったか、教えていただきたいんですが。

○山下総務部長 先ほど来、県土整備部のほうで御説明しているような内容について、もちろん、その前に行っているんですけども、私のほうから再度説明して御理解をお願いしたところでございます。市長の反応は、よく汗をかいていただいたのはわかる。こういった形で一たん請願が採択された後、その後もよく汗をかいていただいてこういう案になったということはよくわかる。その意味で理解はするけれども、地元として、うんと言うわけにはいかんと

いう御返事でもございました。その後、総務課長さん以下3課長さんが入られたんですけれども、それは、先ほど来出ているような、例えば出張所で判断する範囲とかいったお話が出たところでございます。

○野辺委員 ただいま児玉次長のほうから説明がありましたが、午前中の県土整備部で聞いた技術調整課ですか、これは私としては、今度、土木事務所の再編で余剰人員をそちらに振り向けるという感じを受けたわけで、私の勘違いかもしれませんが、どうしても必要だという感じにはとらなかつたんですけれども、それはそれでいいんですが、行革の一環ですから、私も決して反対する気持ちはないんですが、午前中にも言いましたけど、例えば、今回の再編によって、同じことを言いますけれども、今、串間土木の漁港、港湾のほうは油津港湾事務所、南部港湾事務所というんですか、ここに移管すると。普通の道路建設業務等は日南土木に移管すると。そして串間にも出張所として維持管理部門は残すということでしょう。したがって、それらを考えますときに、今でも漁政の面は振興局になるわけですね。結局、内容によっては串間の出張所に行ったり、日南土木に行ったり、振興局に行ったり、南部港湾事務所に行ったりしなくてはならない、こういう不都合が私は出てくると思うんです。

したがって、私としては、以前から総合事務所方式、鹿児島県あたりは地域振興局であります。そういう形態にしてもらって、例えば、そういう中で、串間も保健所とか普及所とかなくなりましたので、そういう窓口業務を残すような形のすべての出張所という形で総合事務所方式がいいと。しかし、議会の答弁でもありましたように、それを否定されましたね。総合事

務所方式はいろいろ問題があるということでしたが、坂口委員が言われるように、西臼杵支庁にはメスが入れてないというのもあります。したがって、私としては、日南であっても、総合事務所方式でやって、すべての業務を残した形の出張所という形で、今後時間をかけて全部見直していただきたいという気がするわけですね。そういう方式であれば、今後、私も賛同できるとは思うんですが、部分的な統廃合ということですから、どうも今回も理解することができないわけでありまして。

したがって、結論から言いますと、先ほど、星原委員のほうから言われましたように、土木事務所をそのまま残して、そして人員が34名ですね。これを30名にするとか、各土木事務所を何名か削減してでも存続していただきたい、こういう考えであります。それをぜひお願いしたいと思うんでありますけれども、総合事務所方式について、部長、将来、時間をかけて全部見直すというのが本当は一番行革に結びつくと思うんですが、その点についてのお考えをちょっと……。

○山下総務部長 総合事務所方式というのは、一時期、各県、相当導入をして、各総合事務所に部長級の職員を置いて、その中で完結的にその地域の行政はできるというようなのを目指した時代がございました。その後、もちろんそういう形で残っている県もまだ相当数あるんですが、近年になって、それからまたもとに戻るといって自治体がふえてきておりました。特に、ことしの4月には3団体3県だったと思いますが、もとの形に戻すというのがございました。一方では、それは市町村合併とか、いわゆる自治体を取り巻く情勢が変わってきたというのが一つあったんだろうと思います。ただ、合併が

進む中で、例えば鹿児島県あたりは新たにそういう方式をとったという団体もごございます。

そういう意味では非常に揺れ動いている方式ではあるんですが、これは総務部長としてではないんですが、基本的には、県と市町村の権限、財源、人も含めてということになります。が、どんなふうに分権化するかということに結局はなるんだろうと思います。そういう意味で言えば、今、国と県というのは、いわゆる自治についてのいろんな議論をしておりますけれども、そこの次といいますか、それと並行して県というのも負担金の問題を含めて、やっぱり十分地方分権ということを考えながらやっていかなければいけない。そうすると、例えば、県内に7つの地方事務所が必要なんだろうと。むしろ、県の仕事というのを相当市町村にお任せして、ただし、その場合には当然、技術レベルなり専門的職員なりということが整っていることが必要ですけれども、そういった方向に行くのではないかというふうに私は思っております。

○野辺委員 そうなりますと、今、西臼杵支庁を存続するということについては、矛盾が出てくると思うんですけど。あその場合、何も問題はないということになるんですか。

○山下総務部長 西臼杵については、先ほど、行政経営課長が申し上げたとおりなんです。が、今、西臼杵支庁が処理している事務をどんなふうにしるかに、今、県はいろんな権限を市町村に出していますけれども、それはもちろん市町村が御希望されるものを市町村の権限としてということをやっていますけれども、もちろんお金は出しているんですが、人と、金も十分ではないということもあって進まないというのが現実なんですけれども、県の役割というのは、そんなふうに個別の事務、直接住民サービスに

かかわるような部分をずっとやっていけるかという、必ずしもそれは続かないのではないかと思います。そういう幅の広い中で支庁の問題も議論される局面は出てくるのではないかと思います。

○野辺委員 私は大きな組織でいいと思うんです。必要なところはすべての業務を残した出張所みたいな形で残してもらおうと、それが一番助かるわけですから、ぜひ、その辺は一回、総務部のほうで検討いただきたいなと思っておりますし、努力については理解できますけれども、はっきり申し上げまして、今回は賛成することはできないということを申し上げておきたいと思っております。

○宮原委員長 議案第2号、行政機関の設置条例に係る土木事務所の再編案についてということで議案をお出しいただいて、私どもに付託を受けていますが、それぞれまだあるのかなというふうには思っているんですが、皆さんと委員の中のやりとりで、皆さんの意見が、こちらから言っても答弁も大体同じようなことになってきているのかなというふうに思いますので、これを可決するのか否決するのかというのが私どもに与えられたところのかなというふうに思います。これ以上審議をずっとやっていっても、多分、何日やってもかみ合うところがなかなか厳しいのかなというふうに思っておりますので、徳重委員からあるようですから、徳重委員の分を2～3問受けて、終わりにしたいというふうに思います。

○徳重委員 まず、高鍋土木事務所を存続してほしいという陳情が先日なされたと思います。我々のところにもおいでになりまして、先ほど野辺委員から、串間の市長に会いに部長が行かれたということでありました。これだけの存続

を求める陳情が、今の廃止案については絶対反対だということで来ておりますが、その後において説明をされた経緯がありますか、この5町に対して。

○**山下総務部長** 5町の方がお見えになったのはいつですかね。ちょっとタイミングがずれているかもしれませんが、前後、どちらが前かはわかりませんが、私からも直接お会いしてお話ししたことはございます。

○**徳重委員** 6月5日に陳情がなされたんですが、それはいつごろですか。

○**山下総務部長** 6月5日というのは議会運営委員会が開かれた日だったと思いますけど、その前にたしかお話をしたと思います。

○**徳重委員** これだけの陳情をされて、その前に話をされても、なおかつ、納得できないということでおいでになったわけですから、我々は議会として請願も採択していることですから、これは重く受けとめなきゃならないということが一つあります。そのことは一応申し上げておきたいと思います。

それともう一つ、どうも納得できないのが、高岡土木事務所を宮土と一緒にして中部土木事務所という形で、高岡出張所を置くということですね。ここが納得できないんですけど。と申しますのは、10分か15分で宮崎まで、今の土木事務所まで来れるわけですね。10分、15分で来れる場所にそういうところが必要なのか。この出張所にも20人の職員を配置すると。なぜ、そんなにここが必要なのか、その理由についてお知らせください。

○**成合管理課長** 委員の御指摘のとおり、19年の当初案には高岡駐在所というものはございませんでした。駐在所の当初の機能が暫定的なもの、あるいは道路、河川の改修でやり残したと

ころを暫定的にやるというような形で駐在所の機能を考えておったわけでございますけれども、今回の見直し案につきましては、出張所につきましては、期間を設けずに、いわゆる恒久的に設置するというので、その機能も災害時の即応体制をできる限り確保する、あるいは住民サービスの維持というような観点で見直しを行ったところでございます。高岡につきましては、宮崎土木から30分程度でございまして、高岡管内は非常に河川災害が多い地域でございまして、その辺の実情等を考慮し、今回、高岡出張所として設置することとしたところでございます。

○**徳重委員** 今、30分ということをおっしゃいましたが、そんなにはかからないだろうと思います。現実にはこうして行政改革をする上で、だれが見てもこれは納得いけるなど、この改革だったらいいなというようなものにしてもらわなければいけないかなということを私は考えております。

それともう一つ、ついでに申し上げておきたいんですが、先ほどから出ておるんですけど、用地担当、これは物すごく大事な仕事だと思っています。用地交渉が進まないとなんの仕事もできないわけです。土木関係はすべて用地が原点だと思っています。先ほどから、そのことによって「うつ」になったり命を落としたりというような話もずっとありました。そのことを考えると、この用地係というのは、夜遅くまでお願いに行って、頭を下げて、何と言われても我慢して帰らなきゃならない、そういう仕事なんですね。大変な仕事です。その方が距離が遠いと大変ですよ。やっぱり串間は串間に、日南から串間に夜遅く行くというのは大変、夜遅くなったら大変です。もし、出張所が置かれるん

だったら、土木事務所にしっかりとしたものがないければ仕事が全く進まないというようなことを考えておりますので、もちろん存続賛成というような考え方でありますが、そういった考え方もぜひひとつお持ちいただきたいと考えております。これは意見として一応申し上げておきたいと思っております。

○宮原委員長 意見ということですので、それでは、先ほど言いましたように、これ以上いってもなかなかかなと思っておりますので、ここで質疑を打ち切るということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、以上をもちまして審査を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 43 分休憩

午後 4 時 27 分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「議案第 2 号を除いて一括」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、議案第 2 号を除いて、あとは一括ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、議案第 2 号について採決いたします。

議案第 2 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宮原委員長 挙手少数であります。

それでは、念のため、反対採決を行います。

議案第 2 号について、可決すべきものとすることに反対の方の挙手を求めます。

〔反対者挙手〕

○宮原委員長 挙手多数。よって、議案第 2 号は否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 1 号、第 5 号、第 8 号、第 13 号について、一括して採決いたします。

議案第 1 号、第 5 号、第 8 号、第 13 号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 御異議なしと認め、よって、議案第 1 号、第 5 号、第 8 号、第 13 号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。まず、請願第 9 号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 継続という意見がありますので、それではお諮りいたします。

請願第 9 号を継続することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宮原委員長 挙手多数。よって、請願第 9 号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第 19 号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、お諮りいたします。請願第 19 号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宮原委員長 挙手多数。よって、請願第 19 号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査につきましては、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

○坂口委員 きょうの議案第2号に対しては、みんなが心配するように、行革の流れに反対するものではないと言うけれども、これは行革の視点からの検討をされたものではないというようなことがわかるようにしないと、これは愛みやざきにも後でお願い事が関連してあるんですけど、とにかくそのところは、本当の意味でのこれが行革かというところのまだ説得力を持っていないような、理解が持てないようなということを報告書にまとめてもらえるといいかなという気がするんです。そこはだれも言わないところですが。

それと、職員の人がいかに深刻な状況になって頑張っているかということ等も。

○井上委員 ちなみに参考までに、愛みやざきさんは、高鍋土木と串間土木の請願については反対されたんだったですかね……。

○宮原委員長 暫時休憩いたします。

午後4時32分休憩

午後4時41分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

それでは、お諮りいたします。

委員長報告につきましては、ただいままでいただきまして御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会についてであります。

今年度は、7月24日（金）に開催を予定しております。当同盟会は当委員会が主体となって活動を行うこととなっております。委員長が報告を行うこととなっております。この報告に当たって、お手元に配付の委員長報告骨子（案）をもとに行いたいと思いますが、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、総会における委員長報告につきましては、皆さんの意見を踏まえながら、詳細につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのようにいたします。

なお、総会当日は、午前11時から総会における委員長報告を協議するための全員協議会、午後1時30分から基調講演、午後2時10分から総会となりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、閉会中の委員会についてであります。7月は高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会の総会の前々日、22日（水）に高速道路の整備等についての説明を受け、質疑を行った後、総会における委員長報告について協議を行いますので、よろしくお願ひいたします。

暫時休憩をいたします。

午後 4 時43分休憩

午後 4 時47分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

県外調査についてであります。

県外調査につきましては、8月26日から28日にかけて、ただいまいただきましたような御意見を踏まえて実施することとし、詳細につきましては、正副委員長に御一任をいただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、具体的な行程等につきましては、後日、御連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 ないようですので、以上で委員会を終了いたします。委員の皆様には長時間お疲れさまでした。

午後 4 時47分閉会